

第百五十九回
会

参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃
事態等への対処に関する特別委員会会議録第十号(その一)

平成十六年五月二十六日(水曜日)

午前十一時四十九分開会

委員の異動

五月二十日

辞任

渡辺 孝男君

補欠選任

高野 博師君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

清水 達雄君

田村 公平君

常田 享詳君

舛添 要一君

齋藤 勁君

若林 秀樹君

高野 博師君

小泉 親司君

委員

有村 治子君

大野つや子君

小泉 顕雄君

後藤 博子君

中原 爽君

西銘順志郎君

野上浩太郎君

福島啓史郎君

藤野 公孝君

松村 龍二君

三浦 一水君

森田 次夫君

山崎 力君

池口 修次君

岩本 司君

神本美恵子君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

國務大臣

外務大臣

(防衛庁長官)

國務大臣

副大臣

外務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

田中 信明君

鳴谷 潤君

阿部 正俊君

石破 茂君

井上 喜一君

川口 順子君

久間 章生君

前原 誠司君

遠藤 乙彦君

佐藤 道夫君

橋本 寛治君

高橋 千秋君

辻 マルティン君

平野 達男君

森 ゆうこ君

遠山 清彦君

森本 晃司君

吉岡 吉典君

吉川 春子君

大田 昌秀君

山本 正和君

久間 章生君

前原 誠司君

遠藤 乙彦君

石破 茂君

井上 喜一君

川口 順子君

久間 章生君

前原 誠司君

遠藤 乙彦君

石破 茂君

井上 喜一君

川口 順子君

久間 章生君

前原 誠司君

遠藤 乙彦君

石破 茂君

井上 喜一君

川口 順子君

久間 章生君

前原 誠司君

遠藤 乙彦君

石破 茂君

井上 喜一君

川口 順子君

久間 章生君

前原 誠司君

遠藤 乙彦君

石破 茂君

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○武力攻撃事態における捕虜等の取扱に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○政府参考人の出席要求に関する件
○委員長(清水達雄君) ただいまからイラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る二十日、渡辺孝男君が委員を辞任され、その補欠として高野博師君が選任されました。

○委員長(清水達雄君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(清水達雄君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に高野博師君を指名いたします。
○委員長(清水達雄君) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱に関する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件の十案件を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。井上國務大臣。

○国務大臣(井上喜一君) ただいま議題となりました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案及び国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

初めに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案について御説明申し上げます。

我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、我が国に対する外部からの武力攻撃に際して、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な法制を整えることは、国家としての当然の責務であり、こうした観点から、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、いわゆる事態対処法が整備されました。

本法律案は、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他必要な事項を定めることにより、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、総則的事項として、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民

民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないこと、国民は国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとするなど、国民の保護のための措置を実施するに当たっては日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないこと、国及び地方公共団体は国民に対し正確な情報を提供しなければならないこと、国は武力攻撃事態等対策本部において国民の保護のための措置を総合的に推進すること、地方公共団体は都道府県国民保護対策本部又は市町村国民保護対策本部を設置し、当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を総合的に推進すること、政府は武力攻撃事態等に備えて国民の保護に関する基本指針を策定し、地方公共団体及び指定公共機関等は基本指針等に基づいて国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画を作成すること等を定めております。

第二に、住民の避難に関する措置について、対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは警報を発するとともに、関係都道府県知事に對し所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示すること、避難措置の指示を受けた都道府県知事は市町村長を通じて住民に対し避難の指示をすること、市町村長は消防を含む市町村職員を指揮し、警察等の関係機関と連携して避難住民を誘導しなければならないこと等を定めております。

第三に、避難住民等の救援に関する措置について、都道府県知事は避難住民等に対し、食品の給与、医療の提供その他の救援を行わねばならないこと、都道府県知事は必要があると認めるときは救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができ、都道府県知事は救援を行うため必要があると認めるときは、医薬品、食品その他の救援の実施に必要な物資につい

ての売渡しを要請すること等ができること、地方公共団体の長、総務大臣その他の関係機関は、避難住民等の安否情報を収集し、照会に対し回答すること等を定めております。

第四に、武力攻撃災害への対処に関する措置について、国は自ら必要な措置を講ずるとともに地方公共団体と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を的確かつ迅速に実施しなければならないこと、地方公共団体はその区域に係る武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならないこと、指定行政機関の長は危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を命ずることができること、内閣総理大臣は放射性物質等による汚染への対処のため関係大臣を指揮し必要な措置を実施しなければならないこと等を定めております。

第五に、国民生活の安定に関する措置等について、指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生ずるおそれがあるときは、法令の規定に基づいて適切な措置を講じなければならないこと、電気事業者、ガス事業者その他の指定公共機関等は、武力攻撃事態等において、電気、ガスの安定的な供給等必要な措置を講じなければならないこと等を定めております。

第六に、復旧、備蓄その他の措置について、指定行政機関の長等は武力攻撃災害の復旧を行わねばならないこと、指定行政機関の長等はその国民の保護のための措置の実施に必要な物資等を備蓄等しなければならないこと、指定行政機関の長等は武力攻撃事態等において国民の保護のための措置に係る職務を行う者等に対し特殊標章を交付できること等を定めております。

第七に、財政上の措置等について、国及び地方公共団体は、この法律の規定に基づく処分が行われたときは当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないこと、地方公共団体は実施する国民の保護のための措置に要する費用につい

ては、原則として国が負担すること等を定めております。

第八に、緊急対処事態に対処するための措置については、住民の避難、避難住民等の救援、災害への対処に関する措置など国民の保護のための措置に準ずる措置を講ずること等を定めております。

このほか、大都市の特例、罰則に関する規定その他の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

引き続きまして、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一は、政府は、武力攻撃事態等において、的確かつ迅速に行動関連措置を実施するとともに、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めることとし、並びに、地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、要請に応ずるよう努めるものとす

るものであります。

第二に、行動関連措置は、我が国に対する武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に

じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであつてはならないこととするものであります。

第三に、政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うこととするともに、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとするとし、並びに、防衛庁長官は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊から道路の工事に係る連絡を受けたときは、自衛隊法の規定の例に準じて関係機関に通知することとするものであります。

第四に、国は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊による、通行に支障がある場所を迂回するために通行緊急通行又は通行の妨害となつてゐる車両等の物件の破損により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ自衛隊法等の規定の例により、その損失を補償しなければならないこととするものであります。

第五に、武力攻撃事態等対策本部長は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができることとするものであります。

第六に、自衛隊の行動関連措置としての物品及び役務の提供について規定するとともに、役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己とともに当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入つた者の生命等の防護のため一定の要件に従つて武器を使用することができるとするものであります。

第七に、内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠と認めるときは、その告示をして定めた地域内に限り、

期間を定めて、当該土地等を使用することができると等とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

引き続きまして、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿つて、港湾施設や飛行場施設等の利用に關し必要な事項を定めるものであります。

武力攻撃事態等においては、事態の推移に応じ、多数の指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等により対処措置等、すなわち、武力攻撃からの国民の生命、身体及び財産を保護するための措置又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするための措置並びに武力攻撃を排除するために必要な自衛隊及び合衆国軍隊の行動等が実施されます。

港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波は、対処措置等の実施において、利用が不可欠であり、かつ、利用の集中が予想されるものであるため、対処措置等の確かつ迅速な実施を図るためには、その円滑かつ効果的な利用の確保が極めて重要であると考えております。

このため、これら特定公共施設等の利用に關し、その総合的な調整を図り、もつて対処措置等の確かつ迅速な実施を図るため、指針の策定その他の必要な事項を定める必要があります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、武力攻撃事態等における港湾施設、飛行場施設等の利用について、対策本部長は、対処措置等の確かつ迅速な実施を図るため、特定の地域における港湾施設又は飛行場施設の利用に關する指針を定めることができること、対策本部長は、特定の港湾施設又は飛行場施設に關し、対処措置等の確かつ迅速な実施を図る上で特に必要があるとき、は、港湾施設又は飛行場施設

の利用に關する指針に基づき、当該施設の管理者に対し、特定の者に優先的に利用させるよう要請することができると、当該要請に基づく所要の利用が確保されない場合等においては、事態対処法第十五条に定める内閣総理大臣の権限を行使することができることとするものであります。

第二に、武力攻撃事態等における道路の利用について、対策本部長は、対処措置等の確かつ迅速な実施を図るため、特定の地域における道路の利用に關する指針を定めることができることとするものであります。

第三に、武力攻撃事態等における海域、空域の利用について、対策本部長は、対処措置等の確かつ迅速な実施を図るため、特定の海域又は空域の利用に關する指針を定めることができること、海上保安庁長官は、海域の利用に關する指針に基づき、船舶の航行の安全を確保するため、特定の海域において船舶の航行を制限することができること、国土交通大臣は、空域の利用に關する指針に基づき、航空機の航行の安全を確保するため、飛行禁止区域の設定等の措置を適切に実施することとするものであります。

第四に、武力攻撃事態等における電波の利用について、対策本部長は、対処措置等の確かつ迅速な実施を図るため、特定の電波の利用に關する指針を定めることができること、総務大臣は、電波の利用に關する指針に基づき、特定の無線通信を優先して実施をするために必要な免許条件の変更等を行うことができることとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

最後に、国際人道法の重大な違反行為の処罰に關する法律案について御説明申し上げます。

武力攻撃事態等に対処するに当たつては、傷病者、捕虜、文民等の武力紛争の犠牲者を保護することによつて、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の確な実施を確保することが重要であります。また、我が国として、

国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国民の生命、身体及び財産を保護するに資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

このような趣旨から、事態対処法第二十一条第二項では、「事態対処法は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確な実施が確保されたものでなければならない」と規定しており、本法律案はこの規定を受けて、国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、これら国際人道法の確な実施の確保に資することを目的とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、締結について御承認をいただくため今国会に提出されているジュネーブ諸条約第一追加議定書の実施のために必要である重要な文化財を破壊する罪、捕虜の送還を遅延させる罪、占領地域に移送する罪及び文民の出国等を妨げる罪の新設等、所要の法整備を行うこととしております。

重要な文化財を破壊する罪は、武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊する行為を処罰することとしております。

捕虜の送還を遅延させる罪は、捕虜の送還に關する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となつた武力紛争が終了した場合等において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国等への捕虜の送還を遅延させる行為を処罰することとしております。

占領地域に移送する罪は、占領に關する措置の一環として占領地域に入植させる目的で、自国民等を占領地域に移送する行為を処罰することとしております。

文民の出国等を妨げる罪は、出国の管理に關す

る権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民の出国を妨げる行為等を処罰することとしております。

第二に、これらの行為その他のジュネーヴ諸条約等が規定している重大な違反行為について、これらの条約による国外犯の処罰を可能にするため、所要の法整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

なお、これらの法律案のうち、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案及び武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案につきましては、衆議院において一部修正されております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(清水達雄君) 次に、石破防衛庁長官。○国務大臣(石破茂君) たいいま議題となりまして武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案について申し上げます。

本法法律案は、武力攻撃事態に際して、我が国領海又は排他的経済水域を含む我が国周辺の公海における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手段並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手段等を定めることを内容としております。

昨年六月に成立した武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律において規定されておりますとおり、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図るため、自衛隊の行

動を円滑かつ効果的にするための措置に係る法制を整備していく必要があります。

本法法律案は、かかる考え方を踏まえ、武力攻撃事態に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、停船検査等の措置その他の必要な事項を定め、我が国の平和と安全の確保に資することを目的として提案するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、防衛出動が命ぜられた海上自衛隊の部隊に対し、我が国領海又は我が国周辺の公海における外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、防衛庁長官は、内閣総理大臣の承認を得て、停船検査等の措置の実施を命ずることができるとし、そのために必要な規定を整備するものであります。

第二に、外国軍用品等及びそれを輸送する船舶に係る規制措置について、必要な規定を整備するものであります。

第三に、外国軍用品等を輸送している疑いのある船舶が実施区域を航行しているときは、当該船舶を停止させ、積荷等の検査を行うことその他船舶検査及び回航措置の手段、武器の使用について、必要な規定を整備するものであります。

第四に、防衛庁に、船舶又は積荷の取扱いについて審判等を行う機関として、臨時に、特別の機関として外国軍用品審判所を置くこととし、その所掌事務等の規定を整備するとともに、同審判所における審判の手段、審決の執行等について、必要な規定を整備するものであります。

第五に、補償、罰則に係る規定等を整備するとともに、附則において防衛庁設置法等について所要の改正を行うものであります。

次に、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案について申し上げます。本法法律案は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるよう

にするとともに、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、いわゆるジュネーヴ第三条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の確かな実施を確保するため、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めることを内容としております。

昨年六月に成立した武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律において規定されておるとおり、武力攻撃事態が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図るため、自衛隊の行動を円滑かつ効果的にするための措置に係る法制を整備していく必要があるとともに、武力攻撃事態に対処するに当たっては、傷病者、捕虜、文民等の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の確かな実施を確保することが重要であり、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

本法法律案は、かかる考え方を踏まえ、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定め、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の円滑かつ効果的な行動の実施に資するとともに、武力攻撃事態におけるジュネーヴ第三条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の確かな実施を確保することを目的として提案するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、捕虜等の人的な待遇を確保すること、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護することその他捕虜等の取扱いに関する責務等を定めるものであります。

第二に、敵国軍隊等の構成員その他この法律案の対象となる捕虜等の範囲を定め、防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が捕虜等の資格を有するに疑うに足る相当の理由のある者を拘束できる権限を整備するとともに、拘束された者についてその資格を認定するために必要な手続を規定するものであります。

第三に、捕虜等の抑留その他の業務を行うため、陸海空三自衛隊の共同の機関として、臨時に捕虜収容所を設置できるとするとともに、捕虜等の人的な待遇を確保するため、ジュネーヴ第三条約その他の国際人道法の規定に従って、必要な食糧、衣服等の提供に係る規定、敵国衛生要員による医療活動の実施その他の衛生、医療に係る規定、捕虜等と外部の通信に関する規定及び捕虜等に対する金銭給付に係る規定その他所要の規定を整備するとともに、捕虜等の規律違反行為に対する懲戒制度を整備するものであります。

第四に、捕虜等の資格認定及び抑留中の懲戒処分に対する不服申立てを審理するため、防衛庁に捕虜資格認定等審査会を臨時に設けるとともに、その審理手続等所要の規定を設けるものであります。

第五に、捕虜等の送還その他の抑留の終了に必要な規定を設けるものであります。

第六に、捕虜等の拘束及び抑留業務の目的達成に必要な範囲の自衛官による武器の使用権限、捕虜等が逃走した場合の再拘束の権限並びにそのために必要な調査及び土地等への立入りに関する規定、捕虜等の所持品の領置に係る規定、重傷病捕虜等の送還の決定等に関与し得る独立した委員の指定に係る規定、その他所要の特別措置等に係る規定を整備するものであります。

第七に、敵国衛生要員等が行う医療活動に関する守秘義務違反に係る罰則を整備するものであります。

最後に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

武力攻撃事態等に際しての活動及び国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に必要な物品又は役務の自衛隊とアメリカ合衆国の軍隊との間における相互の提供に関する枠組みにつきましては、これまで日米等で検討を続けてきたところでありますが、今般日米間で合意に達し、二月二十七日に、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定に署名が行われたところであります。

本改正協定は、自衛隊と米軍との間の緊密な協力関係を促進し、もって日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用及び国際連合を中心とする国際平和のための努力等に寄与するものであります。が、本改正協定に定める物品及び役務の提供を、自衛隊が行うことができることにするためには、自衛隊法を改正することが必要であります。

本法律案は、天災地変その他の災害に際して災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊、外国における緊急事態に際して邦人の輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊、及び訓練、連絡調整その他の日常的な活動のために本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する合衆国軍隊に対する物品、役務の提供権限を整備し、併せて所要の規定の整備を行うものであります。

以上が、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(清水達雄君) 次に、川口外務大臣。

○國務大臣(川口順子君) ただいま議題となりました日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の

協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

日米両政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に言う武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際しての活動、並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供を、平成八年に締結され、平成十一年に改正された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定によって確立された枠組みに従って行い得るようにするため、現行協定を改正することにつき協議を行ってまいりました。その結果、政府は、現行協定を改正する協定の案文について、米政府との間で最終的合意を見るに至ったので、平成十六年二月二十七日に東京において、先方ベーカー駐日大使との間でこの協定に署名を行った次第であります。

この協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は周辺事態に際しての活動に必要な後方支援、物品又は役務の提供について現行協定が定める自衛隊と米軍との間の相互主義の原則に基づく枠組みを、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に必要な後方支援、物品又は役務の提供についても適用し得るようにするため、現行協定を改正するものであります。

この協定による現行協定の改正により、日本国の平和及び安全に寄与することとなるとともに、国際連合を中心とした国際平和のための努力等に積極的に関与することとなると考えられます。よって、ここに、この協定の締結につき御承認を求める次第であります。

次に、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

武力攻撃事態等に対処するに当たっては、傷病者、捕虜、文民等の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の的確な実施を確保することが重要であります。また、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであり、傷病者、捕虜、文民等の保護並びに戦闘の方法及び手段の規制等について規定するものであります。我が国がこの追加議定書を締結することは、国際人道法の的確な実施を図るとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この追加議定書の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

いわゆる内乱等の非国際的な武力紛争に対処するに当たっては、傷病者、文民等の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の的確な実施を確保することが重要であります。また、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に

対する信頼を一層向上させるものであります。

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであり、傷病者、文民等の保護及び戦闘の方法の規制等について規定するものであります。我が国がこの追加議定書を締結することは、国際人道法の的確な実施を図るとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この追加議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(清水達雄君) この際、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案及び武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員久間章生君から説明を聴取いたします。久間章生君。

○衆議院議員(久間章生君) ただいま議題となりました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案及び武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案に対する衆議院の修正部分につきまして、その内容を御説明いたします。

まず、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する衆議院における修正部分について御説明いたします。

修正の第一点は、緊急対処事態に関する事項についてであります。

政府原案では、緊急対処事態への対処については緊急対処保護措置に着眼して国民保護法案に位置付けていますが、国民保護措置だけに限定することなく、事態対処法において緊急対処事態への対処に関する規定を設けるべきであるとの意見が出されたところであります。

このような意見を踏まえ、緊急対処事態への対処については、緊急対処保護措置のみならず、攻撃の鎮圧等の事態を終結させる措置についても対

処方針に定めるとともに、緊急対処事態への対処については事態対処法の中に位置付けることとし、事態対処法について所要の改正を行うこととしたものである。

具体的には、緊急対処事態の認定については、政府原案では、対処方針の策定とは別にすることとしていたが、対処方針において緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実についても定めるものとし、対処方針の策定と緊急対処事態の認定が同時に行われることとしたところである。

また、緊急対処事態の認定についての国会の承認については、政府原案では規定がなかったところですが、国会の事後承諾に係る規定を設けることとし、国会の適切な関与が担保されるようにしたところである。

さらに、国会が緊急対処事態への対処措置を終了すべきことを議決した場合には、政府の実施する当該措置が終了されるよう、所要の規定を追加したところである。

以上の修正については、すべて事態対処法に規定することとした。

修正の第二点は、国の現地対策本部の設置に関するものである。

政府原案では、国の現地対策本部について規定を置いていないことから、災害対策基本法と同様に、武力攻撃事態等においても現地対策本部を設置できるようにすべきであるという意見が出されたところである。

このような意見を踏まえ、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を行う組織として現地対策本部を、また、緊急対処事態においても同様に、現地対策本部を設置することができるよう、所要の規定を追加したところである。

修正の第三点は、訓練に関するものであります。訓練については、災害も含めた幅広い事態に対応できるよう趣旨を盛り込むべきではないかという意見があったことを踏まえ、国民の保護のため

めの措置の訓練については、災害対策基本法に基づく防災訓練との有機的連携に配慮するものとし、所要の規定を追加したところでありました。

また、そうした訓練の経費については、国が財政措置をすべきであるという意見があったことを踏まえ、国が地方公共団体と共同して行う訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したものについては、原則として国の負担とし、所要の規定を追加したところでありました。

次に、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案に対する衆議院における修正部分について御説明いたします。

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案については、今まで述べた国民保護法案の修正に伴う所要の規定の整理を行ったところでありました。

以上が衆議院の修正部分の内容の概要であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(清水達雄君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。十案件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(清水達雄君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案外九案件の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めるとし、その手続につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称す者あり〕

○委員長(清水達雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十五分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、憲法に違反する自衛隊のイラク派兵反対に関する請願(第二三九八号)

一、イラク派兵反対、自衛隊の撤退に関する請願(第二四八三号)

一、米軍支援法案や国民統制(保護)法案を始めとする有事関連法案反対に関する請願(第二五一号)

第二三九八号 平成十六年五月十日受理
憲法に違反する自衛隊のイラク派兵反対に関する請願

請願者 新潟市三和町四ノ三二 小澤寧子
外三十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第二四八三号 平成十六年五月十二日受理
イラク派兵反対、自衛隊の撤退に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合二ノ二六ノ二
一 渡辺景子 外八十七名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第二五一号 平成十六年五月十三日受理
米軍支援法案や国民統制(保護)法案を始めとする有事関連法案反対に関する請願

請願者 東京都新宿区中井一ノ一三ノ一七
山田幸江 外二百三十一名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二二六八号と同じである。

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案

一、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案

一、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案

一、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案

一、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案

一、武力攻撃事態における捕虜等の取扱に関する法律案

一、自衛隊法の一部を改正する法律案

一、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

一、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件

一、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

自衛隊法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

平成十六年六月一日印刷

平成十六年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A

第百五十九回
国 会

参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃
事態等への対処に関する特別委員会会議録第十号 (その二)

(本号(その一)参照)

(小字及び一は衆議院修正)

武力攻撃事態等における国民の保護のための
措置に関する法律案

武力攻撃事態等における国民の保護のため
の措置に関する法律

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第九条)

第二節 国民の保護のための措置の実施(第
十條—第二十三條)

第三節 国民の保護のための措置の実施に係
る体制(第二十四條—第三十一條)

第四節 国民の保護に関する基本指針等(第
三十二條—第三十六條)

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村
国民保護協議会(第三十七條—第四
十條)

第六節 組織の整備、訓練等(第四十一條—
第四十三條)

第二章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等(第四十四條—第五十
一條)

第二節 避難の指示等(第五十二條—第六十
一條)

第三節 避難住民の誘導(第六十一條—第七
十三條)

第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援(第七十四條—第九十三條)

第二節 安否情報の収集等(第九十四條—第
九十六條)

第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 通則(第九十七條—第一百一條)

第二節 応急措置等(第一百二條—第一百二十五
條)

第三節 被災情報の収集等(第一百二十六條—
第一百二十八條)

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置(第百
二十九條—第一百三十三條)

第二節 生活基盤等の確保に関する措置(第
百三十四條—第三百三十八條)

第三節 応急の復旧(第三百三十九條—第百四
十條)

第六章 復旧、備蓄その他の措置(第四百十一
條—第四百五十八條)

第七章 財政上の措置等(第四百五十九條—第百
七十一條)

第八章 緊急対処事態に対処するための措置
(第四百七十二條—第四百八十三條)

第九章 雑則(第四百八十四條—第四百八十七條)

第十章 罰則(第四百八十八條—第四百九十四條)

第十一章 事態対処法の一部改正(第四百九十五條
附則)

第一章 総則

第一節 通則

第二節 応急措置等(第一百二條—第一百二十五
條)

第三節 被災情報の収集等(第一百二十六條—
第一百二十八條)

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置(第百
二十九條—第一百三十三條)

第二節 生活基盤等の確保に関する措置(第
百三十四條—第三百三十八條)

第三節 応急の復旧(第三百三十九條—第百四
十條)

第六章 復旧、備蓄その他の措置(第四百十一
條—第四百五十八條)

第七章 財政上の措置等(第四百五十九條—第百
七十一條)

第八章 緊急対処事態に対処するための措置
(第四百七十二條—第四百八十三條)

第九章 雑則(第四百八十四條—第四百八十七條)

第十章 罰則(第四百八十八條—第四百九十四條)

第十一章 事態対処法の一部改正(第四百九十五條
附則)

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武
力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護
し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に
及ぼす影響が最小となるようにすることの重要
性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方
公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に
関する措置、避難住民等の救援に関する措置、
武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必
要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等
における我が国の平和と独立並びに国及び国民

の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第
七十九号。以下「事態対処法」という。)と相まつ
て、国全体として万全の態勢を整備し、もつて
武力攻撃事態等における国民の保護のための措
置を的確かつ迅速に実施することを目的とす
る。

(定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、
「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機
関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、
「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」
の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条
第一号から第六号まで(第三号を除く)、第九
条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に
規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、
都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通
信、医療その他の公益的業務を営む法人、地方
道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第
八十二号)第一条の地方道路公社をいう。)その
他の公共施設を管理する法人及び地方独立行
政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第
百十八号)第二条第一項の地方独立行政法人を
いう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて
当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」
とは、対処基本方針が定められてから廃止され
るまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又
は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法
律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十
二条第一号に掲げる措置(同号へに掲げる措置
にあつては、対処基本方針が廃止された後これ
らの者が法律の規定に基づいて実施するものを
含む。)をいう。

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力
攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は
負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の
人的又は物的災害をいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力
攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護
のための措置の実施に関する基本的な方針を定
めるとともに、武力攻撃事態等においては、そ
の組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保
護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は
地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民
の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、
並びに国民の保護のための措置に関し国費によ
る適切な措置を講ずること等により、国全体と
して万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民
の保護のための措置の実施に関する基本的な方
針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら
国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施
し、及び当該地方公共団体の区域において関係
機関が実施する国民の保護のための措置を総合
的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力
攻撃事態等においては、この法律で定めるところ
により、その業務について、国民の保護のため
の措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指
定地方公共機関は、国民の保護のための措置を
実施するに当たっては、相互に連携協力し、そ
の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければな
らない。

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保

護のための措置の実施に關し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たつて強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五条第二項の自主防災組織をいう。以下同じ。)及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に對し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第六条 国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(日本赤十字社の自主性の尊重等)

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二の放送事業者その他の放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由特に配慮しなければならない。

(国民に対する情報の提供)
第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に關し、国民に對し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に關する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するように努めなければならない。

(留意事項)

第九条 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

2 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確かな実施を確保しなければならない。

第二節 国民の保護のための措置の実施(国の実施する国民の保護のための措置)

第十条 国は、対処基本方針及び第三十二条第一項の規定による国民の保護に関する基本方針に基づき、国民の保護のための措置に關し、次に掲げる措置を実施しなければならない。

- 一 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に關する措置
- 二 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に關する措置

措置

三 武力攻撃災害への対処に關する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に關する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に關する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に關する措置

五 武力攻撃災害の復旧に關する措置

2 指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。以下同じ。)及び指定地方行政機関の長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十三条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に關する計画で定めるところにより、前項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

第十一条 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に關する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

一 住民に對する避難の指示、避難住民の誘導に關する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に關する措置その他の住民の避難に關する措置

二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に關する措置

三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に關する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に關する措置

五 武力攻撃災害の復旧に關する措置

2 都道府県の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の都道府県の国民の保護に關する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

3 都道府県の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項及び第二項の場合において、都道府県知事等は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に對し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に關し必要な要請をすることができ、

(他の都道府県知事等に對する応援の要求)

第十二条 都道府県知事等は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に對し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(事務の委託の手続の特例)

第十三条 都道府県は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要

があるとき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該他の都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

（都道府県知事による代行）

第十四条 都道府県知事は、武力攻撃災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による都道府県知事の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

（自衛隊の部隊等の派遣の要請）

第十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置（治安の維持に係るものを除く。次項及び第二十条において同じ。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条の部隊等（以下「自衛隊の部隊等」という。）の派遣を要請することができる。

2 対策本部長は、前項の規定による要請が行われない場合において、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。

3 対策本部長は、前項の規定による求めをしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

3 市町村の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、市町村の長その他の執行機関（以下「市町村長等」という。）が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に關し必要な要請をすることができる。

5 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるとき、都道府県知事等に對

し、第十一条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第十七条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第十八条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 第十二条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

（事務の委託の系統の特例）

第十九条 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等（地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。）にこれを管理し、及び執行させることができる。

（自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等）

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができない

いときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛庁長官に連絡することができる。この場合において、防衛庁長官は、速やかに、その内容に対策本部長に報告しなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置）

第二十一条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に關し必要な要請をすることができる。

（安全の確保）

第二十二条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための

措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(武力攻撃等の状況等の公表)

第二十三条 対策本部長は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置その他の国民の保護のための措置の実施の状況について、適時に、かつ、適切な方法により、国民に公表しなければならない。

第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制

(対策本部の所掌事務)

第二十四条 対策本部は、事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置の総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務

2 対策本部は、対策本部長の定めるところにより対策本部の事務(国民の保護のための措置に関する事務に限る。)の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法第五十八条第四項の規定は、適用しない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、当該武力攻撃事態等現地対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該武力攻撃事態等現地対策本部を廃止したときはその旨を、直ちに、公示しなければならない。

5 武力攻撃事態等現地対策本部に、武力攻撃事態等現地対策本部長及び武力攻撃事態等現地対策本部員その他の職員を置く。

6 武力攻撃事態等現地対策本部長は、対策本部長の命を受け、

武力攻撃事態等現地対策本部の事務を掌理する。

7 武力攻撃事態等現地対策本部長及び武力攻撃事態等現地対策本部員その他の職員は、対策本部長、事態対処法第十一条第三項の対策本部員をいう。対策本部員(同項の対策本部員をいう)その他の職員のうちから、対策本部長が指名する者をもって充てる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定)

第二十五条 内閣総理大臣は、事態対処法第九条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるときは、併せて第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定について、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定があったときは、総務大臣を経由して、直ちに、その旨を同項の指定を受けた都道府県の知事及び市町村の長に通知するとともに、これを公示しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の指定を解除する必要があると認めるときは、当該指定の解除について、閣議の決定を求めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(指定の要請)

第二十六条 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、当該都道府県について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

2 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町村について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長

は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

3 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長以下「都道府県対策本部長」という。又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。)をもって充てる。

一 副知事

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視總監又は道府県警察本部長

四 特別区の消防長

五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者

3 都道府県対策本部に副部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 助役

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

5 市町村対策本部に副部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

7 防衛庁長官は、都道府県対策本部長の求めがあつた場合において、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。

8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあつては当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

第二十九条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村長等又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは

指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる）。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請

を行うよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあっては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあっては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

11 都道府県知事等又は市町村長等は、都道府県対策本部又は市町村対策本部の設置の有無にかかわらず、この法律で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)
第三十条 第二十五条第四項において準用する同条第二項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)
第三十一条 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

第四節 国民の保護に関する基本指針等（基本指針）

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項

三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第十一条第一項各号に掲げる措置に関する事項

四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項

五 第三号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

六 国民の保護のための措置の実施に当たつての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

5 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

6 前三項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)
第三十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十一条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たつては、それぞれの指定行政機関の国民の保護に関する計画が一体的かつ有機的に作成されるよう、関係指定行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

5 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機

関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

7 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(都道府県の国民の保護に関する計画)

第三十四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

二 都道府県が実施する第十一条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

六 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し都道府県知事が必要と認める事項

3 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画及び他の都道府県の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の都道府県と関係がある事項を定めるときは、当該都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 前条第六項の規定は、都道府県知事がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画)

第三十六条 指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

2 指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

3 前二項の国民の保護に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

6 第三十三条第六項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれその国民の保護に関する業務計画を作成する場合について準用する。

7 前三項の規定は、第一項及び第二項の国民の保護に関する業務計画の変更について準用する。ただし、第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会

(都道府県協議会の設置及び所掌事務)

第三十七条 都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該都道府県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県に、都道

府県国民保護協議会(以下この条及び次条において「都道府県協議会」という。)を置く。

2 都道府県協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県知事の諮問に應じて当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

3 都道府県知事は、第三十四条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、都道府県協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(都道府県協議会の組織)

第三十八条 都道府県協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 防衛庁長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者

三 当該都道府県の副知事

四 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長

五 当該都道府県の職員(前二号に掲げる者を除く。)

六 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当

該都道府県の区域を管轄する消防長

七 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に應じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の

政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の助役

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該

市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第六節 組織の整備、訓練等

(組織の整備)

第四十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関の長等」という。)は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び

サービスの基準を定めなければならない。

(訓練)

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

(啓発)

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、

身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

第二章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等

(警報の発令)

第四十四条 対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

2 前項の警報に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 二 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 三 前二号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により警報を発令する場合において、前項第二号の地域に該当する地域を特定することができないときは、同号の事項を定めることを要しない。(対策本部長等による警報の通知)

第四十五条 対策本部長は、前条第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、総務大臣は、第一項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県知事による警報の通知)

第四十六条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

(市町村長による警報の伝達等)

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。

3 都道府県警察は、市町村と協力し、第一項の通知の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めなければならない。

(指定行政機関の長その他の者による警報の伝達)

第四十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その内容を学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

第四十九条 前条に規定するもののほか、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官は、第四十五条第一項の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、外務

大臣にあつては外国に滞在する邦人に、国土交通大臣にあつては航空機内に在る者に、海上保安庁長官にあつては船舶内に在る者に伝達するよう努めなければならない。

(警報の放送)

第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。

(警報の解除)

第五十一条 対策本部長は、警報の必要がなくなったと認めるときは、当該警報を解除するものとする。

2 第四十五条から前条までの規定は、対策本部長が前項の規定により警報を解除する場合について準用する。

第二節 避難の指示等

(避難措置の指示)

第五十二条 対策本部長は、第四十四条第一項の規定により警報を発令した場合において、住民の避難(屋内への避難を含む。以下同じ)が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府県知事(次項第一号又は第二号の地域を管轄する都道府県知事をいう。以下この節において同じ。)に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、前項の規定による指示(以下「避難措置の指示」という。)をするときは、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 住民の避難が必要な地域(以下「要避難地域」という。)
- 二 住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。)
- 三 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置

置の概要

3 対策本部長は、避難措置の指示をする場合において、離島を含む地域を要避難地域として示すときは、当該離島の避難住民(第五十四条第一項の規定による指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。以下同じ。)の運送に関し特に配慮しなければならない。

4 対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

5 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長及び所管する指定公共機関に通知しなければならない。

6 前項に規定するもののほか、総務大臣は、第四項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を関係都道府県知事以外の都道府県知事に通知しなければならない。

7 第四十六条の規定は、都道府県知事が避難措置の指示又は前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

8 第四十九条の規定は、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官が第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(避難措置の指示の解除)

第五十三条 対策本部長は、要避難地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除するものとする。

2 前項の場合において、対策本部長は、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、避難措置の指示を解除した旨を通知しなければならない。

3 前条第四項から第八項までの規定は、対策本部長が第一項の規定により避難措置の指示を解

除する場合について準用する。

(避難の指示)

第五十四条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示(以下「避難の指示」という。)をするときは、第五十二条第二項各号に掲げる事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならない。

3 都道府県知事は、避難の指示をする場合において、避難先地域に当該都道府県の区域内の指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域が含まれるときは、あらかじめ、当該指定都市の長の意見を聴くものとする。

4 第四十七条第二項及び第三項の規定は、市町村長が避難の指示を住民に伝達する場合について準用する。

5 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町村長(当該都道府県の区域内の市町村の長に限る。)に通知しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

7 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところに

より、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)、当該都道府県の他の執行機関、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びに当該都道府県の区域内の避難先地域の避難施設(第四百四十八条第一項の避難施設をいう。第五百五十条を除き、以下同じ。)の管理者に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、速やかに、その内容に対策本部長に報告しなければならない。

(避難の指示の解除)

第五十五条 都道府県知事は、第五十三条第一項の規定により要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項後段の規定により避難の指示をした場合において、当該避難の指示に係る要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該地域の全部又は一部について避難の指示を解除するものとする。

3 前条第七項及び第八項の規定は、都道府県知事が前二項の規定により避難の指示を解除した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)」とあるのは、「市町村の長と読み替えるものとする。」

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に對し、当該所要の避難の指示をすべきことを指

示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の避難の指示が当該要避難地域を管轄する都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら当該所要の避難の指示をすることが出来る。

3 前二項の規定は、都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除する場合について準用する。

(避難の指示等の放送)

第五十七条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が第五十条第四項第七号(第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合について準用する。

(都道府県の区域を越える住民の避難)

第五十八条 避難措置の指示を受けた場合において、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

2 前項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

3 第一項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、当該都道府県の区域において避難住民を受け入れるべき地域(以下この項及び次項において「受入地域」という。)を決定し、直ちに、その旨を当該受入地域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

4 第五十四条第三項の規定は、受入地域に指定都市(当該都道府県の区域内の指定都市に限る。)の区域が含まれる場合について準用する。

5 避難先地域を管轄する都道府県知事は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を要避難地域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

6 第五十四条第六項の規定は、市町村長が第三項の規定による通知を受けた場合について準用する。

7 第五十四条第七項の規定は、都道府県知事が第三項の規定による決定をした場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

8 第一項の場合において、要避難地域を管轄する都道府県知事は、第五十五条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除したときは、速やかに、その旨を避難先地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

9 第五十四条第七項の規定は、都道府県知事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

(関係都道府県知事の連絡及び協力等)

第五十九条 避難措置の指示を受けた場合において、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、関係都道府県知事は、住民の避難に関する措置に関し、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣は、都道府県の区域を越える住民の避難を円滑に行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に對し、必要な勧告をすることが出来る。

(都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に係る内閣総理大臣の是正措置)

第六十条 内閣総理大臣は、都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に關し対策

本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置が避難先地域を管轄する都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置を講ずべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置が当該避難先地域を管轄する都道府県知事により講じられないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は総務大臣を指揮し、当該所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置を講じ、又は講じさせることができる。

第三節 避難住民の誘導

(避難実施要領)

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があつたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 3 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に關し必要な事項

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)、警察署長、海上保安部長等政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

4 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

(市町村長による避難住民の誘導等)

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合(以下「消防組合」という。)の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。又は長は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。

3 前二項の場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

4 第二項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に關し特に必要があると認めるときは、当該消防組合の管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができる。

5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合(以下「消防組合」という。)の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。又は長)とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替へるものとする。

6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察官等による避難住民の誘導等)

第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の三第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等(以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。)の長(政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。)に対し、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

府県の知事に通知するものとする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により避難住民を誘導する市町村長から求めがあつたとき、又は当該市町村長の求めを待ったと認めるときは、監視総監若しくは道府県警察本部長、管区海上保安本部長又は前項の自衛隊の部隊等の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による要請について、必要な調整を行うことができる。

(市町村長との協議等)

第六十四条 第六十二条第一項の場合において、警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(次項及び第三項において「警察署長等」という。)は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施の状況に關し必要な情報の提供を求めることができる。

3 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導している場合において、避難住民の生命又は身体保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に關し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(病院等の施設の管理者の責務)

第六十五条 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは、当該避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難住民を誘導する者による警告、指示等)

第六十六条 避難住民を誘導する警察官等又は第

六十二条第一項若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

2 前項の場合において、警察官又は海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずることができる。

3 前項の規定は、警察官及び海上保安官がその場にいらない場合に限り、避難住民を誘導している消防吏員又は自衛官の職務の執行について準用する。

(都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置)

第六十七条 都道府県知事は、避難住民の誘導を円滑に実施するため、市町村長に対し、的確かつ迅速に必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定に基づき所要の避難住民の誘導が関係市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、当該所要の避難住民の誘導を行うべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行つてもなお所要の避難住民の誘導が当該関係市町村長により行われないときは、当該市町村長に通知した上で、その職員を指揮し、避難住民を誘導させることができる。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の長が当該都道府県の区域を越えて避難住

民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があつたときは、その職員を指揮し、避難住民の誘導を補助させることができる。

5 前条第一項の規定は、前二項の規定により避難住民を誘導し、又は避難住民の誘導を補助する都道府県の職員について準用する。

(避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置)

第六十八条 内閣総理大臣は、避難住民の誘導に関する措置に関し対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の誘導に関する措置が関係都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難住民の誘導に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

(避難住民の復旧のための措置)

第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は第二項の規定により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。

2 第六十二条及び第六十七条(第五項を除く。)の規定は、前項の規定による避難住民の復旧のための措置について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「その避難実施要領とあるのは」別記に定める避難住民の復旧に関する要領」と、同条第二項中「避難実施要領」とあるのは「長が別に定める避難住民の復旧に関する要領」と読み替えるものとする。

(避難住民の誘導への協力)

第七十条 避難住民を誘導する警察官等、第六十二条第一項若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第六十七条第

三項の規定により避難住民を誘導する者又は同条第四項の規定により避難住民の誘導を補助する者は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者にに対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、警察官等、同項の避難住民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

3 前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の復旧のための措置について準用する。

(避難住民の運送の求め)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関(都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。)に対し、避難住民の運送を求めることができる。

2 前項の指定公共機関及び指定地方公共機関は、同項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないとき、指定公共機関にあっては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置)

第七十三条 内閣総理大臣は、避難住民の運送に

関し対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の運送が関係指定公共機関により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該指定公共機関に対し、当該所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、避難住民の運送が関係指定地方公共機関により的確かつ迅速に行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。

3 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第四十四条第一項の規定により対策本部長が発令した警報の内容に照らし指定公共機関及び指定地方公共機関の安全が確保されていると認められる場合でなければ、前二項の規定による指示を行つてはならない。

4 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公共機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならない。

第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援

(救援の指示)

第七十四条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が

発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

(救援の実施)

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示(以下この項において「救援の指示」という。)を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等(避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。)で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援(以下単に「救援」という。)のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設(応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。)の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療の提供及び助産
- 五 被災者の捜索及び救出
- 六 埋葬及び火葬
- 七 電話その他の通信設備の提供
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

2 救援は、都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村長による救援の実施等)

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行う

ため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

(日本赤十字社による措置)

第七十七条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第八十条第一項の協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができる。

3 都道府県知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(通信設備の設置に関する協力)

第七十八条 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号の電気通信事業者をいう。第百三十五条第二項及び第百五十六条において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、都道府県知事が行う救援に對して必要な協力をするよう努めなければならない。

(緊急物資の運送)

第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関

の長にあつては運送事業者である指定公共機関に對し、都道府県知事及び市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に對し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たつて必要な物資及び資材(次項及び第百五十五条第一項において「緊急物資」という。)の運送を求めることができる。

2 第七十一条第二項、第七十二条及び第七十三条の規定は、緊急物資の運送について準用する。

(救援への協力)

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に對し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。)であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に對し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認める

ときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に對し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(土地等の使用)

第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に對する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に對する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(公用令書の交付)

第八十三条 第八十一条第二項、第三項及び第四項(同条第一項に係る部分を除く。)並びに前条の規定による処分については、都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第八十四条 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第八十一条第二項若しくは第四項の規定により特定物資を収用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命じ、又は第八十二条の規定により土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。

2 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第八十一条第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(医療の実施の要請等)

第八十五条 都道府県知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

2 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(応援の指示)

第八十六条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救援について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(救援の支援)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事から救援を行うに当たつての支援を求められたときは、救援に係る物資の供給その他必要な支援を行うものとする。

(救援に係る内閣総理大臣の是正措置)

第八十八条 内閣総理大臣は、救援に関し対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の救援が関係都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の救援を行うべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行つてもなお所要の救援が当該関係都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又

は関係大臣を指揮し、当該所要の救援を行い、又は行わせることができる。

(収容施設等に関する特例)

第八十九条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の規定は、避難住民等を収容し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うための施設(第三項において「収容施設等」という。)であつて都道府県知事が臨時に開設するもの(次項及び第三項において「臨時の収容施設等」という。)については、適用しない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、臨時の収容施設等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第八十五条第一項本文及び第三項の規定は、都道府県知事が行う収容施設等の応急の修繕及び臨時の収容施設等の建築について準用する。

(臨時の医療施設に関する特例)

第九十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二章の規定は、都道府県知事が臨時に開設する避難住民等に対する医療の提供を行うための施設については、適用しない。

(外国医療関係者による医療の提供の許可)

第九十一条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、次の各号に掲げる資格を有する者の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府、国際機関等から医療の提供の申出があつたときは、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その従事する区域及び業務の内容を指定して、外国において当該各号に掲げる資格に相当する資格を有する者(第三項において「外国医療関係者」とい

う。)が、必要限度で医療を行うことを許可することができる。

一 医師 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十七条

二 歯科医師 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十七条

三 薬剤師 薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第十九条

四 看護師 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第三十一条第一項

五 准看護師 保健師助産師看護師法第三十二条

六 救急救命士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条

2 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可に際して指定した区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可を受けた外国医療関係者(以下この条において「許可外国医療関係者」という。)による医療を行う必要がなくなつたと認めるときは、当該許可を取り消すものとする。

4 厚生労働大臣は、許可外国医療関係者が、業務に関し犯罪又は不正の行為を行つたとき、その他政令で定める事由に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

5 許可外国医療関係者については、外国において医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士に相当する資格を有する者をそれぞれ医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士とみなして、政令で定める法律の規定を適用する。

6 医師法第十八条、歯科医師法第十八条、薬剤師法第二十条又は救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十八条の規定は、許可外国医療関係者のうち、それぞれ外国において医師、歯科医師、薬剤師又は救急救命士に相当する資

格を有する者については、適用しない。

(外国医薬品等の輸入の許可)

第九十二条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十三条の三第一項ただし書を除く。の規定は、避難住民等に対する医療の提供のために必要な医薬品(同法第二条第一項の医薬品をいう。以下この項及び第三項において同じ。)又は医療用具(同条第四項の医療用具をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の輸入について準用する。この場合において、同法第十三条の三「第十二条第一項」とあるのは、「第十二条第一項」と、同条第一項中「製造しよう」とあるのは「輸入しよう」と、「医薬品」とあるのは「医薬品又は医療用具」と、「政令で定めるもの」とあるのは「厚生労働大臣が認めるもの」と、同項第一号中「疾病のまん延」とあるのは「疾病のまん延その他健康被害の拡大」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項において準用する薬事法第十三条の三第一項の許可を与えた場合において、当該許可に係る品目の輸入の必要がなくなつたと認めるとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくはその拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

3 薬事法第八十条第二項の規定は、第一項において準用する同法第十三条の三第一項の規定により輸入される医薬品又は医療用具について準用する。この場合において、同法第八十条第二項中「第五十四条、第五十五条第一項(第六十八條の五において準用する場合を含む。)、第五十六條」とあるのは、「第五十四條(第六十四條において準用する場合を含む。)、第五十五條第一項(第六十四條及び第六十八條の五において準用する場合を含む。)、第五十六條、第六十三條、第六十三條の二、第六十五條」と読み替えるものとする。

(海外からの支援の受入れ)

第九十三条 内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、法律の規定によつては避難住民等の救援に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待とうとまがないときは、当該支援の受入れについて必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第九十九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第二節 安否情報の収集等

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。)の安否に関する情報(以下「安否情報」という。)を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に對し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に對し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。

3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があつたときは、速やかに回答しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共

団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

(外国人に関する安否情報)

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があつたときは、速やかに回答しなければならない。

2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。

3 前条第二項の規定は、日本赤十字社が保有する外国人に関する安否情報について回答する場合について準用する。

第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 通則

(武力攻撃災害への対処)

第九十七条 国は、武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、基本指針で定めるところにより、自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力して、武力攻撃災害への対処に関する措置(武力攻撃災害を防止し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施しなければならない。

2 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、この法律その他法令の規定に基づき、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。

3 対策本部長は、武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、所要の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずべきことを指示するこ

とができる。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、当該武力攻撃災害を防止し、及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に對し、当該武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請することができる。

5 内閣総理大臣は、この法律に規定するもののほか、前項の規定による要請があつたときは、対策本部長の求めに応じ、同項の武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせなければならない。

6 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしていいる場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防止し、及び軽減しなければならない。

(発見者の通報義務等)

第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官(次項及び第四項において「消防吏員等」という。)に通報しなければならない。

2 消防吏員等は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、その旨を市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通

知しなければならない。

4 消防吏員等は、第二項の規定による通報を受けた場合において、その旨を市町村長に通報することができないときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

5 前二項の規定による通知又は通報を受けた都道府県知事は、必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その旨を関係機関に通知しなければならない。

(緊急通報の発令)

第九十九条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報(以下「緊急通報」という。)を発令しなければならない。

2 緊急通報の内容は、次のとおりとする。

一 武力攻撃災害の現状及び予測
二 前号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(関係機関への緊急通報の通知等)

第一百条 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知しなければならない。

2 第四十七条の規定は、市町村長が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

3 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(緊急通報の放送)

第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である

指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

第二節 応急措置等

(生活関連等施設の安全確保)

第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちの管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に關し必要な措置を講じなければならない。

4 第一項若しくは第二項の規定による要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。第百九条第三項及び第四項において同じ。)その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のために必要な支援を求めることができる。

5 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事から要請があつたとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定することができる。

6 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、前項の立入制限区域を指定したときは、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示しなければならない。

7 警察官又は海上保安官は、第五項の立入制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入制限区域からの退去を命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の排除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設

設の安全の確保に關し必要な措置を講じさせることができる。この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、第五項の規定による立入制限区域の指定について必要な指示をすることができる。

(危険物等に係る武力攻撃災害の発生の防止)
第一百三三條 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの(以下この条及び第七七条において「危険物等」という。)に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物等の占有者、所有者、管理者その他の危険物等を取り扱う者(次項及び第四項において「危険物等の取扱者」という。)に対し、危険物等の取扱所の警備の強化を求めることができる。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

一 危険物等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
二 危険物等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときに準用する。

4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

第四十四条 武力攻撃に伴って発生した石油コンビナート等特別防災区域(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号の石油コンビナート等特別防災区域をいう。)に係る災害への対処に関する同法の規定の適用については、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画(特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあつては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画)」と、同法第二十三条第二項中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事、石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十六条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部」とする。

(武力攻撃原子力災害への対処)
第一百五十五条 原子力防災管理者(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第九十二

条第二号において同じ。)は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所(同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)外事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長(同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。)所在都道府県知事(同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)、所在市町村長(同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。))及び関係隣接都道府県知事(同条第二項の關係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。))に事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、指定行政機関の長並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報しなければならぬ。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長(同項の關係周辺市町村長をいう。)にその旨を通報するものとする。

2 指定行政機関の長は、前項前段の規定による通報を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知しなければならない。

3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。))は、第一項に規定する事実があるとき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長に通報しなければならない。

4 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。)に通知しなければならない。

5 第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知する」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、第一項前段の規定による通報又は第四項後段の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を関係指定地方公共機関に通知しなければならない。

7 対策本部長は、第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告があつた場合において、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次に掲げる事項の公示をしなければならない。

一 武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害(以下この条において「武力攻撃原子力災害」という。)の発生又はその拡大を防止するための応急の対策(以下この条において「応急対策」という。)を実施すべき区域(以下この条において「応急対策実施区域」という。)

二 当該武力攻撃原子力災害に係る事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に對し周知させるべき事項

8 第四十五条及び第四十六条の規定は、対策本部長が前項の公示をした場合について準用する。

9 内閣総理大臣は、第七項の公示があつたときは、対策本部長の求めに應じ、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、応急対策を実施させなければならない。

10 対策本部長は、第七項の公示をしたときは、直ちに、応急対策実施区域を管轄する都道府県知事に対し、住民の避難その他の所要の応急対策を実施すべきことを指示しなければならない。

11 都道府県知事は、第七項の公示があつた場合において、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の応急対策を実施すべきことを指示することができる。

12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要があると認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。

13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は、第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは「第一項に規定する事実」と、同項及び同条第二項中「の定めるところにより」とあるのは「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「主務大臣」とあるのは「指定行政機関の長(原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。)」と、「事象」とあるのは「事実」と、同法第

二十六条(見出しを含む。)中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と、同条第一項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避難」と、同項第八号中「原子力災害原子力災害が生ずる蓋然性を含む。」の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第二項中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあるのは「前項の規定による公示」と、同項及び同法第二十七條第二項中「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより(原子力事業者については、原子力事業者防災業務計画で定める例により)」と、同法第二十六條第三項及び第二十七條第三項中「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画で定めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画で定める例により」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「地方公共団体の長等」と、同条の見出し並びに同条第二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」と、同条第一項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策(前項の規定による公示があった時以後において、武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう。以下この条において同じ。)」と、同項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他」とあるのは「応急対策実施区域その他」

と、同号及び同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」とあるのは「応急対策実施区域等」と、同項第四号中「原子力災害原子力災害が生ずる蓋然性を含む。」の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧」と読み替えるものとする。

14 原子力防災専門官(原子力災害対策特別措置法第三十條第一項の原子力防災専門官をいう。)は、第一項前段又は第三項の規定による通報があったときは、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体の行う情報の収集に関する助言その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

15 国及び地方公共団体は、前二項の規定による措置を講ずる者の安全の確保に関し十分に配慮しなければならない。

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止) 第六百六條 指定行政機関の長は、武力攻撃事態等において、核燃料物質(原子力基本法(昭和三十一年法律第八十六号)第三條第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。)に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第六十四條第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物処理施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって

汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(放射性物質等による汚染の拡大の防止) 第七百七條 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等(サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第二条に規定するサリン等をいう。)若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤(細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤をいう。)若しくは毒素(同条第二項に規定する毒素をいう。)又は危険物質等による汚染(以下単に「汚染」という。)が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救済及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項前段の場合において、内閣総理大臣は、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、汚染の拡大を防止するため必要な協力を要請することができる。

3 前項の場合において、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。

4 内閣総理大臣は、放射性降下物による障害の防止に関する対策について、原子力安全委員会に対し、汚染の拡大を防止するための措置の実施に関する技術的事項に関し必要な助言を求めることができる。

第八百八條 前条第一項又は第二項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。

一 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。

二 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

三 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。

四 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

五 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

六 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

2 前項の規定は、前条第三項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講ずる場合について準用する。

(土地等への立入り) 第九百九條 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、前二條の規定による措置を講ずるため必要があると認めると

きは、政令で定めるところにより、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機(次項において「土地等」という。)に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 前二項の規定は、第七十七条第三項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講ずる場合について準用する。

(協力の要請に係る安全の確保)

第一百十條 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第七十七条第二項及び第三項の規定により関係都道府県知事並びに関係市町村長、関係消防組合の管理者又は長及び警視總監又は道府県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、都道府県、市町村及び消防組合の職員、警察官及び消防吏員を含む。)の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第一百一十條 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 前項の場合において、都道府県知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項の規定による指示をすることができる。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 警察署長又は海上保安部長等は、市町村長又は都道府県知事から要請があったときは、第一項の規定による指示をすることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(市町村長の退避の指示等)

第一百十二條 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避(屋内への退避を含む。第四項において同じ。)をすべき旨を指示することができる。

2 前項の規定による指示(以下この条において「退避の指示」という。)をする場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その退避を指示することができる。

3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 第一項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項前段の規定を準用する。

6 都道府県知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

7 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による退避の指示を待ったとまがなると認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、必要

と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。

8 第一項及び第二項の規定は、市町村長その他第一項に規定する市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第六項の規定を準用する。

9 第三項及び第四項の規定は、市町村長が前二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(応急公用負担等)

第一百十三條 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの(以下この項及び次項において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要がある

と認めるときは、第二項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

4 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項までの規定は、第二項後段及び前項後段の場合について準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「市町村長」とあるのは「市町村長又は都道府県知事」と、同項中「市町村」とあるのは「市町村又は都道府県」と読み替えるものとする。

5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の吏員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待った」とまがなと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

(警戒区域の設定)

第一百十四條 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の

者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいらない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

第百十五條 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害

への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(漂流物等の処理の特例)

第百十六條 武力攻撃災害が発生した場合において、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)第二十九條第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長又は海上保安部長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2 水難救護法第二章の規定は、警察署長又は海上保安部長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管する場合について準用する。

(武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示)

第百十七條 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長若しくは消防長又は水防管理者(水防法昭和二十四年法律第九十三号)第二條第二項の水防管理者をいう。)に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

2 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、前項の規定による都道府県知事の指示を待ついとまがないと認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(武力攻撃災害を防御するための消防に関する消防庁長官の指示)

第百十八條 消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該措置

めるときは、都道府県知事に対し、当該措置について指示することができる。

(消防の応援等に関する消防庁長官等の指示)

第百十九條 消防庁長官は、武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。以下この条において「被災市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下この項及び次項において「消防の応援等」という。)に関し、当該被災市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 消防庁長官は、前項の場合において、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とする認められる被災市町村のため、当該被災市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 消防庁長官は、前項の場合において、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とする認められる被災市町村のため、当該被災市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とする認められる被災市町村のため、当該

当該被災市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置を講ずべきことを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(消防等に関する安全の確保)

第百二十條 消防庁長官及び都道府県知事は、前三條の規定による指示をするときは、これらの規定に規定する措置を講ずるため出動する職員の安全の確保に十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(感染症等の指定等の特例)

第百二十一條 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴つて既に知られている感染性の疾病(二類感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十一年法律第十四号)第六條第二項の一類感染症をいう。)を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、同法第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同法第七條の規定にかかわらず、当該疾病を同項の指定感染症として指定することができる。この場合における同法第七條の規定の適用については、同法第一項及び第二項中「政令で定める期間」とあるのは「厚生労働大臣の定める期間」と、同法第一項中「政令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」と、同法第二項中「前項の政令で定められた期間」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定める期間」と、「当該政令で定められた疾病」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二十一條第一項の規

定により厚生労働大臣が定めた疾病」と、「同項の政令により」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定めるところにより」とする。

2 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第二条の検疫感染症以外の感染性の疾病(同法第三十四条の二第一項の新感染症を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、検疫を行わなければその病原体が国内に侵入し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同法第三十四条の規定にかかわらず、当該疾病を感染症の種類として指定し、同法第二条の二、第二章及び第四章(第三十四条の二から第四十条までを除く。)の規定のうち厚生労働大臣が定めるものを適用することができる。この場合においては、同法第十六条第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該感染症の潜伏期間を考慮して、同条第一項の停留の期間を定めることができる。

3 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って感染性の疾病予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第二項の一類疾病(以下この項において「一類疾病」という。)及び同条第三項の二類疾病を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認めるときは、同条第二項第八号の規定にかかわらず、当該疾病を一類疾病として指定することができる。

(埋葬及び火葬の特例)

第二百二十二条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)

第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

(保健衛生の確保への協力)

第二百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、地方公共団体の長及びその職員は、その要請を受けて住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(廃棄物処理の特例)

第二百二十四条 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)次項及び第三項において「廃棄物処理法」という。)第二条第一項の廃棄物をいう。以下この条において同じ。)の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の特例地域(以下この条において単に「特例地域」という。)を指定したときは、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準(以下この条において「特例基準」という。)は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

3 地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法第七条第一項本文若しくは第六項本文、第十四条第一項本文若しくは第六項本文

又は第十四条の四第一項本文若しくは第六項本文の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

5 環境大臣は、第一項の規定により特例地域を指定し、又は第二項の規定により特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

(文化財保護の特例)

第二百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等(重要文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の重要文化財をいう。)、重要有形民俗文化財(同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。))又は史跡名勝天然記念物(同法第九十九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。)をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があるとき、当該重要文化財等の所有者、管理責任者(同法第三十一条第二項(同法第八十条において準用する場合を含む。))及び同法第九十九条第二項の管理責任者をいう。)、管理団体(同法第三十二条の二第五項(同法第八十条において準用する場合を含む。))及び同法第十五条第一項の管理団体をいう。又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人(以下この条において「所有者等」という。))に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法

の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

2 文化財保護法第三十六条第二項及び第三項並びに第八十八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等は、文化庁長官に対し、当該重要文化財等の保護のため必要な支援を求めることができる。

4 第一項の場合において、国宝(文化財保護法第二十七条第二項の国宝をいう。以下この条及び第九十二条第三号において同じ。))若しくは特別史跡名勝天然記念物(同法第九十九条第二項の特別史跡名勝天然記念物をいう。以下この条及び第九十二条第三号において同じ。))の所有者等が第一項の規定による命令に従わないとき、又は所有者等に国宝若しくは特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するための措置を講じさせることが適当でないとき、文化庁長官は、当該国宝又は特別史跡名勝天然記念物について、自ら滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置を講ずることができる。

5 文化財保護法第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第二項並びに第八十六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

6 文化財保護法第三十九条第一項及び第二項の規定は、都道府県教育委員会が前項において準用する同法第八十六条第一項の規定による委託に基づいて第四項の措置を講ずる場合について準用する。

7 国宝又は特別史跡名勝天然記念物の所有者等は、正当な理由がなく、第四項の規定に基づいて文化庁長官が講ずる措置又は第五項において準用する文化財保護法第八十六条第一項の規定による委託に基づいて都道府県教育委員会が講ずる措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第三節 被災情報の収集等

(被災情報の収集)

第二百二十六条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報(以下「被災情報」という。)の収集に努めなければならない。

2 被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(被災情報の報告)

第二百二十七条 市町村長及び指定地方公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

4 指定地方行政機関の長及び指定公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、当該指定地方行政機関を管轄し、又は当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長に報告しなければならない。

5 第三項に規定するもののほか、指定行政機関の長は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

第二百二十八条 対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、その内容を国会に報告しなければならない。

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置

(生活関連物資等の価格の安定等)

第二百二十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民生活上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(金銭債務の支払猶予等)

第三百三十条 内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(貸金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等)
第三百三十一条 特定非常災害の被害者の権利利益

の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第七条までの規定は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合について準用する。この場合において、同法第二条の見出し及び第七条中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、同法第二条第一項中「当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、同項、同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第六条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定武力攻撃災害発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と読み替えるものとする。

(武力攻撃災害に関する融資)

第三百三十二条 政府関係金融機関は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、当該大規模な武力攻撃災害に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第三百三十三条 日本銀行は、武力攻撃事態等において、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じて、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第二節 生活基盤等の確保に関する措置

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第三百三十四条 電気事業者(電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第一項第十号の電

気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項のガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者(水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第三条第五項の水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項の水道用水供給事業者をいう。)、及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項の工業用水道事業者をいう。))である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第三百三十五条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 日本郵政公社並びに一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項の一般信書便事業者をいう。))である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、そ

それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(医療の確保)

第三百三十六条 病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(公共施設の適切な管理)

第三百三十七条 河川管理施設(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項の道路及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。)、港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。))及び空港(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項の空港をいう。以下この条において同じ。))の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

(武力攻撃災害に関する指導、助言等)

第三百三十八条 災害に関する研究を業務として行う指定公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国、地方公共団体及び他の指定公共機関に対し、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三節 応急の復旧

(応急の復旧)

第三百三十九条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保

護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。

(応急の復旧に関する支援の求め)

第四百十条 前条の場合において、都道府県知事等又は指定公共機関は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長等又は指定地方公共機関は都道府県知事等に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めることができる。

第六章 復旧、備蓄その他の措置

(武力攻撃災害の復旧)

第四百一条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。

(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等)

第四百二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給)

第四百三条 都道府県知事及び市町村長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄する物資又は資材を、必要に応じ供給しなければならない。

(物資及び資材の供給の要請)

第四百四条 都道府県知事又は市町村長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することが

困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)

第四百五条 指定行政機関の長等は、第四百二条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第四百六条 第四百二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第四百七条 指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(避難施設の指定)

第四百八条 都道府県知事は、住民を避難させる、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

(避難施設に関する届出)

第四百九条 前条第一項の避難施設として指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、

又は用途の変更、改築その他の事由により当該施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、同項の規定による指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(避難施設に関する調査及び研究)

第五百十条 政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない。

(職員派遣の要請)

第五百一条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第二項の特定独立行政法人をいう。))及び日本郵政公社をいう。以下この項及び第五百十三条において同じ。))に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣のあつせん)

第五百十二条 都道府県知事等又は市町村長等は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、前条第一項の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるとき

は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、都道府県知事等にあつては地方自治法第二百五十二条の十七第一項の職員に派遣について、市町村長等にあつては同項の職員又は地方独立行政法人法第九十一条第一項の職員(指定地方公共機関である同法第二条第二項の特定地方独立行政法人(次条において「特定指定地方公共機関」という。))の職員に限る。の派遣について、あつてを定めることができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定によりあつてを定める場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第百五十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつてがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第百五十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「武力攻撃災害等派遣手当」と読み替えるものとする。

(交通の規制等)

第百五十五条 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三十九条第一項の緊急自動

車その他の車両で国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。))以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 災害対策基本法第七十六条第二項及び第七十六条の二から第七十六条の四までの規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。この場合において、同法第七十六条の二第五項中「前条第一項」とあり、同法第七十六条の三第五項中「第七十六条第一項」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十五条第一項」と、同条第一項、第三項及び第四項並びに同法第七十六条の四「災害応急対策」とあるのは「国民の保護のための措置」と、同法第七十六条の三第三項及び第六項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と読み替えるものとする。

(電気通信設備の優先利用等)

第百五十六条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(赤十字標章等の交付等)

第百五十七条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊信号(第一追加議定書(千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。))第八條(m)の特殊信号をいう。次項及

び第三項において同じ。))又は身分証明書(第一追加議定書第十八条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。))をみだりに使用してはならない。

2 指定行政機関の長又は都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第五十九号。次項及び第四項において「赤十字標章法」という。))第一条及び前項の規定にかかわらず、指定行政機関の長にあつては避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関又は当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。次条第二項第一号において同じ。))である医療関係者(第八十五条第一項の政令で定める医療関係者をいう。以下この項及び次項において同じ。))に対し、都道府県知事にあつてはその管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者又は当該避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者に対し、これらの者(これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。以下この項において同じ。))又はこれらの者が行う医療のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(次項及び次条において「場所等」という。))を識別させるため、赤十字標章等(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。次項及び第四項において同じ。)、特殊信号又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

3 前項に規定する医療機関及び医療関係者以外の医療機関及び医療関係者は、武力攻撃事態等においては、赤十字標章法第一条及び第一項の規定にかかわらず、これらの者(これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。以下この項において同じ。))又はこれらの者が行う医療のために使用される場所等を識別させるた

め、あらかじめ、医療機関である指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、医療機関である指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の、その他の医療機関及び医療関係者にあつては当該者が医療を行う地域を管轄する都道府県知事の許可を受けて、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書を使用することができる。

4 赤十字標章法第三条の規定は、武力攻撃事態等においては、適用しない。ただし、対処基本方針が定められる前に同条の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、同条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、前項の規定にかかわらず、赤十字標章等を使用することができる。

(特殊標章等の交付等)

第百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章(第一追加議定書第六十六条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。))又は身分証明書(同条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。))をみだりに使用してはならない。

2 次の各号に掲げる者(以下この項において「指定行政機関長等」という。))は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの(指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。))又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員

二 都道府県知事 当該都道府県の職員(次号及び第五号に定める職員を除く。)

三 警視總監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員

四 市町村長 当該市町村の職員(次号及び第六号に定める職員を除く。)

五 消防長 その所轄の消防職員

六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

3 指定公共機関又は指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、第一項の規定にかかわらず、当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に係る業務を行う者(当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。若しくは当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の許可を受けて、特殊標章又は身分証明書を使用することができ

第七章 財政上の措置等
(損失補償等)

第一百五十九条 国及び地方公共団体は、第八十一条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分を除く。)、第八十二条、第一百三十三条第一項若しくは第三項(同条第一項に係る部分に限る。)、同条第五項(同条第一項に係る部分に限る。))において準用する災害対策基本法第六

十四条第七項若しくは第八項、第二百二十五条第四項又は第二百五十五条第二項において準用する同法第七十六条の三第二項後段(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。))の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従つて医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第六十条 国及び地方公共団体は、第七十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第一百五十五条第一項又は第二百三十三条第一項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従つて医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(総合調整及び指示に係る損失の補てん)

第六十一条 国は、国民の保護のための措置

(第四百四十一条に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置を除く。))の実施に関し、都道府県又は指定公共機関に対し、事態対処法第十四条第一項の規定により対策本部長が総合調整を行い、又は第五十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項、第六十八条、第七十三条第一項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第八十八條第一項の規定により内閣総理大臣が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づき措置の実施に当たつて当該都道府県又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該都道府県又は指定公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該都道府県又は指定公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

2 都道府県は、国民の保護のための措置の実施に関し、市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、第二十九条第一項の規定により都道府県対策本部長が総合調整を行い、又は第六十七条第二項(第六十九条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第七十三条第二項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県知事が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づき措置の実施に当たつて当該市町村又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該市町村又は指定公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該市町村又は指定公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第六十二条 国は、別に法律で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の国税その他の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができ

2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

第六十三条 国は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

2 地方公共団体は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

(国民の保護のための措置等に要する費用の支弁)

第六十四条 法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第六十五条 第十二条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第八十六条又は第八十九条の規定により他の地方公共団体の長等の応援

を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するに当たらないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(都道府県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第百六十六条 第十四条第一項に規定する市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該市町村の長が実施した国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。

(市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁)

第百六十七条 都道府県は、都道府県知事が第七十六條第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 都道府県知事は、第七十六條第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するに当たらないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国及び地方公共団体の費用の負担)
第百六十八條 次に掲げる費用のうち、第百六十

四条から前条まで(第百六十五條第二項及び前条第二項を除く。次項において同じ。)の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。ただし、地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるものについては、地方公共団体が負担する。

一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用
二 第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用
三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
四 第百五十九條から第百六十一條までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)

2 第四十二條第一項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第百六十四條の規定により地方公共団体が支弁したもののについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

2 前項の規定により国が負担する費用を除き、第百六十四條から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。

(国の補助)
第百六十九條 国は、地方公共団体が国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用で前条第三項の規定により当該地方公共団体が負担するものについて、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(起債の特例)
第百七十条 次に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの武力攻撃災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合
二 国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、国又は日本郵政公社が、それぞれその資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号の郵便貯金資金若しくは同項第五号の簡易生命保険資金(次項において「政府資金」という。)をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

(武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置)
第百七十一條 前三條の規定にかかわらず、第百四十一條に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、別に法律で定めるところによる。

2 前項の法律においては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう国費による必要な財政上の措置を講ずるものとする。

の措置を講ずるものとする。
第八章 緊急対処事態に対処するための措置

(国、地方公共団体等の責務)

第百七十二條 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。))で、国家として緊急に対処することとなる事態を含む。

身体及び財産を保護することが必要なものとして内閣総理大臣が第百八十一條第一項の規定により認定したものをいう。以下同じ。において、緊急対処事態に関する対処方針を定めるとともに、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら緊急対処保護措置(緊急対処事態において、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第百八十三條において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第三十五條第三項第二号に掲げる措置(緊急対処事態の他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置を含む。))を講ずることを含む。

2 地方公共団体は、緊急対処事態においては、国が定める緊急対処事態に関する対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において

関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態においては、この法律で定めるところにより、その業務について、緊急対処保護措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第百七十三条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第百七十四条 緊急対処保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第百七十五条 国及び地方公共団体は、緊急対処

保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する緊急対処保護措置)

第百七十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第百八十一条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する緊急対処保護措置)

第百七十七条 都道府県知事は、第百八十一条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 都道府県の委員会及び委員は、第百八十一条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針が定められた」とあるのは、「第百八十一条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつた」と読み替えるものとする。

(市町村の実施する緊急対処保護措置)

第百七十八条 市町村長は、第百八十一条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 市町村の委員会及び委員は、第百八十一条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十六条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針が定められた」とあるのは、「第百八十一条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつた」と読み替えるものとする。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する緊急対処保護措置)

第百七十九条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、第百八十一条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それ

ぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関が前項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について

準用する。

(安全の確保)

第百八十条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

第百八十一条 緊急対処事態対策本部(以下「本部」という。)は、第一項の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。は、事態対処法第二十七条において準用する事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置の総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務。

2 第二十四条第二項から第七項までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、同条第二項中「国民の保護のための措置」とあるのは、「緊急対処保護措置」と読み替えるものとする。

(基本指針等の必要記載事項)

第百八十条 政府は、緊急対処事態に備えて、基本指針において、第三十二条第二項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

2 指定行政機関の長、都道府県知事、市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画において、第三十三条第二項各号、第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第三項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 都道府県知事及び市町村長が前項の規定により緊急対処保護措置の実施に必要事項を定める場合における第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定の適用については、第三十七条第二項第一号及び第三十九条第二項第一号中「国民の保護のための措置」とあるのは、「国

民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）とする。

（緊急対処事態の認定）

第百八十一条 内閣総理大臣は、緊急対処事態に至ったと認めるときは、その認定について、閣議の決定を求めなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、併せて緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 緊急対処事態対処方針には、当該緊急対処事態における住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、緊急対処事態における災害（武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。第百八十三条において同じ。）への対処に関する措置その他の緊急対処保護措置に関する全般的な方針を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、直ちに、緊急対処事態であることの認定及び緊急対処事態対処方針を公示してその周知を図らなければならない。

4 内閣総理大臣は、緊急対処保護措置を実施するに当たり、緊急対処事態対処方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

5 内閣総理大臣は、緊急対処保護措置を実施する必要があるとなつたと認めるときは、速やかに、緊急対処事態の認定の解除及び緊急対処事態対処方針の廃止について、閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、速やかに、緊急対処事態の認定が解除された旨及び緊急対処事態対処方針が廃止された旨を公示しなければならない。

（緊急対処事態対策本部の設置）

第百八十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決

定があつたときは、緊急対処保護措置の実施を推進するため、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に緊急対処事態対策本部を設置するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該緊急対処事態対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を公示しなければならない。

2 事態対処法第十一条から第十三条まで、第九条及び第二十條の規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、事態対処法第十二条第一号中「対処措置に関する緊急事態対処事態対処方針」とあるのは「緊急事態対処保護措置に関する緊急事態対処方針」と、事態対処法第十三条第一項中「対処措置」とあるのは「緊急事態対処保護措置」と、事態対処法第十九条第一項中「対処基本方針が廃止された」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百八十一条第五項の規定により緊急対処事態の認定の解除について閣議の決定があつたと読み替へるものとする。」（準用）

第百八十三条 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節（第十條、第十一條、第十六條及び第二十一條^{〇及び第二十二條}）及び第三節（第二十四條並びに第二十九條第四項及び第七項を除く。）、第四十二條、第二章（第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。）、第三章（第八十八條及び第九十三條を除く。）、第四章、第五章第二節及び第三節、第四十一條、第四十三條、第四十四條、第四十七條及び第五十一條から第五十六條まで並びに第七章（第六十一條第一項を除く。）の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七条第二項		次条第二項	
第十四条第一項、第二十三條、第七十四條第二項、第七十五條第一項、第八十五條第一項、第九十一條第一項、第九十四條第一項、第九十七條（見出しを含む。）、第九十八條第一項及び第三項、第九十九條第二項第一号、第一百零二條第一項から第三項まで、第五項及び第八項、第一百零三條の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項、第一百四條の見出し、第一百零六條（見出しを含む。）、第一百一十一條第一項及び第二項、第一百二十二條第一項及び第五項、第一百三條第一項から第三項まで、第一百四條第一項及び第二項、第一百五條、第一百零六條第一項、第一百七七條（見出しを含む。）、第一百八十八條（見出しを含む。）、第一百八十九條第一項及び第二項、第二百二十二條、第二百二十三條第一項、第二百二十四條第一項、第二百二十五條第一項、第二百二十六條第一項、第二百三十八條（見出しを含む。）、第二百三十九條、第二百四十一條（見出しを含む。）、第二百六十二條、第二百六十八條第一項第三号、第二百七十條第一項第一号並びに第二百七十一條（見出しを含む。）		武力攻撃災害	第百八十三条において準用する次条第二項
第十五条第一項	第二十条		
第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十三條、第四十四條第一項、第四十五條第一項、第五十一條、第五十二條第一項から第四項まで、第五十三條、第五十四條第八項、第七十三條第三項、第七十四條、第九十七條第三項から第五項まで、第一百零三條、第一百五條第二項、第七項から第十項まで及び第十二項、第二百二十七條第三項及び第五項並びに第二百二十八條第一項	対策本部長		第百八十三条において準用する第二十條 緊急対処事態対策本部長

第十八条第二項	第十二条第一項後段	第百八十三条において準用する第十二条第一項後段
第二十條第一項	第十五条第一項	第百八十三条において準用する第十五条第一項
第二十三條の見出し	武力攻撃等	緊急対処事態における攻撃等
第二十三條、第四十四條第一項及び第七十三條第四項	武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
第二十三條、第七十四條第二項、第七十五條第一項、第八十五條第一項、第九十一條第一項、第九十四條第一項、第九十七條(見出しを含む)、第九十八條第一項及び第三項、第九十九條第二項第一号、第百二條第一項から第三項まで、第五項及び第八項、第百三條の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項、第百四條の見出し、第百六條(見出しを含む)、第百十一條第一項及び第二項、第百十二條第一項及び第五項、第百十三條第一項から第三項まで、第百十四條第一項及び第二項、第百十五條、第百十六條第一項、第百十七條(見出しを含む)、第百十八條(見出しを含む)、第百十九條第一項及び第二項、第百二十二條、第百二十三條第一項、第百二十四條第一項、第百二十五條第一項、第百二十六條第一項、第百三十八條(見出しを含む)、第百三十九條、第百四十一條(見出しを含む)、第百六十二條、第百六十八條第一項第三号、第百七十條第一項第一号並びに第百七十一條(見出しを含む。)	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
第二十五條第一項	事態対処法第九條第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案	事態対処法第二十五條第四項同条第十項において準用する場合定により緊急対処事態の認定(を含む。)の規定により緊急対処事態対処方針の案又は緊急対処事態対処方針の変更の案
第二十五條第一項及び第二十七條第一項	都道府県国民保護対策本部 市町村国民保護対策本部	都道府県緊急対処事態対策本部 市町村緊急対処事態対策本部

第二十六條、第四十五條第一項、第六十三條第一項及び第二項、第六十七條第五項、第七十條第三項、第七十二條、第百一條第一項及び第三項、第百一十一條、第百八條第一項、第百二十七條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第百五十二條第一項	前条第一項	第百八十三条において準用する前条第一項
第二十七條第一項	第二十五條第二項	第百八十三条において準用する第二十五條第二項
第二十八條第一項	都道府県国民保護対策本部長 市町村国民保護対策本部長	都道府県緊急対処事態対策本部長 市町村緊急対処事態対策本部長
第二十九條第八項	対策本部長	緊急対処事態対策本部長
第三十條	第二十五條第四項	第百八十三条において準用する第二十五條第四項
第三十一條	第二十七條から前条まで	第百八十三条において準用する第二十七條から前条まで(第二十九條第四項及び第七項を除く。)
第四十四條第一項、第九十七條第五項、第百二條第八項、第百五條第九項及び第百七條第一項	対処基本方針	緊急対処事態対処方針
第四十四條第二項第二号	武力攻撃が	緊急対処事態における攻撃が
第四十五條の見出し	対策本部長等	緊急対処事態対策本部長等
第四十六條、第百八條第二項、及び第百二十八條第一項及び第百六十九條	前条第三項	第百八十三条において準用する前条第三項
第四十七條第一項、第四十九條、第七十五條第一項、第百四十條及び第百五十四條	前条	第百八十三条において準用する前条
第四十八條及び第百五條第八項	第四十五條	第百八十三条において準用する第四十五條

第四十九条	第四十五条第一項	第百八十三条において準用する第四十五条第一項
第五十条	第四十五条第二項	第百八十三条において準用する第四十五条第二項
第五十一条第二項	第四十五条から前条まで	第百八十三条において準用する第四十五条から前条まで
第五十二条第一項及び第七十三条第三項	第四十四条第一項	第百八十三条において準用する第四十四条第一項
第五十二条第三項	第五十四条第一項	第百八十三条において準用する第五十四条第一項
第五十二条第七項	第四十六条	第百八十三条において準用する第四十六条
第五十二条第八項	第四十九条	第百八十三条において準用する第四十九条
第五十三条第三項	前条第四項から第八項まで	第百八十三条において準用する前条第四項から第八項まで
第五十四条第二項	第五十二条第二項各号	第百八十三条において準用する第五十二条第二項各号
第五十四条第四項及び第六十一条第四項	第四十七条第二項	第百八十三条において準用する第四十七条第二項
第五十五条第一項	第五十三条第一項	第百八十三条において準用する第五十三条第一項
第五十五条第二項	前条第一項後段	第百八十三条において準用する前条第一項後段
第五十五条第三項	前条第七項	第百八十三条において準用する前条第七項
第五十七条及び第百一条	第五十条	第百八十三条において準用する第五十条
第五十七条並びに第五十八条第七項及び第九項	第五十四条第七項	第百八十三条において準用する第五十四条第七項

第五十七条	第五十五条第三項	第百八十三条において準用する第五十五条第三項
第五十八条第四項	第五十四条第三項	第百八十三条において準用する第五十四条第三項
第五十八条第六項	第五十四条第六項	第百八十三条において準用する第五十四条第六項
第五十八条第八項及び第六十九条第一項	第五十五条第一項	第百八十三条において準用する第五十五条第一項
第六十三条第一項	第七十六条第一項、第七十八條第一項	第七十七条の三第二項
第六十四条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第二項、第六十九条第二項及び第七十条第一項	第六十二条第一項	第百八十三条において準用する第六十二条第一項
第六十九条第二項	第六十二条及び	第百八十三条において準用する第六十二条及び
第七十一条第一項	第七十三条第二項から第四項まで	第百八十三条において準用する第七十三条第二項から第四項まで
第七十二条	指定公共機関又は指定地方公共機関	指定地方公共機関
第七十三条の見出し	内閣総理大臣等	都道府県知事
第七十三条第三項及び第四項	内閣総理大臣及び都道府県知事	都道府県知事
第七十三条第三項及び第百六十一条第三項	指定公共機関及び指定地方公共機関	指定地方公共機関
第七十三条第四項	前二項	前項
第七十三条第四項	第一項及び第二項	第二項

第七十四条第一項	第五十二条第二項	第百八十三条において準用する第五十二条第一項
第七十五条第一項第一号及び第八十四条第一項	第八十二条	第百八十三条において準用する第八十二条
第七十七條第二項	第八十条第一項	第百八十三条において準用する第八十条第一項
第七十八條	第百三十五條第二項	第百八十三条において準用する第百三十五條第二項
第七十九條第一項	第百五十五條第一項	第百八十三条において準用する第百五十五條第一項
第七十九條第二項	第七十一条第二項	第百八十三条において準用する第七十一条第二項
	第七十三條	第七十三條第二項から第四項まで
第八十一条第一項	次条第一項	第百八十三条において準用する次条第一項
第八十二条第一項	第八十四条第一項	第百八十三条において準用する第八十四条第一項
第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第百五十九條第一項	第八十一条第二項	第百八十三条において準用する第八十一条第二項
第八十四条第二項	第八十一条第三項	第百八十三条において準用する第八十一条第三項
第九十六條第三項、及び第百六十九條	前条第二項	第百八十三条において準用する前条第二項
第九十七條第七項、第百四條、第百五條第一項及び第七項、第百七條第一項並びに第百二十一條	武力攻撃に	緊急対処事態における攻撃に
第九十九條第一項	武力攻撃災害が	緊急対処事態における災害が
	武力攻撃災害による	緊急対処事態における災害による

第百条第二項	第四十七條	緊急対処事態における災害に係る緊急通報
第百二條第四項	第百十九條第三項	第百八十三条において準用する第四十七條
第百三條第一項	第百七條	第百八十三条において準用する第百七條
第百五條の見出し並びに同条第七項第一号及び第二号、第十一項、第十三項並びに第十四項	武力攻撃原子力災害	緊急対処事態における攻撃による原子力災害
第百五條第一項及び第百五十二條第二項	次条	第百八十三条において準用する次条
第百九條第一項及び第百五十三條	前二條	第百八十三条において準用する前二條
第百九條第三項	第百七條第三項	第百八十三条において準用する第百七條第三項
第百十條	第百七條第二項	第百八十三条において準用する第百七條第二項
第百二十條及び第百七十一條第一項	前三條	第百八十三条において準用する前三條
第百二十一條第一項	第百二十一條第一項	第百八十三条において準用する同法第百二十一條第一項
第百五十一條第一項	第百五十三條	第百八十三条において準用する第百五十三條
第百五十五條第二項	第百五十五條第一項	第百八十三条において準用する同法第百五十五條第一項
第百五十九條第二項及び第百六十條第二項	第八十五條第一項	第百八十三条において準用する第八十五條第一項
第百六十條第一項	第七十條第一項	第百八十三条において準用する第七十條第一項

第百六十一条第二項	第二十九條第一項	第百八十三条において準用する第二十九條第一項
第六十七條第二項	第百八十三条において準用する第六十七條第二項	第百八十三条において準用する第六十七條第二項
第六十九條第二項	第百八十三条において準用する第六十九條第二項	第百八十三条において準用する第六十九條第二項
第七十九條第二項	第百八十三条において準用する第七十九條第二項	第百八十三条において準用する第七十九條第二項
第百六十五條第一項	第十二條第二項	第百八十三条において準用する第十二條第二項
第百六十六條	第十四條第一項	第百八十三条において準用する第十四條第一項
第百六十七條	第七十六條第一項	第百八十三条において準用する第七十六條第一項
第百六十八條第一項及び第三項	第百六十四條から前条まで	第百八十三条において準用する第百六十四條から前条まで
第百六十八條第一項	第百六十五條第二項	第百八十三条において準用する第百六十五條第二項
	第二章	第百八十三条において準用する第二章(第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。)
	第三章	第百八十三条において準用する第三章(第八十八條及び第九十三條を除く。)
	第四章	第百八十三条において準用する第四章
	第百五十九條から第百六十一条まで	第百八十三条において準用する第百五十九條、第百六十條並びに第百六十一条第二項及び第三項

第百六十八條第二項	第四十二條第一項	第百八十三条において準用する第四十二條第一項
第百六十四條	第百八十三条において準用する第百六十四條	第百八十三条において準用する第百六十四條
第百七十一條第一項	第百四十一條	第百八十三条において準用する第百四十一條

第九章 雑則

(大都市の特例)

第百八十四條 第三章第一節(第七十六條及び第七十九條第二項、第七十一條第二項に係る部分を除く。)を除き、前条において準用する場合を含む。)並びに第百四十八條、第百四十九條、第百五十七條第二項、第百五十九條第二項、前条において準用する場合を含む。)及び第百六十條第二項(前条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、これらの規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

2 前項の場合における第七十四條の規定の適用については、同条第一項中「避難先地域を管轄する都道府県知事」とあるのは「避難先地域を管轄する都道府県知事を経由して、避難先地域となる当該都道府県の区域内の指定都市の長」と、同条第二項中「当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事」とあるのは「当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事を経由して、当該被災者が発生した当該都道府県の区域内の指定都市の長」とする。

3 第一項の場合において、指定都市の長は、第百四十八條第一項の規定による指定をし、又は第百四十九條の規定による届出があつたとき

は、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(特別区についてのこの法律の適用等)

第百八十五條 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

2 第六十二條第二項から第四項まで(これらの規定を第六十九條第二項(第百八十三条において準用する場合を含む。))及び第百八十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに第百六十六條第一項及び第七十條(これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定は、特別区の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第六十二條第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合(以下「消防組合」という。))の管理者(地方自治法第二百八十七條の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。又は長」とあり、同条第四項中「当該消防組合の管理者又は長」とあるのは「都知事」と、同条第二項及び第四項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「特別区」と、「当該市町村」とあるのは「当該特別区」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「特別区の消防長」と、「消防団長」とあるのは「当該特別区の消防団長」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第百八十六條 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)

は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第百八十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第百八十八条 第百八十三条第三項(同条第五項(第百八十三条において準用する場合を含む。))及び第百八十三条において準用する場合を含む。の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第百八十三条第三項(同条第五項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による指定行政機関の長の命令に従わなかつた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第百八十一條第三項(第百八十三条において準用する場合を含む。の規定による都道府県知事第七十六條第一項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定によりその権限を市町村長が行う場合にあつては、当該市町村長の保管命令又は第百八十一條第四項第百八十三条において準用する場合を含む。の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の保管命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者

二 第百五十七條第一項の規定に違反して同項の特殊信号若しくは身分証明書をみだりに使用し、又は第百五十八條第一項の規定に違反して同項の特殊標章若しくは身分証明書をみだりに使用した者

第百九十条 第百五十五條第一項(第百八十三条

において準用する場合を含む。の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百九十一条 第百八十八條第一項から第三項まで、第五号又は第六号(これらの規定を同条第二項(第百八十三条において準用する場合を含む。))及び第百八十三条において準用する場合を含む。の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは都道府県知事又は市町村長、消防組合の管理者若しくは長若しくは警視總監若しくは道府県警察本部長の命令に従わなかつた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百八十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第百五十五條第一項前段(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、指定行政機関の長又は関係地方公共団体の長に通報しなかつた原子力防災管理者

三 第百二十五條第七項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒み、又は妨げた者

第百九十三条 第百二十二條第七項(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による警察官若しくは海上保安官の制限若しくは禁止若しくは退去命令又は第百十四條(第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による市町村長、都道府県知事、警察官若しくは海上保安

官若しくは出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の制限若しくは禁止若しくは退去命令に従わなかつた者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第百九十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百八十八條、第百八十九條第一号又は第百九十二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第十一章 事態対処法の一部改正

第百九十五条 事態対処法の一部を次のように改正する。
目次中(第二十四条を「第二十三条に、(補則(第二十五条)を「緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置(第二十四条、第二十七条)に改める。
第二十四条を削る。

第四章 補則を「第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置」に改める。
第二十五条第一項中「國のため」の下に、「次条から第二十七条までに定めるもののほかを加へ、迅速かつ的確に」を「的確かつ迅速に」に改め、第四章中同条を第二十四条とする。
本則に次の三条を加える。

(緊急対処事態対処方針)
第二十五条 政府は、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。))で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。に
至つたときは、緊急対処事態に關する対処方針(以下「緊急対処事態対処方針」という。を定めるものとする。

2 緊急対処事態対処方針に定める事項は、次のとおりとする。
一 緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実
二 当該緊急対処事態への対処に關する全般的な方針
三 緊急対処措置に關する重要事項
3 前項第三号の緊急対処措置とは、緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。
一 緊急対処事態を終結させるためにその推移に応じて実施

する緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置
二 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置
4 内閣総理大臣は、緊急対処事態対処方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
5 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、当該決定があつた日から二十日以内に国会に付議して、緊急対処事態対処方針につき、国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。
6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、直ちに、緊急対処事態対処方針を公示してその周知を図らなければならない。
7 内閣総理大臣は、第五項の規定に基づく緊急対処事態対処方針の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。
8 第五項の規定に基づく緊急対処事態対処方針の承認の求めに対し、不承認の議決があつたときは、当該議決に係る緊急対処措置は、速やかに、終了されなければならない。
9 内閣総理大臣は、緊急対処措置を実施するに当たり、緊急対処事態対処方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
10 第四項から第八項までの規定は、緊急対処事態対処方針の変更について準用する。ただし、緊急対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第五項、第七項及び第八項の規定は、この限りでない。
11 内閣総理大臣は、緊急対処措置を実施する必要があるとなつたと認めるとき又は国会が緊急対処措置を終了すべきことを議決したときは、緊急対処事態対処方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。
12 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、速やかに、緊急対処事態対処方針が廃止された旨及び緊急対処事態対処方針に定める緊急対処措置の結果を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
(緊急対処事態対策本部の設置)
第二十六条 内閣総理大臣は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、当該緊急対処事態対処方針に係る緊急対処措置の実施を推進するため、内閣法第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に緊急対処事態対策本部

を設けるものとする。

2 内閣総理大臣は、緊急対処事態対策本部を置いたときは、当該緊急対処事態対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(準用)

第二十七条 第三項第二項、第三項ただし書及び第六項を除く。第四項から第八項まで、第十一項から第十三項まで、第十七条、第十九条及び第二十條の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三項第三項中「武力攻撃」とあるのは、「緊急対処事態における攻撃」と、第四項中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八項、第十三項第一項及び第十七条中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二条第一項中「対処措置に関する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、第十九条第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

附則第一項ただし書中「別に法律で定める日」を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日」に改める。

附則第二項中「迅速かつ的確な」を「的確かつ迅速な」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第 号)

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)

(赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律の一部改正)

第四条 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「白地赤十字の標章若しくは赤十字若しくはジュネーブ十字」を「白地に赤十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の標章若しくは赤十字、ジュネーブ十字、赤新月若

施行する。

(調整規定)

第二条 文化財保護法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日の前日までの間における第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項中「第七十八條第一項」とあるのは「第五十六條の十第一項」と、「第九十九條第一項」とあるのは「第六十九條第一項」と、「第八十條」とあるのは「第五十六條の十二」と、「第九十九條第二項」とあるのは「第七十四條第二項」と、「第一百十五條第一項」とあるのは「第七十二條第一項」と、「第七十二條第二項」とあるのは「第九十五條第一項」と、同条第二項中「第八十八條第三項」とあるのは「第九十三條第三項」と、同条第四項中「第九十九條第二項」とあるのは「第六十九條第二項」と、同条第五項から第七項までの規定中「第九十八條第一項」とあるのは「第九十一條第一項」とする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百四條第二項中「災害派遣手当」の下に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

別表第一に次のように加える。

を「懲役」に、「千円」を「三十万円」に改める。

(国有財産法の一部改正)

第五条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

六 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第 号)第二條第三項の国民の保護のための措置又は同法第七十二條第一項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。

(地方財政法の一部改正)

第六条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十八 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費

(警察法の一部改正)

第七条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 武力攻撃事態等における対処措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置

○並びに国の機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「長官は」の下に、「第七十七條の三の規定による国民保護等派遣」を加える。

第七十條の見出し中「防衛招集」の下に、「国民

民保護等招集」を加え、同条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七十七條の三の規定により国民の保護のための措置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第 号)第二條第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。)又は緊急対処保護措置(同法第七十二條第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。))を実施するため部隊等を派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 国民保護等招集命令書による国民保護等招集命令

第七十二條中「防衛招集命令書」の下に、「国民保護等招集命令書」を、「対する防衛招集命令」の下に、「国民保護等招集命令」を、「防衛招集」の下に、「国民保護等招集」を加える。

第七十四條第二項中「防衛招集」の下に、「国民保護等招集」を加える。

第七十五條の四の見出し中「防衛招集」の下に「国民保護等招集」を加え、同条第一項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第七十七條の三の規定により国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため部隊等を派遣する場合 国民保護等招集命令書による国民保護等招集命令

第七十五條の六中「防衛招集命令書」の下に「国民保護等招集命令書」を、「対する防衛招集命令」の下に、「国民保護等招集命令」を、「防衛招集」の下に、「国民保護等招集」を加える。

第七十五條の八中「防衛招集若しくは」を「国民保護等招集若しくは」に、「防衛招集」を「国民保護等招集」に改める。

第七十五條の十三中「防衛招集」の下に、「国民

民保護等招集」を加える。

第七十七条の二の次に次の一条を加える。

(国民保護等派遣)

第七十七条の三 長官は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができ

る。

2 長官は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十三条において準用する同法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長から同法第八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る緊急対処保護措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

第八十三条に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第八十一条第二項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

第八十六条中「第七十七条の二の下に」、第七十七条の三を加える。

第九十一条の二第二項中「警察官職務執行法を」と同法に改める。

第九十二条に次の一項を加える。

4 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜ

られた自衛隊の自衛官のうち、第一項の規定により公共の秩序の維持のため行つた職務に従事する者は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十四条の五及びこれに基づく命令の定めるところにより、同条に規定する措置をとることができる。

第九十二条の四を第九十二条の五とし、第九十二条の三を第九十二条の四とし、第九十二条の二の次に次の一条を加える。

(国民保護等派遣時の権限)

第九十二条の三 警察官職務執行法第四条、第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場において派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 警察官職務執行法第七条の規定は、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場において派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

3 第八十九条第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

4 海上保安庁法第十六条の規定は、第七十七条の三の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十八条の規定は、海上保安官がその場において派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

5 第七十七条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第一項において準用

する警察官職務執行法第五条若しくは第二項において準用する同法第七条に規定する措置をとつたとき、又は前項において準用する海上保安庁法第十八条に規定する措置をとつたときは、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通知しなければならない。

第九十四条の三を第九十四条の四とし、第九十四条の二を第九十四条の三とし、第九十四条の次に次の一条を加える。

第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第二章第三節に規定する避難住民の誘導に関する措置、同法第四章第二節に規定する応急措置等及び同法第五十五条に規定する交通の規制等に関する措置をとることができる。

一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官のうち、第九十二条第一項の規定により公共の秩序の維持のため行つた職務に従事する者

二 第七十七条の三第一項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

三 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項に規定する対処基本方針において、同条第二項第三号に定める事項として内閣総理大臣が当該出動を命ずる旨が記載されている場合の当該出動に係る自衛官に限る。)

2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとることができる。

一 第七十七条の三第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

二 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十五条第一項に規定する措置に関する法律第七十二条第一項に規定する緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する攻撃に対処するため当該出動を命ぜられた場合の当該出動に係る自衛官に限る。)

第九条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

(商標法の一部改正)

第四条第一項第四号中「白地赤十字の標章又は赤十字若しくはジュネーブ十字の名称」を「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第五十九号)第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第 号)第百五十八条第一項の特殊標章」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第十条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第百十四条の六」を「第百十四条の七」に改める。

第七章中第百十四条の六を第百十四条の七とし、第百十四条の五を第百十四条の六とし、第百十四条の四の次に次の一条を加える。

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等) 第百十四条の五 公安委員会は、自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発

せられた場合において、自衛隊による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が的確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第 号）第百五十五条第一項の規定の例により、自衛隊の使用する車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができ、

2 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条第二項、第七十六条の二、第七十六条の三（第三項後段及び第四項を除く）、第七十六条の四及び第八十二条第一項の規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。この場合において、同法第七十六条の二第二項及び第二項並びに第七十六条の三第一項中「緊急通行車両」とあるのは「自衛隊の使用する車両」と、同法第七十六条の二第五項中「前条第一項」とあり、及び同法第七十六条の三第五項中「第七十六条第一項」とあるのは「道路交通法第七十四条の五第一項」と、同条第一項及び同法第七十六条の四「災害応急対策」とあるのは「我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動」と、同法第七十六条の三第三項前段及び第六項中「災害派遣を命ぜられた部隊等」とあるのは「自衛隊法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた自衛隊」と、同項中「直ちに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

（罰則 第一項については第百十八条の二）
第百十八条の次に次の一条を加える。
第百十八条の二 第百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）
第二十条の三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第一項前段中「第十三条の三（第一項ただし書を除く）」を「第十四条の三」に、「医療用具」を「医療機器」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同法第十四条の三第一項中「第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が」とあるのは「厚生労働大臣は」と、として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項とあるのは「を輸入しようとする者に対して、第十四条第二項」と、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目」とあるのは「その品目」と、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは「厚生労働大臣が認めるもの」と読み替えるものとする。

第九十二条第二項中「第十三条の三第一項」を「第十四条の三第一項」に、「許可」を「承認」に改め、同条第三項前段中「第八十条第二項」を「第八十条第四項」に、「第十三条の三第一項」を「第十四条の三第一項」に、「医療用具」を「医療機器」に改め、同項後段を削る。
（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正）

第十二条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に改める。
第二十四条を削り、第四章中第二十五条を第二十四条とする。
附則第一項ただし書中「別に法律で定める日」を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第 号）の施行の日」に改める。
（景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。
（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十八条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第八十九条第三項中「第三項」の下に「並びに景観法（平成十六年法律第 号）第七十七条第一項、第三項及び第四項」を加える。
附則第一条ただし書中「第十七条」の下に「第十八条」を加える。

（建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十四条 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の次に次の一条を加える。
（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）
第十二条の二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年五月二十六日）【参議院】

保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第八十九条第三項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。
（調整規定）

第十五条 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日後となる場合における附則第十三条の規定の適用については、同条中「第三項」とあるのは「第四項」とする。

（消防組織法の一部改正）
第十六条 消防組織法の一部を次のように改正する。
第四条第二項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第 号）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項
（厚生労働省設置法の一部改正）

第十七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第八十三号中「応急救助」の下に「及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第 号）第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。）の救援」を加える。

三十五

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)第一条に規定する武力攻撃事態等をいう。

二 武力攻撃 事態対処法第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

三 武力攻撃事態 事態対処法第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。

四 合衆国軍隊 武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。

五 行動関連措置 武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動(前号に規定する行動(武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等)にあつては、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規

定する行動)をいう。以下同じ。)が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置であつて、対処基本方針(事態対処法第九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。)に基づき、自衛隊その他の指定行政機関(事態対処法第二条第四号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。)が実施するものをいう。

(政府の責務)

第三条 政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

(行動関連措置の基本原則)

第四条 行動関連措置は、武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであつてはならない。

(地方公共団体及び事業者の責務)

第五条 地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。

(合衆国政府との連絡)

第六条 政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

(情報の提供)

第七条 政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。

(地方公共団体との連絡調整)

第八条 政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連

措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置(事態対処法第二条第七号に規定する対処措置をいう。)に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

(合衆国軍隊の行為に係る通知)

第九条 防衛庁長官は、武力攻撃事態(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があつた場合に限る。第十四条第一項において同じ。)において、合衆国軍隊から、同法第百十五条の十一第一項若しくは第二項又は第百十五条の十六第一項に規定する行為をし、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。

(自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施)

第十条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、行動関連措置としての自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

2 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、行動関連措置としての役務の提供を実施することができる。

3 前項に規定するもののほか、防衛庁長官は、内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等(自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)に、行動関連措置としての役務の提供の実施を命ずることができる。

4 第一項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び前二項の規定による自衛隊による役務の提供として行う業務は、補給(武器の提供を行う補給を除く。)、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。

(指定行政機関による行動関連措置の実施)

第十一条 前二条に規定するもののほか、指定行政機関は、法令及び対処基本方針に基づき、必要な行動関連措置を実施するものとする。

(武器の使用)

第十二条 第十条第三項の規定により行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ。ただし、刑法明治四十年法律第四十五号第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(行動関連措置に関する指針の作成)

第十三条 武力攻撃事態等対策本部長(事態対処法第十一条第一項に規定する武力攻撃事態等対策本部長をいう。)は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができる。

2 指定行政機関は、前項に規定する指針が定められたときは、当該指針に基づき、必要な行動関連措置を適切に実施しなければならない。

(損失の補償)

第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者があつた場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

一 武力攻撃事態において、合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行 同条後段

第二十二部 イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会会議録第十号(その二) 平成十六年五月二十六日【参議院】	二 武力攻撃事態において、道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第一百四十五条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を合衆国軍隊車両(合衆国軍隊の使用車両をいう。以下この号において同じ。)により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十二条第一項 2 前項の規定は、他の法律の規定により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。 (土地の使用等) 第十五条 内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋(以下「土地等」という。)を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができ。 2 前項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が合衆国軍隊の行動の実施の妨げとなると認められるときは、内閣総理大臣は、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、当該立木等を処分することができる。 3 第一項の規定により家屋を使用する場合において、合衆国軍隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるときは、内閣総理大臣は、その必要限度において、当該家屋の形状を変更することができる。 4 自衛隊法第三百三条第七項から第十項まで、第十七項及び第十八項の規定は前三項の規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について、同条第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地等を使用する場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第十三項中「都道府県知事」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第十項中「都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)」とあるのは「国」と、同条第十三項中「その職員」とあるのは「その指名する職員」と読み替えるものとする。 5 前各項の規定により内閣総理大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、防衛庁の職員に委任することができる。 (政令への委任) 第十六条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 (罰則) 第十七条 第十五条第四項において読み替えて準用する自衛隊法第三百三条第十三項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十三条、第十四条第一項第二号、第十五条、第十七条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (防衛庁設置法の一部改正) 第二条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。 第五十二条第三十二号を第三十三号とし、第二十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。 二十九 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第 号)第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。 第四十二条中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。 (自衛隊法の一部改正) 第三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。 第七十七条の二の次に次の一条を加える。 (防衛出動下令前の行動関連措置) 第七十七条の三 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第 号)の定めるところにより、防衛庁本庁の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。 (道路交通法の一部改正) 第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。 第一百四十五条の五第一項中「自衛隊による」を「自衛隊又は武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第 号)第二条第四号に規定する合衆国軍隊(以下「自衛隊等」という。)による」に、「自衛隊の」を「自衛隊等の」に改め、同条第二項中「第三項後段及び」を削り、「自衛隊の」を「自衛隊等の」に、「同項」を「同条第三項後段中「第一項」とあるのは「道路交通法第一百四十五条の五第二項において読み替えて準用する第一項」と、「緊急通行車両」とあるのは「自衛隊等の使用する車両」と、「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)」とあり、及び「自衛隊用緊急通行車両の」とあるのは「自衛隊の使用する車両の」と、同条第六項に改める。 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正) 第五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部を次のように改正する。 第九条第三項に次の一号を加える。	十六年法律第 号)の定めるところにより、行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。 2 長官は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛庁本庁の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。 (道路交通法の一部改正) 第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。 第一百四十五条の五第一項中「自衛隊による」を「自衛隊又は武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第 号)第二条第四号に規定する合衆国軍隊(以下「自衛隊等」という。)による」に、「自衛隊の」を「自衛隊等の」に改め、同条第二項中「第三項後段及び」を削り、「自衛隊の」を「自衛隊等の」に、「同項」を「同条第三項後段中「第一項」とあるのは「道路交通法第一百四十五条の五第二項において読み替えて準用する第一項」と、「緊急通行車両」とあるのは「自衛隊等の使用する車両」と、「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)」とあり、及び「自衛隊用緊急通行車両の」とあるのは「自衛隊の使用する車両の」と、同条第六項に改める。 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正) 第五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部を次のように改正する。 第九条第三項に次の一号を加える。
---	--	--

五 防衛庁長官が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第十号)第十條第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に關して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

第九條第五項に次の一号を加える。
五 防衛庁長官が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十條第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に關して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

第九條第五項に次の一号を加える。
五 防衛庁長官が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十條第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に關して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)
第六條 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「第七十七條の三第一項」を「第七十七條の四第一項」に改める。
第六十三條の表第六十三條第一項の項中「第七十七條の三第一項」を「第七十七條の四第一項」に、「第七十七條の三第二項」を「第七十七條の四第二項」に改める。

附則第八條のうち自衛隊法第二十二條第二項の改正規定、同法第七十條の見出しを改め、同條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に一号を加える改正規定及び同法第七十五條の四の見出しを改め、同條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定中「第七十七條の三」を「第七十七條の四」に改める。

附則第八條のうち自衛隊法第七十七條の二の次に一條を加える改正規定中「第七十七條の二」を「第七十七條の三」に、「第七十七條の三」を「第七十七條の四」に改める。

附則第八條のうち自衛隊法第七十七條の二の次に一條を加える改正規定中「第七十七條の二」を「第七十七條の三」に、「第七十七條の三」を「第七十七條の四」に改める。

附則第八條のうち自衛隊法第八十六條の改正規定及び同法第九十二條の四を同法第九十二條の五とし、同法第九十二條の三を同法第九十二條の四とし、同法第九十二條の二の次に一條を加える改正規定中「第七十七條の三」を「第七十七條の四」に改める。

附則第八條のうち自衛隊法第九十四條の三を同法第九十四條の四とし、同法第九十四條の二を同法第九十四條の三とし、同法第九十四條の次に一條を加える改正規定中「第七十七條の三第一項」を「第七十七條の四第一項」に、「第七十七條の三第二項」を「第七十七條の四第二項」に改める。

(小字及び一は衆議院修正)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

目次

第一章 總則(第一條—第五條)	
第二章 港灣施設の利用(第六條—第九條)	
第三章 飛行場施設の利用(第十條—第十一條)	
第四章 道路の利用(第十二條)	
第五章 海域の利用(第十三條—第十四條)	
第六章 空域の利用(第十五條—第十六條)	
第七章 電波の利用(第十七條—第十八條)	
第八章 雜則(第十九條—第二十二條)	
附則	

第一章 總則

(目的)
第一條 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に關し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もつて対処措置等の確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に關する法律(平成十五年法律第七十九號)以下「事態対処法」という。第一條、第二條第一號、同條第四號、同條第六號、第九條第一項及び第十條第一項に規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二條第七號イ(1)及び(2)に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に關する法律(平成十六年法律第十号)第二條第三項の国民の保護のための措置をいう。第十八條第一項第一号において同じ)をいう。

3 この法律において「特定公共施設等」とは、港灣施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
4 この法律において「港灣施設」とは、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八號)第二條第五項各号の港灣施設(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三號)第三條第三項又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百三十八條第四項の普通財産であるものを除く)をいう。

5 この法律において「飛行場施設」とは、空港整備法(昭和三十一年法律第八十號)第二條第一項の空港の施設及び同項の空港以外の政令で定める公共の用に供する飛行場(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一號)第五十六條の四第一項

の規定に基づき公共の用に供すべきものとして指定された着陸帯その他の施設のある自衛隊の設置する飛行場を含む)の施設をいう。

6 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十號)第二條第一項の道路、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三號)第二條第八項の一般自動車道その他の一般交通の用に供する道をいう。

7 この法律において「電波」とは、電波法(昭和二十五年法律第三十一號)第二條第一號の電波をいう。

(対策本部長の責務)

第三條 対策本部長は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るためには特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかんがみ、特定公共施設等の利用に關する総合的な調整を図るに際しては、国民の理解と協力を得つつ、適切にこれを行うものとする。

(港灣管理者等の責務)

第四條 港灣管理者及び飛行場施設の管理者は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るためには港灣施設及び飛行場施設の円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかんがみ、港灣施設及び飛行場施設を管理運営するに際しては、これらの利用に關する指針を踏まえ、対策本部長との緊密な連携を図りつつ、適切にこれを行うものとする。

(指定行政機関等の責務)

第五條 前條に規定するもののほか、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に關する法律第二條第二項の指定地方公共機関をいう)は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るためには特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかんがみ、対処措置等を実施するに際しては、対策本部長がそれぞれの特定公共施設等ご

とに定めるその利用に関する指針を踏まえ、適切にこれを利用し、又は利用させるものとする。

第二章 港湾施設の利用

(港湾施設の利用指針)

第六條 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、港湾施設の利用に関する指針(以下この条及び次条において「港湾施設の利用指針」という。)を定めることができる。

2 港湾施設の利用指針は、特定の地域における港湾施設に関し、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の概要及びその期間その他の対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために必要と認められる基本的な事項について定めるものとする。

3 対策本部長は、港湾施設の利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関の意見を聴かなければならない。

4 対策本部長は、港湾施設の利用指針を定めるため必要があると認めるときは、関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

5 対策本部長は、港湾施設の利用指針を定めたときは、関係する指定行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関に通知するとともに、公にすることにより国の安全が害されるおそれがある事項を除き、その内容を公示するものとする。

6 対策本部長は、事態の推移に応じ、適時に港湾施設の利用指針の見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、港湾施設の利用指針を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(港湾施設の利用の要請)

第七條 対策本部長は、特定の港湾施設に関し、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図る上で特定の者の優先的な利用を確保することが特に必要であると認めるときは、港湾施設の利用指針に基づき、当該特定の港湾施設の名称、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の内容及びその期間その他の具体的な事項を明らかにして、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該特定の港湾施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる。

2 前項の要請を受けた港湾管理者は、同項の要請に関し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

(港湾施設の許可の変更等)

第八條 港湾管理者は、前条第一項の要請に基づきその管理する特定の港湾施設を利用させる場合において、必要があると認めるときは、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分を変更し、又は取り消すことができる。

2 港湾管理者は、前項の規定により当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分を変更し、又は取り消した場合において、現に停泊中の船舶の移動が必要であると認めるときは、当該船舶の船長その他の当該船舶の運航に責任を有する者(次条第四項において「当該船舶の船長等」という。)に対し、当該船舶の移動を命ずることができる。

(港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置)

第九條 内閣総理大臣は、特定の港湾施設について第七條第一項の要請に基づく所要の利用が確保されない場合において、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる。

2 前条の規定は、港湾管理者が前項の指示に従いその管理する特定の港湾施設を利用させる場合について準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の指示を行つてもなお所要の利用が確保されないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護若しくは武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該港湾管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分又は許可その他の処分の変更若しくは取消しを行わせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分又は許可その他の処分の変更若しくは取消しを行わせた場合において、現に停泊中の船舶の移動が必要であると認めるときは、国土交通大臣を指揮し、当該船舶の船長等に対し、当該船舶の移動を命じさせることができる。

第三章 飛行場施設の利用

(飛行場施設の利用指針)

第十條 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、飛行場施設の利用に関する指針(以下この条及び次条において「飛行場施設の利用指針」という。)を定めることができる。

2 第六條第二項から第七項までの規定は、飛行場施設の利用指針について準用する。この場合において、同条第二項中「特定の地域における港湾施設」とあるのは、「特定の地域における飛行場施設」と読み替えるものとする。

(準用)

第十一條 第七條から第九條までの規定は、特定の飛行場施設の利用の確保について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條第一項	港湾施設の利用指針	飛行場施設の利用指針
第七條第二項	港湾管理者	管理者
第七條第二項並びに第九條第二項及び第三項	港湾管理者	飛行場施設の管理者(国土交通大臣及び防衛庁長官を除く。)
第八條第一項及び第二項	港湾管理者	飛行場施設の管理者
第八條第一項	前条第一項	第十一條において準用する第七條第一項
許可その他の処分を変更し、又は取り消す	許可その他の処分を変更し、又は取り消す	必要な指示をし、又は条件を付し、若しくは変更をする
前項	前項	第十一條において準用する第八條第一項

第八条第二項及び 第九条第四項	許可その他の処分を変更し、又は 取り消した	必要な指示をし、又は条件を付し、若 しくは変更をした
第八条第二項	当該船舶の船長その他の当該船舶 の運航に責任を有する者(次条第 四項において「当該船舶の船長等」 という。)	当該航空機の機長その他の当該航空機 の運航に責任を有する者(第十一条に おいて準用する第九条第四項におい て「当該航空機の機長等」という。)
第八条第二項及び 第九条第四項	当該船舶の移動	当該航空機の移動
第九条第二項	港灣管理者	管理者(国土交通大臣及び防衛庁長官 を除く。)
第九条第二項	前条	第十一条において準用する第八条
第九条第三項	前項	第十一条において準用する第九条第一 項
第九条第三項	第一項	第十一条において準用する第九条第一 項
第九条第四項	許可その他の処分又は許可その他の 処分の変更若しくは取消しを行 わせる	必要な指示をさせ、又は条件を付さ せ、若しくは変更をさせる
第九条第四項	前項	第十一条において準用する第九条第三 項
第九条第四項	許可その他の処分又は許可その他の 処分の変更若しくは取消しを行 わせた	必要な指示をさせ、又は条件を付さ せ、若しくは変更をさせた
第九条第四項	当該船舶の船長等	当該航空機の機長等

第四章 道路の利用

第十二条 対策本部長は、武力攻撃事態等におい
て、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るた
め、対処基本方針に基づき、道路の利用に関す

る指針(以下この条において「道路の利用指針」
という。)を定めることができる。

2 第六条第二項から第七項までの規定は、道路
の利用指針について準用する。この場合におい
て、同条第二項中「特定の地域における港灣施

設」とあるのは、「特定の地域における道路」と
読み替えるものとする。

第五章 海域の利用

(海域の利用指針)

第十三条 対策本部長は、武力攻撃事態等におい
て、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るた
め、対処基本方針に基づき、海域の利用に関す
る指針(以下この条、次条及び第二十一条にお
いて「海域の利用指針」という。)を定めることが
できる。

2 第六条第二項から第七項までの規定は、海域
の利用指針について準用する。この場合におい
て、同条第二項中「特定の地域における港灣施
設」とあるのは、「特定の海域」と読み替えるも
のとする。

(船舶の航行制限等)

第十四条 海上保安庁長官は、海域の利用指針に
基づき、船舶の航行の安全を確保するため、告
示により、特定の海域に関し、範囲又は期間を
定めて、当該特定の海域を航行することができ
る船舶又は時間を制限することができる。た
だし、特定の海域を航行することができる船舶又
は時間を制限する緊急の必要がある場合におい
て、当該海域を告示により定めるいとまがない
ときは、他の適当な方法によることができる。

2 海上保安庁長官は、船舶乗組員に対し、海域
の利用指針の内容及び前項の処分に係る情報を
迅速に提供しなければならない。

第六章 空域の利用

(空域の利用指針)

第十五条 対策本部長は、武力攻撃事態等におい
て、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るた
め、対処基本方針に基づき、空域の利用に関す
る指針(以下この条及び次条において「空域の利
用指針」という。)を定めることができる。

2 第六条第二項から第七項までの規定は、空域
の利用指針について準用する。この場合におい
て、同条第二項中「特定の地域における港灣施
設」とあるのは、「特定の空域」と読み替えるも

のとする。

(航空機の飛行制限等)

第十六条 国土交通大臣は、空域の利用指針に基
づき、航空機の航行の安全を確保するため、航
空法第八十条、第九十六条及び第九十九条の規
定による措置を適切に実施しなければならない。

第七章 電波の利用

(電波の利用指針)

第十七条 対策本部長は、武力攻撃事態等におい
て、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るた
め、対処基本方針に基づき、電波の利用に関す
る指針(以下この条及び次条において「電波の利
用指針」という。)を定めることができる。

2 第六条第二項から第七項までの規定は、電波
の利用指針について準用する。この場合におい
て、同条第二項中「特定の地域における港灣施
設」とあるのは、「特定の電波」と読み替えるも
のとする。

(電波の利用調整)

第十八条 総務大臣は、無線局(電波法第二条第
五号の無線局をいう。以下この条において同
じ。)が行う第一号に掲げる無線通信のうち特定
のものを、他の無線局が行う同号又は第二号に
掲げる無線通信に優先させるため特に必要があ
ると認めるときは、電波の利用指針に基づき、
当該特定の無線通信を行う無線局について、電
波法第四十条の二第一項の規定により付した免
許の条件の変更、自衛隊法(昭和二十九年法律
第百六十五号)第百二十二条第三項の規定による
総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用
に関し必要な措置を講ずることができる。

一 事態対処法第二条第七号イ(1)若しくは(2)に
掲げる措置又は国民の保護のための措置を実
施するために必要な無線通信

二 電波法第百二条の二第二項各号に掲げる無
線通信(前号に掲げる無線通信を除く。)

2 前項の規定により総務大臣が特定の無線通信
を行う無線局について必要な措置を講じた場合

においては、当該無線局により当該特定の無線通信を行った者は、総務大臣による無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用の確保に資するため、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 第二項第一号に掲げる無線通信を行う無線局は、同項の規定により総務大臣が特定の無線通信を行う無線局について必要な措置を講じた場合において当該無線局により当該特定の無線通信を行うときを除き、同項各号に掲げる無線通信を行う他の無線局に対し、その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。

4 第二項第一号に掲げる無線通信を行う無線局については、電波法第五十六条の規定は、適用しない。

第八章 雑則

(損失の補償)

第十九条 国は、第八条第二項(第九条第二項第十一号)において準用する場合を含む。及び第九十一条において準用する場合を含む。及び第九十三条(第九十一条において準用する場合を含む。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、損失の補償に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十条 第十四条第一項の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(緊急対処事態における特定公共施設等の利用)

第二十一条 政府は、緊急対処事態(武力攻撃事態等)における国民の保護のための措置に関する法律第七十二条第一項の緊急対処事態をいう。において、これに的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を

確保するため、第六条、第七条(第十一条において準用する場合を含む。)、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第二項(海域の利用指針の内容に係る部分に限る。)、及び第十五条から第十七条までの規定に準じ、特定公共施設等の利用に關する指針の策定その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法(明治四十年法律第四十五号)等による処罰と相まって、これらの国際人道法の確実な実施の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 捕虜 次のイ又はロに掲げる者であつて、捕虜の待遇に關する千九百四十九年八月十二

日のジュネーヴ条約(以下「第三条約」という。及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に關する追加議定書(議定書I)(以下「第一追加議定書」という。))において捕虜として取り扱われるものをいう。

イ 第三条約第四条に規定する者

ロ 第一追加議定書第四十四条1に規定する者(同条2から4までの規定により捕虜となる権利を失う者を除く。)

二 傷病捕虜 捕虜であつて、第三条約第一百

条第一項(1)から(3)までに該当する者をいう。

三 文民 次のイ又はロに掲げる者であつて、戦時における文民の保護に關する千九百四十

九年八月十二日のジュネーヴ条約(以下「第四条約」という。及び第一追加議定書において被保護者として取り扱われるものをいう。

イ 第四条約第四条第一項に規定する者(同条第二項及び第四項の規定により被保護者と認められない者を除く。)

ロ 第一追加議定書第七十三条に規定する者(重要な文化財を破壊する罪)

第三条 次に掲げる事態又は武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者は、七年以下の懲役に処する。

一 第一追加議定書第一条3に規定する事態であつて、次のイ又はロに掲げるもの

イ 第一追加議定書の締約国間におけるもの

ロ 第一追加議定書第九十六条2の規定により第一追加議定書の規定を受諾し、かつ、適用する第一追加議定書の非締約国と第一追加議定書の締約国との間におけるもの

二 第一追加議定書第一条4に規定する武力紛争(第一追加議定書第九十六条3の規定により寄託者にあつた宣言が受領された後のものに限る。)

(捕虜の送還を遅延させる罪)

第四条 捕虜の送還に關する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となつた武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国当該武力紛争の当事者間において合意された地を含む。次項において「送還地」という。への捕虜の送還を遅延させたとき

は、五年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者が、正当な理由がないのに、送還に適する状態にある傷病捕虜の送還地への送還を遅延させたときも、同項と同様とする。

(占領地域に移送する罪)

第五条 第三号第一号に掲げる事態において、占領に關する措置の一環としてその国が占領した地域(以下「占領地域」という。)に入植させる目的で、当該国の国籍を有する者又は当該国の領域内に住所若しくは居所を有する者を当該占領地域に移送した者は、五年以下の懲役に処する。

(文民の出国等を妨げる罪)

第六条 出国の管理に關する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民の出国を妨げたときは、三年以下の懲役に処する。

2 占領地域からの出城(被占領国からの出国又は被占領国の国境を越えない占領地域外への移動をいう。以下同じ。)の管理に關する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民(被占領国の国籍を有する者を除く。)の占領地域からの出城を妨げたときも、前項と同様とする。

(国外犯)

第七条 第三条から前条までの罪は、刑法第四条の二の例に従つて。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 刑法等の一部を改正する法律(昭和六十

二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「条約」の下に「並びに戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約及び戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」を加える。

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	
第二章 外国軍用品等の海上輸送の規制(第四—第六条)	
第三章 外国軍用品審判所(第七—第十五条)	
第四章 停船検査及び回航措置	
第一節 停船検査(第十六条—第二十六条)	
第二節 回航措置(第二十七条—第三十四条)	
第三節 雑則(第三十五条—第三十八条)	
第五章 審判手続(第三十九条—第六十条)	
第六章 審決の執行(第六十一条—第六十五条)	
第七章 補償(第六十六条—第六十七条)	
第八章 雑則(第六十八条—第七十二条)	
第九章 罰則(第七十三条—第七十七条)	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態(武力攻撃事態等)における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。)に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際

連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃(武力攻撃事態等)における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。)を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二 外国軍用品 次のイからチまでのいずれかに掲げる物品(政令で指定するものに限る。)で外国軍隊等が所在する地域を仕向地とするもの及び次のリからラまでのいずれかに掲げる物品(政令で指定するものに限る。)で外国軍隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海上の地域を仕向地とするものをいう。

イ 核兵器、化学兵器、生物兵器若しくは毒素兵器(これらの運搬の用に供されるミサイルその他のこれらの運搬手段を含む。)又は対人地雷

ロ 銃砲

ハ 銃砲弾又は軍用の爆発物(イに掲げるものを除く。)

ニ 軍用の武器(イからハまでに掲げるものを除く。)

ホ 軍用の航空機、ロケット、船舶又は車両(イに掲げるものを除く。)

ヘ 軍用の通信機器又は電子機器

ト イからヘまでに掲げるものの部分品又は付属品

チ 軍用の火薬類(爆発物を除く。)又は軍用の燃料

リ 装甲板、軍用ヘルメット、防弾衣その他軍用の装備品(イからトまでに掲げるものを除く。)

ル 航空機、ロケット、船舶若しくは車両の修理若しくは整備に用いられる装置又はその部分品若しくは付属品

ヲ 食糧(外国軍隊等に仕向けられたものに限る。)

三 外国軍用品等 外国軍用品又は外国軍隊等の構成員をいう。

四 船舶 軍艦等(軍艦及び各国政府が所有し、又は運航する船舶であつて、非商業的目的のみに使用されるものをいう。以下同じ。)以外の船舶をいう。

五 船長等 船舶の船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。

六 艦長等 第四条第一項の規定により第四章の規定による措置を命ぜられた海上自衛隊の自衛艦その他の部隊の長をいう。

七 停船検査 外国軍用品等を輸送しているかどうかを確かめるため、船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客(以下「乗組員等」という。)に対して必要な質問をすることをいう。

八 回航措置 停船検査を行った船舶の船長等に対し、我が国の港(政令で指定するものに限る。第二十八条第一項において同じ。)へ回航すべき旨を命じ、当該命令の履行を確保するために必要な監督をすることをいう。

(国際法規の遵守)

第三条 第四章の規定による措置その他この法律に基づく手続を実施するに当たり、国際の法規

及び慣例によるべき場合にあっては、これを遵守しなければならない。

第二章 外国軍用品等の海上輸送の規制

(海上自衛隊の部隊による措置)

第四条 防衛庁長官(以下「長官」という。)は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、第四章の規定による措置を命ずることができる。

2 長官は、前項の規定による命令をするときは、停船検査を実施する区域(以下「実施区域」という。)を告示して定めなければならない。

(関係機関等に対する周知)

第五条 長官は、前条第二項の告示をしたときは、直ちに、外務大臣にその旨を通知するものとする。

2 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、関係する外国政府及び国際機関に対して、外国軍用品の範囲及び実施区域を周知させる措置をとらなければならない。

(外国軍用品等の輸送の規制)

第六条 外国軍用品審判所は、第二十七条第三項の規定による送致を受けた積荷又は第三十四条の規定による送致を受けた事件に係る船舶の積荷(以下この条及び第五十二条第一項から第三項までにおいて「積荷」と総称する。)が第二条第二号イに該当する外国軍用品であるときは、第五章に規定する手続に従い、これを廃棄しなければならない。

2 外国軍用品審判所は、積荷が第二条第二号ロからチまでのいずれかに該当する外国軍用品であるときは、第五章に規定する手続に従い、その輸送を停止しなければならない。

3 外国軍用品審判所は、積荷が第二条第二号リからラまでのいずれかに該当する外国軍用品で

ある場合において、必要があると認めるときは、第五章に規定する手続に従い、その輸送を停止することができる。

4 外国軍用品審判所は、第三十四条の規定による送致を受けた事件に係る船舶が外国軍用品等を輸送しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該船舶が外国軍用品等の海上輸送を反復して行うことを防止するため必要があると認めるときは、第五章に規定する手続に従い、その航行を停止することができる。

一 当該船舶の備船者が外国軍隊等であるとき。
二 前号に掲げるもののほか、当該船舶の船長等が外国軍隊等の指揮監督を受けるとき。
三 当該船舶の旅客の相当数が外国軍隊等の構成員であるとき。
四 前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

第三章 外国軍用品審判所

第七条 防衛庁に、臨時に、特別の機関として、外国軍用品審判所を置く。

2 外国軍用品審判所の設置の場所及び期間は、政令で定める。

(任務)

第八条 外国軍用品審判所は、艦長等が停船検査を行った船舶に係る事件(以下単に「事件」という。)の調査及び審判を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第九条 外国軍用品審判所は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 事件について必要な調査に関すること。
- 二 審判に関すること。
- 三 審決の執行に関すること。

(外国軍用品審判所長)

第十条 外国軍用品審判所の長は、外国軍用品審判所長とし、第十二条第一項の審判官をもって充てる。

(支部)

第十一条 外国軍用品審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に、支部を置くことができる。

2 支部の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(審判官及び事務官)

第十二条 外国軍用品審判所に審判官及び事務官を置く。

2 審判官は、法律(国際法規を含む。)、防衛又は海事に關し知識経験を有する者であつて、政令で定める資格を有するものの中から、長官が任命する。

3 審判官の定数は、政令で定める。

4 事務官は、命を受け、事務に従事する。

(審判官の職権の独立)

第十三条 審判官は、独立してその職権を行う。

(構成)

第十四条 外国軍用品審判所は、審判官五名をもつて構成する合議体で、事件について必要な調査及び審判を行う。

2 合議体の合議は、過半数により決する。

3 外国軍用品審判所長は、各事件について、第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならぬ。

4 外国軍用品審判所長は、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

5 審判長は、その事件について必要な調査及び審判に関する事務を総理する。

(事務局)

第十五条 外国軍用品審判所の事務を処理させるため、外国軍用品審判所に事務局を置く。

2 事務局の内部組織は、政令で定める。

第四章 停船検査及び回航措置

第一節 停船検査

(停船検査)

第十六条 艦長等は、武力攻撃が発生した事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるところにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

第十七条 艦長等は、停船検査を行おうとするときは、あらかじめ、無線その他の通信手段を用いて、当該船舶に対し、進行の停止を命ずるものとする。

2 艦長等は、前項の規定により進行の停止を命じた場合において、当該船舶がこれに従わないときは、接近、追尾、伴走又は進路前方における待機を行つて、繰り返し進行の停止を命ずるものとする。

3 前二項の場合において、艦長等は、自衛艦旗を掲げるほか、必要に応じ、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段により、自己の存在を示すものとする。

(船上検査の実施)

第十八条 艦長等は、前条第一項又は第二項の規定による命令を受けた船舶が停止したときは、海上自衛隊の三等海尉以上の自衛官を当該船舶に乗り込ませ、第二十条から第二十二条までの規定による検査(以下「船上検査」という。)を行わせるものとする。

(艦長等に対する告知)

第十九条 前条の自衛官(以下「船上検査官」という。)は、船上検査を行う船舶に乗船したときは、その艦長等に対し、船上検査を行う旨及び船上検査の手続に關し苦情があるときは艦長等に対し理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる旨を告知するものとする。

(船舶書類の検査)

第二十条 船上検査官は、艦長等に対し、次に掲げる書類(以下「船舶書類」という。)の提示を求めることができる。

一 船舶国籍証書その他の船舶の国籍を証明する書類

二 乗組員等の名簿

三 航海日誌その他の航行の状況を記録する書類

四 船荷証券その他の積荷に関する書類(乗組員等への質問)

第二十一条 船上検査官は、必要があると認めるときは、乗組員等に質問をすることができる。

(積荷の検査)

第二十二条 船上検査官は、前二条の規定による検査を行った場合においても、なお当該船舶が外国軍用品等を輸送している疑いがあると認めるときは、艦長等を立ち会わせて、積荷を検査することができる。

(出入禁止)

第二十三条 船上検査官は、船上検査を行う間、乗組員等(艦長等を除く。)に対し、許可を得ないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(身分証明書の提示等)

第二十四条 船上検査官は、船上検査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、艦長等の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

2 第二十条から前条までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(艦長等への報告)

第二十五条 船上検査官は、船上検査を行ったときは、直ちにその結果を艦長等に報告しなければならない。

(停船検査の終了)

第二十六条 艦長等は、前条の報告を受けたときは、次条第一項の規定による引渡しの求め又は第二十八条第一項の規定による命令をするときを除き、速やかに、停船検査を終了しなければならない。

第二節 回航措置

(外国軍用品の引渡し)

第二十七条 第二十五条の報告を受けた艦長等は、当該報告に係る船舶の積荷が外国軍用品であると認められ、かつ、当該積荷をその自衛艦に収容することができるときにおいて、第六条第四項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該船舶の艦長等に対し、当該積荷の引渡しを求めることができる。

2 艦長等は、前項の引渡しを受けたときは、調書を作成し、当該船舶の艦長等に交付しなければならない。

3 艦長等は、第一項の引渡しを受けたときは、速やかに、書類及び当該積荷とともに事件を外国軍用品審判所に送致しなければならない。

(回航命令)

第二十八条 第二十五条の報告を受けた艦長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該報告に係る船舶の艦長等に対し、我が国の港へ回航すべきことを命ずることができる。

一 当該艦長等が前条第一項の規定による外国軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

二 当該船舶が外国軍用品等を輸送していると認めるとき(前条第一項の規定により外国軍用品の引渡しを求めることができる場合を除く。)

三 当該報告のほか、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情等から判断して、なお当該船舶が外国軍用品等を輸送している疑いがあると認めるとき(前二号に該当するものを除く。)

2 艦長等は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、艦長等に対し、弁明を記載した文書を提出する機会を与えなければならない。

(監視措置)

第二十九条 艦長等は、前条第一項の規定による命令をしたときは、船上検査官に、当該船舶の船舶書類及びその積荷のうち外国軍用品である

もの(外国軍用品の疑いがあるものを含む。)の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

(回航監督官の派遣)

第三十条 艦長等は、第二十八条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令の履行の確保に必要な監督をさせるため、海上自衛隊の三等海尉以上の自衛官を当該命令に係る船舶(以下「回航船舶」という。)に乗り込ませるものとする。

(船長等に対する告知)

第三十一条 前条の自衛官(以下「回航監督官」という。)は、回航船舶に乗船したときは、その船長等に対し、第二十八条第一項の規定による命令の内容及び回航措置の手續に関し苦情があるときは艦長等に対し理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる旨を告知するものとする。

(回航監督官の権限)

第三十二条 回航監督官は、第二十八条第一項の規定による命令の履行の確保又は航行の安全若しくは船内の秩序維持のため必要があると認めるときは、回航船舶の艦長等に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 回航監督官は、船長等が前項の規定による指示に従わない場合において、やむを得ない必要があるときは、自ら当該指示に係る措置をとることができる。

3 艦長等は、回航監督官に、第二十九条に規定する措置を講じさせることができる。

(回航船舶への自衛艦旗の掲揚)

第三十三条 回航監督官は、回航船舶に、当該船舶の旗国(海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。)の国旗及び自衛艦旗を掲げさせるものとする。

(外国軍用品審判所への送致)

第三十四条 艦長等は、回航船舶が我が国の港に到着したときは、速やかに、書類とともに事件

を外国軍用品審判所に送致しなければならない。

第三節 雑則

(長官への報告)

第三十五条 艦長等は、停船検査を行ったとき、又は回航措置をとったときは、速やかに、当該停船検査又は回航措置に関する報告書を作成し、長官に提出しなければならない。

2 艦長等は、第二十八条第一項の規定による命令をしたとき、又は船長等から第十九条若しくは第三十一条に規定する苦情の申出があったときは、直ちにその旨を長官に報告しなければならない。

3 長官は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、関係機関への連絡その他の措置を講ずるものとする。

(艦長等の配属義務)

第三十六条 艦長等並びに船上検査官及び回航監督官は、停船検査を行い、又は回航措置をとるときは、その対象となる船舶が必要以上に予定の航路を変更することのないように配慮しなければならない。

(武器の使用)

第三十七条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第七條の規定は、この章の規定による措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について準用する。

2 前項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により武器を使用する場合のほか、同項に規定する自衛官は、艦長等が第十七条第二項の規定に基づき当該船舶の進行の停止を繰り返して乗組員等がこれに應ぜずなお当該自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。

(抑留対象者の取扱い)

第三十八条 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第号)第三条第四号に規定する抑留対象者をいう。)がある場合におけるその取扱いについては、同法の定めるところによる。

第五章 審判手続

(送致事件の調査)

第三十九条 外国軍用品審判所は、第二十七条第三項又は第三十四条の規定による事件の送致を受けたときは、当該事件について必要な調査をしなければならない。

(調査のための強制処分)

第四十条 外国軍用品審判所は、第三十四条の規定による事件の送致を受けたときは、当該事件に係る船舶の艦長等に対し、当該船舶の出航を禁止することができる。

2 前項の規定により出航を禁止する期間は、事件が送致された日から起算して一月とする。ただし、外国軍用品審判所は、通じて一月を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。

3 外国軍用品審判所は、第四十五条第一項又は第二項の規定による決定をしたとき、その他第一項の船舶の出航を禁止する必要がなくなったときは、前項の期間内であっても、第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

第四十一条 外国軍用品審判所は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

一 当該事件に係る船舶の乗組員その他の関係者又は参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 当該事件に係る船舶の船舶書類、積荷その他当該船舶に関する物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出された物件若

しくは第二十七条第三項の規定による送致を受けた積荷を留置すること。

四 当該事件に係る船舶その他必要な場所に立ち入り、前号に規定する物件を検査すること。

2 外国軍用品審判所は、相当と認めるときは、外国軍用品審判所の事務官を調査官に指定し、前項の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする調査官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(留置物の保管等)

第四十二条 外国軍用品審判所は、前条第一項第三号の規定により留置した物件(以下「留置物」という。)のうち運搬又は保管に不便なものについては、看守者を置き、又は適当と認める者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

2 外国軍用品審判所は、留置物のうち、人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあるものを廃棄することができる。

(留置物の返還)
第四十三条 外国軍用品審判所は、留置物について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならぬ。

2 外国軍用品審判所は、前項の留置物の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならぬ。

3 前項の公告に係る留置物について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、その留置物は、国庫に帰属する。

4 前項の期間内であっても、価値のない留置物は、これを廃棄し、保管に不便な物件は、政令で定めるところにより、これを売却してその代価を保管することができる。

(調査の作成)

第四十四条 外国軍用品審判所は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調査に記載し、かつ、特に第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定による処分があったときは、その結果を明らかにしておかなければならない。

(審判の開始)

第四十五条 外国軍用品審判所は、事件について必要な調査の結果、第六条各項に規定する場合のいずれかに該当すると認めるときは、審判を開始する旨の決定をしなければならない。

2 外国軍用品審判所は、前項に規定する場合を除き、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

3 第四十条の規定は、外国軍用品審判所が、事件について必要な調査の結果、第六条第四項に規定する場合に該当すると認めて、第一項の規定による審判開始決定をしたときについて準用する。この場合において、第四十条第二項本文中「事件が送致された日」とあるのは「第四十五条第一項の規定による審判開始決定の日」と、「一月」とあるのは「三月」と、同項ただし書中「通じて一月を超えない範囲で、当該期間を延長する」とあるのは「特に必要があると認めるときは、一月ごとに当該期間を更新すること」と、同条第三項中「第四十五条第一項又は第二項の規定による決定」とあるのは「第五十二条第四項又は第五項の審決」と読み替えるものとする。

第四十六条 外国軍用品審判所は、前条第一項の規定による審判開始決定をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならぬ。

2 前項の公告があったときは、利害関係者は、公告の日から三十日以内に、外国軍用品審判所に意見書を提出することができる。

3 外国軍用品審判所は、前項の期間が経過した後、審判を開始するものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、利害関係者は、外国軍用品審判所がやむを得ない事情があるとき、意見書を提出することができる。

(調査官の権限)

第四十七条 第四十一条第二項の規定により指定された調査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

(審判の公開)

第四十八条 審判は、これを公開しなければならない。ただし、国の安全が害されるおそれ又は外国政府との交渉上不利を被るおそれがあると認めるときは、これを公開しないことができる。

(審判長の権限)

第四十九条 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。

2 審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審判廷の秩序を維持するため必要な措置をとることができる。

(証拠の取調べ)

第五十条 外国軍用品審判所は、申立により、又は職権で、必要な証拠を取り調べるることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四百三十三条から第四百七条まで、第四百四十九条、第五百四十四条から第五百六条まで、第六百六十五条及び第六百六十六条の規定は、外国軍用品審判所が、審判に際して、参考人を審問し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。この場合において、同法第四百三十三条及び第六百六十五条中「裁判所」とあるのは「外国軍用品審判所」と、同法第四百三十三条、第四百四十四条、第四百四十五条第一項、第五百四十四条及び第五百六条第一項中「証人」とあるのは「参考人」と、同法第四百三十三条、第四百四十四条及び第四百四十五条第一項中「尋問する」とあるのは「審問する」と、同法第四百四十九条及び第五百六条第一項中「証人」とあるのは「参考人」と、同法第四百三十三条、第四百四十四条及び第四百四十五条第一項中「尋問する」とあるのは「審問する」と読み替えるものとする。

3 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二号第二号イからラまでのいずれかに該当する外国軍用品であると認めるときは、当該積荷について輸送停止の審決をしなければならない。

「審問する」と、同法第四百四十九条ただし書中「証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。その他裁判所の規則で)」とあるのは「その他外国軍用品審判所の規則で」とあるのは「審問しない」と読み替えるものとする。

(利害関係者の意見の陳述等)
第五十一条 第四十六条第二項又は第四項の規定により意見書を提出した利害関係者又はその代理人は、外国軍用品審判所に対し、審判廷における意見の陳述を申し出、又は証拠を提出することができる。

2 外国軍用品審判所は、前項の申出があるときは、審判の期日において、その意見を陳述させるものとする。ただし、審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないときと認めるときは、意見の陳述に代えて意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。

(審決)

第五十二条 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二号第二号イに該当する外国軍用品であると認めるときは、当該積荷について廃棄の審決をしなければならない。

2 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二号第二号ロからチまでのいずれかに該当する外国軍用品であると認めるときは、当該積荷について輸送停止の審決をしなければならない。

3 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二号第二号リからラまでのいずれかに該当する外国軍用品であると認めるときは、当該積荷について輸送停止の審決をしなければならない。

4 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、第三十四条の規定による送致を受けた事件に係る船舶が外国軍用品等を輸送しており、かつ、第六条第四項各号のいずれかに該当すると認める場合において、当該船舶が外国軍用品等の海上

輸送を反復して行うことを防止するため必要があると認めるときは、航行停止の審決をしなければならない。

5 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、第六条各項に規定する場合のいずれにも該当しないと認めるときは、その旨を明らかにする審決をしなければならない。

(証拠による事実認定)

第五十三条 前条の審決においては、公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならない。

(審決の方式)

第五十四条 第五十二条の審決においては、認定した事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。

(審決の効力発生時期)

第五十五条 審決は、審判廷における言渡しによつてその効力を生ずる。

(審決の公告)

第五十六条 外国軍用品審判所は、第五十二条の審決をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(審決の取消)

第五十七条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、当該審決に係る積荷又は船舶についてその所有権の移転、仕向地の変更その他の事由により当該審決の要件である事実が消滅し、又は当該事実に変更があつたと認めるときは、審決をもつてこれを取り消すことができる。

第五十八条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、武力攻撃事態が終結したときは、遅滞なく、審決をもつてこれを取り消さなければならない。

(事件記録の閲覧、審決書の謄本の交付等)

第五十九条 利害関係者は、外国軍用品審判所に対し、審判開始決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は審決書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(内閣府令への委任)

第六十条 この法律に定めるもののほか、外国軍用品審判所の審判の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第六章 審決の執行

(審決の執行者)

第六十一条 審決は、外国軍用品審判所長が指定する外国軍用品審判所の事務官(以下「審決執行官」という。)がこれを執行する。

(廃棄の審決の執行)

第六十二条 審決執行官は、第五十二条第一項の審決があつたときは、当該審決に係る積荷の無害化のための措置を講じた上で、これを廃棄しなければならない。

(輸送停止の審決の執行)

第六十三条 審決執行官は、第五十二条第二項又は第三項の審決があつたときは、当該審決に係る積荷を占有して保管しなければならない。

2 審決執行官は、前項の積荷が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これを売却してその代価を保管することができる。

3 審決執行官は、第一項の積荷のうち、人の生命若しくは財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあるもの又は腐敗、変質その他やむを得ない理由により著しく価値が減少したもので買受人がないものを廃棄することができる。

(航行停止の審決の執行)

第六十四条 審決執行官は、第五十二条第四項の審決があつたときは、第二十条第一号に掲げる書類その他の当該審決に係る船舶の航行のために必要な文書を取り上げて保管するとともに、当該船舶の出航を禁止しなければならない。

(取消し審決の執行)

第六十五条 審決執行官は、第五十七条又は第五十八条の規定により、第五十二条第二項又は第三項の審決を取り消す審決があつたときは、第六十三条第一項又は第二項の規定により保管す

る当該審決に係る積荷又はその代価をその返還を受けるべき者に還付しなければならない。

2 第四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 審決執行官は、第五十七条又は第五十八条の規定により、第五十二条第四項の審決を取り消す審決があつたときは、取り消された審決に係る船舶の船長等に前条の規定により保管する文書を還付するとともに、当該船舶の出航を許可しなければならない。

第七章 補償

第六十六条 外国軍用品審判所が第四十五条第二項の規定による審判を開始しない旨の決定をしたとき、第五十二条第五項の審決をしたとき、又は外国軍用品審判所の審決を取り消す裁判が確定したときは、当該決定又は審決に係る船舶の所有者、賃借人又は備給者は、国に対し、当該船舶の回航措置により生じた損失(外国軍用品審判所が第四十条第一項(第四十五条第三項において準用する場合を含む。第六十九条において同じ。)の規定による命令をした場合にあっては、当該命令により生じた損失を含む。)の補償を請求することができる。

第六十七条 国は、前条の補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責めを免れる。

第八章 雑則

(参考人等の費用の請求)

第六十八条 第四十一条第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(乗組員等への便宜供与)

第六十九条 外国軍用品審判所は、第四十条第一項又は第六十四条の規定により出航を禁止され

た船舶の乗組員等の本邦への上陸又は本邦からの出国に際して、これらの者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)等の法令による手続を行う場合においてその手続を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

(行政手続法の適用除外)

第七十条 この法律に基づく処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(行政不服審査法による申立て)

第七十一条 この法律に基づく処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(政令への委任)

第七十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第七十三条 第五十条第二項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を軽減又は免除することができる。

第七十四条 第四十一条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 第四十条第一項(第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第一号又は第二項の規定による船舶関係者又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述

をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十一条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第九十四条の五 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第 号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

四 第五十条第二項において準用する刑事訴訟法第五十四条又は第六百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正）

第七十七条 第四十九条第二項の規定による審判長の命令に従わなかった者は、五万円以下の過料に処する。

（防衛庁設置法の一部改正）

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 防衛庁長官が武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第 号）第四十四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関し同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

（防衛庁設置法の一部改正）
第二条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

武力攻撃事態における捕虜等の取扱に関する法律案

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

武力攻撃事態における捕虜等の取扱に関する法律案

第二章第二節第四款中第三十二条の次に次の一条を加える。

目次

（外国軍用品審判所）
第三十二条の二 別に法律で定めるところにより防衛庁に置かれる特別の機関で本庁に置かれるものは、外国軍用品審判所とする。

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 拘束及び抑留資格認定の手續
第一節 拘束（第四条—第七条）
第二節 指定部隊長による確認（第八条—第九条）
第三節 抑留資格認定（第十条—第二十一条）
第四節 他の法令による手続との関係等（第二十二條—第二十三條）

2 外国軍用品審判所については、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第 号）これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三章 捕虜収容所における抑留及び処遇
第一節 通則（第二十四条—第二十六条）
第二節 収容の開始（第二十七条—第二十八条）

（自衛隊法の一部改正）
第三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第三節 保健衛生及び医療（第二十九条—第三十九条）
第四節 宗教（第四十条—第四十二条）
第五節 規律及び秩序の維持
第一款 通則（第四十三条—第四十四条）
第二款 制止等の措置等（第四十五条—第四十七条）
第三款 懲戒（第四十八条—第五十五条）
第六節 捕虜代表及び捕虜代表補助者（第五十六條—第五十七條）
第七節 被収容者の処遇（第五十八條—第六十三條）
第八節 捕虜の業務（第六十四條—第七十二条）
第九節 捕虜等抑留給付金（第七十三條—第七十九條）
第十節 外部との交通
第一款 面会（第八十条—第八十二条）
第二款 信書及び電信等の発受（第八十三条—第八十九条）
第十一節 苦情（第九十条—第九十二条）
第四章 審査請求
第一節 捕虜資格認定等審査会の組織（第九十三条—第九十五条）
第二節 資格認定審査請求の手續（第九十六条—第一百二十四條）
第三節 懲戒審査請求の手續（第一百二十五條—第一百三十三條）
第四節 雑則（第一百三十四條—第一百三十五条）
第五章 抑留の終了
第一節 通則（第一百三十六条）
第二節 送還基準等（第一百三十七條—第一百四十二条）
第三節 送還等の実施（第一百四十三條—第一百四十七條）
第四節 雑則（第一百四十八條—第一百五十一條）
第六章 補則
第一節 武器の使用（第一百五十二条）
第二節 領置（第一百五十三條—第一百六十條）

第三節 逃走時の措置（第六十一条—第六十六条）
第四節 捕虜等情報の取扱（第六十七條）
第五節 混成医療委員（第六十八條—第七十條）
第六節 死亡時の措置（第七十一條）
第七節 施設に関する基準（第七十二條）
第八節 特例規定等（第七十三條—第七十八條）
第七章 罰則（第七十九条—第八十三条）
附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱に必要事項を定めることにより、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三條約」という。）その他の捕虜等の取扱に係る国際人道法の的確な実施を確保することを目的とする。

（基本原則）
第二条 国は、武力攻撃事態においてこの法律の規定により拘束され又は抑留された者（以下この条において「捕虜等」という。）の取扱に当たっては、第三條約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならぬ。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号、次号において「事態対処法」という。)第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 事態対処法第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。

三 敵国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

四 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人をいう。

イ 敵国軍隊等の構成員(ホ、ト、リ及びヌに掲げる者を除く。)

ロ 敵国軍隊等に随伴する者(敵国軍隊等の構成員を除く。)であつて、当該敵国軍隊等からその随伴を許可されているもの(ヘ及びチに掲げる者を除く。)

ハ 船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。))を除く。であつて敵国軍隊等の軍艦等に警護されるもの又は武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第 号)第二条第三号に規定する外国軍用品等(二)において「外国軍用品等」という。)を輸送しているものの乗組員(武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。)

ニ 国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であつて敵国軍用航空機(敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航空機をいう。)に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送しているものの乗組員(同条約第三十二条(a)に規定する運航乗組員であつ

て、武力攻撃を行っている外国の国籍を有するものに限る。)

ホ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(以下「第一条約」という。)

第二十四条に規定する傷者若しくは病者の搜索、収容、輸送若しくは治療若しくは疾病の予防に専ら従事する衛生要員又は敵国軍隊等の衛生部隊及び衛生施設の管理に専ら従事する職員

ヘ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正當に認めたものの職員のうち、ホに掲げる者と同一の任務に当たるもの

ト 第一条約第二十四条に規定する敵国軍隊等に随伴する宗教要員

チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正當に認めたものの職員のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるもの

リ 敵国軍隊等の構成員であつて、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(以下「第一追加議定書」という。)(第四十四条3に規定する義務に違反し、捕虜として取り扱われる権利を失ふこととなるもの

ヌ 敵国軍隊等の構成員であつて、第一追加議定書第四十六条の規定により間諜として取り扱われることとなるもの

ル 第一追加議定書第四十七条2に規定する傭兵

五 捕虜 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により前号イからニまでに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

六 衛生要員 第二章第三節又は第四章第二節

に規定する手続により第四号ホ又はヘに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

七 宗教要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ト又はチに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

八 区別義務違反者 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号リに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

九 間諜 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ヌに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十 傭兵 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ルに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十一 資格認定審査請求 第十四条第一項、第十七条第四項及び第六十六条第一項の規定による抑留資格認定に関する審査請求をいう。

十二 懲戒審査請求 第二百二十五条の規定による懲戒処分に関する審査請求をいう。

十三 捕虜収容所 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二十四条第三項に規定する捕虜収容所をいう。

十四 捕虜収容所長 自衛隊法第二十九条の二第二項に規定する所長をいう。

十五 捕虜代表 第三条約第八十条に規定する任務を遂行する者として、捕虜収容所長から指名されたものをいう。

十六 利益保護国 第一追加議定書第二条(c)に規定する利益保護国をいう。

十七 利益保護国代理 第一追加議定書第二条(d)に規定する代理をいう。

十八 利益保護国代表 我が国領域内において第三条約又は第一追加議定書の規定による利益保護国又は利益保護国代理としての任務を

遂行する者であつて、我が国政府が承認を与えたものをいう。

第二章 拘束及び抑留資格認定の手続

第一節 拘束

第四条 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官(以下「出動自衛官」という。)は、武力攻撃が発生した事態において、服装、所持品の形状、周囲の状況その他の事情に照らし、抑留対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由がある者があるときは、これを拘束することができる。

(危険物等の検査)

第五条 出動自衛官は、前条の規定により拘束した者(以下「被拘束者」という。)については、その所持品又は身体について危険物(銃砲、銃剣、銃砲弾、爆発物その他の軍用の武器及びこれらに準ずる物であつて、人の生命又は身体に危険を生じさせるものをいう。次項において同じ。)(又は軍用書類(地図、軍用規則、命令書、計画書その他の軍用に供する書類をいう。以下同じ。))を所持しているかどうかを調べることができる。

2 出動自衛官は、前項の規定による検査の結果、危険物又は軍用書類を発見したときは、次条第一項又は第二項の規定による引渡しの時までこれを取り上げ、又は直ちに廃棄することができる。

(被拘束者の引渡し等)

第六条 出動自衛官は、第四条の規定による拘束をしたときは、防衛庁長官(以下「長官」という。)(の定めるところにより、速やかに、被拘束者を指定部隊長(自衛隊法第八条に規定する部隊等であつて、連隊、自衛艦その他の内閣府令で定めるものの長をいう。以下同じ。))に引き渡さなければならない。

2 出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官(方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航

空混成団司令その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。が所在するときは、長官の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。

3 出動自衛官は、前二項の規定による引渡しをする場合には、内閣府令で定めるところにより、拘束の日時及び場所その他必要な事項をその引渡しをする指定部隊長又は抑留資格認定官に報告しなければならない。

(被拘束者に対する特例措置)

第七条 出動自衛官は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、被拘束者の心身の状況、利用可能な輸送手段その他の事情を考慮し、被拘束者がこれらの規定による引渡しのための移動に耐えられないと認めるに足りる相当の理由があるときは、戦闘行為の直接の危険から回避することができると近傍の場所への移動、適切な医薬品等の給与その他の当該被拘束者の状況に応じて可能な範囲の安全措置を講じた上で、直ちに当該被拘束者を放免することができる。

第二節 指定部隊長による確認

(指定部隊長による確認)

第八条 指定部隊長は、第六条第一項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者について、その氏名、階級又は地位(以下「階級等」という。)、生年月日及び身分証明書番号等(身分証明書番号、個人番号その他これに類する個人を識別するために付された数字、記号又は符号をいう。以下同じ。)を確認しなければならない。

2 指定部隊長は、前項の規定による確認を行うために必要な範囲内において、被拘束者に対し、質問し、又は身分証明書その他の所持品を検査することができる。

3 指定部隊長は、第一項の規定による確認の結果について、確認記録を作成しなければならない。

4 確認記録には、次に掲げる事項を記載し、かつ、指定部隊長がその識別符号(個人を識別す

るために長官の定めるところにより指定部隊長に付された数字、記号又は符号をいう。)を記入しなければならない。

一 被拘束者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

二 拘束の日時及び場所

三 作成年月日

四 その他内閣府令で定める事項

(確認後の措置)

第九条 指定部隊長は、前条第一項の規定による確認の結果、被拘束者が抑留対象者に該当しないと判断したときは、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知をする場合には、指定部隊長は、当該被拘束者に対し、次条に規定する抑留資格認定官による抑留資格認定を受けることができる旨を告知しなければならない。

3 第一項の場合において、被拘束者が抑留対象者に該当しない旨の判断に同意したときは、指定部隊長は、当該被拘束者に対し、当該判断に同意する旨を記載した文書に署名させるとともに、前条第四項の規定による確認記録の写しを交付の上、直ちにこれを放免しなければならない。

4 前項の規定により放免する場合を除き、指定部隊長は、長官の定めるところにより、遅滞なく、被拘束者を確認記録とともに管轄の抑留資格認定官に引き渡さなければならない。

第三節 抑留資格認定

(抑留資格認定)

第十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定(抑留対象者に該当する場合にあつては、第三条第四号イからル

までのいずれに該当するかの認定を含む。以下「抑留資格認定」という。)をしなければならない。

(抑留資格認定のための調査)

第十一条 抑留資格認定官は、抑留資格認定のため必要があるときは、被拘束者を取り調べるることができる。

2 抑留資格認定官は、抑留資格認定のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、当該参考人を取り調べるることができる。この場合において、当該参考人が他の抑留資格認定官の管理する収容区画等(第百七十二条第一項に規定する区画又は施設をいう。)に留め置かれ、又は捕虜収容所に収容されている者であるときは、抑留資格認定官は、当該他の抑留資格認定官又は捕虜収容所長に対し、当該参考人の取調べを依頼することができる。

3 抑留資格認定官は、抑留資格認定のため必要があるときは、被拘束者の所持品又は身体を検査することができる。ただし、女性の被拘束者の身体を検査する場合は、緊急を要するときは除き、女性の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第百六十八条第一項において同じ。)にこれを行わせなければならない。

4 抑留資格認定官は、抑留資格認定のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 抑留資格認定官は、長官の定めるところによりその指揮監督する自衛官の中から指定した者(以下この節において「認定補佐官」という。)に、前各項の規定による調査を行わせることができる。

(認定調査記録の作成)

第十二条 抑留資格認定官は、前条第一項から第四項までの規定による調査を行ったときは、その結果について、認定調査記録を作成し、かつ、自らこれに署名しなければならない。ただし、同条第五項の規定により認定補佐官が当該

調査を行ったときは、当該認定補佐官が、その認定調査記録を作成し、かつ、これに署名するものとする。

2 前条第二項の規定により参考人の取調べを依頼された抑留資格認定官又は捕虜収容所長についても、前項と同様とする。

(放免)

第十三条 抑留資格認定官は、調査の結果、被拘束者が抑留対象者に該当しない旨の抑留資格認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知をする場合には、抑留資格認定官は、当該被拘束者に対し、次条第一項の規定による資格認定審査請求をすることができる旨を告知しなければならない。

3 第一項の場合において、被拘束者が同項の抑留資格認定に同意したときは、抑留資格認定官は、当該被拘束者に対し、当該認定に同意する旨を記載した文書に署名させるとともに、次項の規定による放免書を交付の上、直ちにこれを放免しなければならない。第一項の通知を受けた被拘束者が次条第一項の規定による資格認定審査請求をしなかったときも、同様とする。

4 前項の規定により交付される放免書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一 被拘束者の氏名及び生年月日

二 拘束の日時及び場所

三 放免の理由

四 交付年月日

五 その他内閣府令で定める事項

(資格認定審査請求)

第十四条 前条第一項の通知を受けた被拘束者は、同項の抑留資格認定に不服があるときは、その通知を受けた時から二十四時間以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面(次項において「審査請求書」という。)を抑留資格認定官に提出して、捕虜資格認定等審

査会に對し、資格認定審査請求をすることができ
る。

2 抑留資格認定官は、前項の資格認定審査請求があつたときは、捕虜資格認定等審査會に對し、審査請求書、認定調査記録その他の關係書類を送付しなければならない。

(仮收容)

第十五条 抑留資格認定官は、被拘束者が前条第一項の資格認定審査請求をしたときは、次項の規定による仮收容令書を發付し、当該被拘束者を仮に收容するものとする。

2 前項の規定により發付される仮收容令書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一 被拘束者の氏名及び生年月日

二 拘束の日時及び場所

三 發付年月日

四 その他内閣府令で定める事項

3 仮收容令書は、認定補佐官が執行するものとする。

4 認定補佐官は、仮收容令書を執行するとき、その仮に收容される者に仮收容令書を示して、速やかに、その者を捕虜收容所長に引き渡さなければならない。

5 捕虜收容所長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた者を捕虜收容所に收容するものとする。

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(第三条第四号ロ、ハ又は二に掲げる者)以下この条、次条及び第二百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く。)に該當する旨の抑留資格認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜に限る。)に該當する旨の抑留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定

をしなければならない。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、長官の承認を得なければならない。

3 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜に限る。)に該當する旨の抑留資格認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨及び前項の判定の結果を通知しなければならない。

4 第一項又は前項の通知をする場合には、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該當する旨の抑留資格認定を受け、かつ、第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定を受けた者を除く。)に對し、第二百六条第一項の資格認定審査請求をすることができる旨を告知しなければならない。

5 抑留資格認定官は、第一項又は第三項の通知及び前項の告知をした後、同項に規定する被拘束者に對し、速やかに、第十八条の規定による抑留令書を發付し、これを抑留するものとする。

(放免)

第十七条 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該當する旨の抑留資格認定を受け、かつ、前条第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定を受けた者に限る。)に對し、同条第三項の通知をする場合には、第四項の資格認定審査請求をすることができる旨を告知しなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する被拘束者が、軍隊等非構成員捕虜に該當する旨の抑留資格認定及び前条第二項の規定による抑留する必要性がない旨の判定に同意したときは、これに同意する旨を記載した文書に署名させるとともに、次項の規定による放免書を交付の上、直ちにこれを放免しなければならない。前項に規

定する被拘束者が第四項の資格認定審査請求をしなかつたときも、同様とする。

3 前項の規定により交付する放免書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一 被拘束者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

二 拘束の日時及び場所

三 放免の理由

四 交付年月日

五 その他内閣府令で定める事項

4 第一項に規定する被拘束者は、軍隊等非構成員捕虜に該當する旨の抑留資格認定又は前条第二項の規定による抑留する必要性がない旨の判定に不服があるときは、同条第三項の通知を受けた時から二十四時間以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面を抑留資格認定官に提出して、捕虜資格認定等審査會に對し、資格認定審査請求をすることができ

る。

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により發付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一 被拘束者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

二 拘束の日時及び場所

三 抑留資格(抑留資格認定において当該被拘束者が該當すると認められた第三条第四号イからルまでの区分をいう。以下同じ。)

四 發付年月日

五 その他内閣府令で定める事項

(抑留令書の執行)

第十九条 抑留令書は、認定補佐官が執行する。認定補佐官は、抑留令書を執行するときは、

その抑留される者に抑留令書を示して、速やかに、その者を捕虜收容所長に引き渡さなければならない。

3 捕虜收容所長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた者を捕虜收容所に收容するものとする。

(逃走者に対する措置)

第二十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は第九条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けた場合において、当該被拘束者が抑留令書によつて抑留されていた者であつて逃走したものであることが判明したときは、第十六条の規定にかかわらず、当該被拘束者に對し、当該抑留令書により再び抑留する旨を告げた上、直ちにこれを捕虜收容所長に引き渡すものとする。

2 捕虜收容所長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた者に對し、できる限り速やかに抑留令書を示さなければならない。

(内閣府令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、抑留資格認定の手續に必要な事項は、内閣府令で定める。

第四節 他の法令による手續との關係等

(他の法令による身体拘束手續との關係)

第二十二条 抑留資格認定官は、次に掲げる者であつて抑留対象者に該當すると認料するものがある場合には、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであつても、その者について第十一條(第三項を除く。)の規定の例により抑留資格認定のための調査を行うことができる。

一 刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている者

二 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第四十条に規定する收容令書又は入管法第五十一条に規定する退去強制令書の發付を受けて收容されている者

2 抑留資格認定官は、前項の規定による調査の結果、同項第二号に掲げる者が抑留対象者に該当すると認めるときは、その者について、第十六条の規定の例により、抑留令書を発付した上、入国警備官（入管法第二号第十三号に規定する入国警備官をいう。）からその者の引渡しを受け、これを抑留することができ、

（第三号の締約国からの移入）

第二十三条 抑留資格認定官は、第三号の我が国以外の締約国の軍隊その他これに類する組織によりその身体を拘束されている外国人であつて抑留対象者に該当すると思料するものがある場合には、長官の定めるところにより、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであつても、その者について第十一条（第三項を除く。）の規定の例により抑留資格認定のための調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査の結果、同項の外国人が抑留対象者に該当し、かつ、我が国において抑留することが相当であると認めるときは、当該外国人について、第十六条の規定の例により、抑留令書を発付した上、同項の締約国の官憲から当該外国人の引渡しを受け、これを抑留することができる。

第三章 捕虜收容所における抑留及び処遇

第一節 通則

（基本原則）

第二十四条 捕虜收容所長は、捕虜收容所の適正な管理運営を図り、被收容者（抑留令書により捕虜收容所に收容されている捕虜、衛生要員、宗教要員、区別義務違反者、間諜及び傭兵並びに仮收容令書により捕虜收容所に收容されている者（以下「仮收容者」という。）をいう。以下同じ。）の人權を尊重しつつ、被收容者の抑留資格、階級等、性別及び年齢、その属する国における風俗慣習及び生活様式等に応じた適切な処遇を行うものとする。

2 被收容者には、捕虜收容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない範囲内において、

て、できる限りの自由が与えられなければならない。

（利益保護国等への配慮）

第二十五条 捕虜收容所長は、利益保護国代表並びに指定赤十字国際機関（赤十字国際機関であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）及び指定援助団体（長官が指定する被收容者への援助を目的とする団体をいう。以下同じ。）の代表が第三号及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を尊重し、その遂行に支障が生じないよう特に配慮しなければならない。

（階級等の区分）

第二十六条 捕虜收容所長は、被收容者（仮收容者を除く。）について、その階級等に応じた適切な処遇を行うため、長官の定める階級等の基準に従い、将校、准士官、下士官及び兵の区分を指定するものとする。

第二節 收容の開始

（收容開始時の告知）

第二十七条 捕虜收容所長は、被收容者に対し、その收容の開始に際し、次に掲げる事項を告知するものとする。

- 一 保健衛生及び医療に関する事項
- 二 宗教に関する事項
- 三 第四十四条第一項に規定する遵守事項
- 四 懲戒処分に関する事項
- 五 物品の貸与等及び自弁に関する事項
- 六 書籍等の閲覧に関する事項
- 七 面会及び信書の発受に関する事項
- 八 苦情の申出に関する事項

2 前項の規定による告知は、内閣府令で定めるところにより、書面で行う。

（写真撮影・指紋の採取）

第二十八条 捕虜收容所長は、被收容者につき、その收容の開始に際し、内閣府令で定めるところにより、その者の識別のために必要な限度で、写真の撮影、指紋の採取その他の措置をとるものとする。その後必要が生じたときも、同様とする。

する。

第三節 保健衛生及び医療

（保健衛生及び医療の原則）

第二十九条 捕虜收容所においては、被收容者の心身の状況を把握することに努め、被收容者の健康及び捕虜收容所内の衛生を保持するため適切な保健衛生上又は医療上の措置を講ずるものとする。

（被收容者の清潔義務）

第三十条 被收容者は、身体、着衣及び所持品並びに居住区画（被收容者が主として休息及び就寝のために使用する場所として捕虜收容所長が指定した区画をいう。第四十五条において同じ。）その他日常生活使用する場所を清潔にしなければならない。

（健康診断）

第三十一条 捕虜收容所においては、收容の開始後速やかに、及び毎月一回以上定期的に、被收容者の健康診断を行うものとする。捕虜收容所における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 被收容者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のために必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

（医療）

第三十二条 捕虜收容所長は、被收容者が負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はこれらの疑いがある場合には、速やかに、内閣府令で定めるところにより、診療その他必要な措置を講ずるものとする。

2 捕虜收容所長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、その措置を受ける被收容者の意思を十分に尊重するとともに、被收容者がその属する国の衛生要員による診療を受けることができるよう配慮しなければならない。

3 捕虜收容所長は、被收容者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平

成十年法律第百十四号）第十二条第一項各号に掲げる者に該当すると認めるときは、長官の定めるところにより、当該被收容者の隔離、入院その他の必要な措置を講ずるものとする。

（医師相当衛生要員等）

第三十三条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜收容所長が外国において医師に相当する資格を有する者と認めたもの（以下「医師相当衛生要員等」という。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十七条の規定にかかわらず、自衛隊病院等（自衛隊法第二十七条に規定する病院その他内閣府令で定める自衛隊の病院又は診療所をいう。以下同じ。）において、被收容者に対し、医療をすることができる。

2 医師法第十九条、第二十条及び第二十三条から第二十四条の二までの規定は、医師相当衛生要員等について準用する。

3 第一項の規定により医療をする場合における医師相当衛生要員等は、医師とみなして、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六條及び第三十七條、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條の三、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二條第二項、第二十四條の二、第二十六條及び第二十八條第一項、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二條第一項及び第二十條の二、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十九條及び第二十二條から第二十四條まで並びに臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第二條第二項及び第三十八條の規定を適用する。

（歯科医師相当衛生要員等）

第三十四条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜收容所長が外国において歯科医師に相当する資格を有する者と認めたもの（以下「歯科医師相当衛生要員等」という。）は、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十七條の規定にかかわらず、自衛隊病院等において、被收容者に対し、歯科医療をすることができる。

2 歯科医師法第十九条、第二十条及び第二十二
条から第二十三条の二までの規定は、歯科医師
相当衛生要員等について準用する。

3 第一項の規定により歯科医業をする場合にお
ける歯科医師相当衛生要員等は、歯科医師とみ
なして、保健師助産師看護師法第六条及び第三
十七条、歯科衛生士法第二条第一項、第十三条
の二及び第十三条の三、診療放射線技師法第二
条第二項、第二十四条の二、第二十六条及び第
二十八条第一項、歯科技工士法(昭和三十一年法
律第六十八号)第二条第一項ただし書及び第
十八条ただし書並びに薬剤師法第十九条及び第
二十二条から第二十四条までの規定を適用す
る。

(薬剤師相当衛生要員等)

第三十五条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜収容
所長が外国において薬剤師に相当する資格を有
する者と認めたもの(以下「薬剤師相当衛生要員
等」という。)は、薬剤師法第十九条の規定にか
かわらず、自衛隊病院等において、被收容者に
対し、授与の目的で調剤することができる。

2 薬剤師法第二十一条から第二十六条までの規
定は、薬剤師相当衛生要員等について準用す
る。この場合において、同法第二十二ただし
書中「医師若しくは歯科医師」とあるのは「医
師、歯科医師、医師相当衛生要員等若しくは歯
科医師相当衛生要員等」と、同法第二十三条及
び第二十四条中「医師、歯科医師又は獣医師」と
あるのは「医師、歯科医師、医師相当衛生要員
等又は歯科医師相当衛生要員等」と読み替える
ものとする。

(看護師相当衛生要員等)

第三十六条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜収容
所長が外国において看護師に相当する資格を有
する者と認めたもの(以下「看護師相当衛生要員
等」という。)は、保健師助産師看護師法第三十
一条第一項の規定にかかわらず、自衛隊病院等
において、被收容者に対し、同法第五条に規定
する業をすることができる。

2 保健師助産師看護師法第三十七条の規定は、
看護師相当衛生要員等について準用する。この
場合において、同条中「主治の医師又は歯科医
師」とあるのは、「主治の医師、歯科医師、医師
相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員等」
と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により保健師助産師看護師法第
五条に規定する業をする場合における看護師相
当衛生要員等は、看護師とみなして、同法第六
条の規定を適用する。

(看護看護師相当衛生要員等)

第三十七条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜収容
所長が外国において看護師に相当する資格を
有する者と認めたもの(以下「看護看護師相当衛生
要員等」という。)は、保健師助産師看護師法第
三十二條の規定にかかわらず、自衛隊病院等に
おいて、被收容者に対し、医師、歯科医師、看
護師、医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生
要員等又は看護看護師相当衛生要員等の指示を受け
て、同法第六条に規定する業をすることができる。

2 保健師助産師看護師法第三十七条の規定は、
看護看護師相当衛生要員等について準用する。こ
の場合において、同条中「主治の医師又は歯科
医師」とあるのは、「主治の医師、歯科医師、医
師相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員
等」と読み替えるものとする。

(秘密を守る義務)

第三十八条 医師相当衛生要員等、歯科医師相当
衛生要員等、薬剤師相当衛生要員等、看護師相
当衛生要員等又は看護看護師相当衛生要員等は、
正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘
密を漏らしてはならない。医師相当衛生要員
等、歯科医師相当衛生要員等、薬剤師相当衛生
要員等、看護看護師相当衛生要員等又は看護看護
師相当衛生要員等でなくなった後においても、同様
とする。

(管理者の任務)

第三十九条 自衛隊病院等の管理者は、当該自衛

隊病院等において医療に関する業務に従事する
医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生要員
等、薬剤師相当衛生要員等、看護師相当衛生要
員等、看護看護師相当衛生要員等その他の衛生要
員及び第六十八条の規定により第六十四条第三
号に掲げる業務に従事することを許された捕虜
の業務遂行に欠けるところのないよう、必要な
注意をしなければならない。

第四節 宗教

(自ら行う宗教上の行為)

第四十条 捕虜収容所内において被收容者が自ら
個別に行う礼拝その他の宗教上の行為は、これ
を禁止し、又は制限してはならない。ただし、
捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運
営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限
りでない。

(宗教上の儀式行事)

第四十一条 捕虜収容所長は、捕虜収容所内にお
いて被收容者が希望する場合には、宗教要員そ
の他の宗教家の行う説教、礼拝その他の宗教上
の儀式行事に参加することができる機会を設け
るよう努めなければならない。

2 捕虜収容所長は、捕虜収容所の規律及び秩序
の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれが
ある場合には、被收容者を前項に規定する宗教
上の儀式行事に参加させないことができる。

(宗教要員等の行為)

第四十二条 宗教要員等(宗教要員及び第六十九
条の規定により第六十四条第四号に掲げる業務
に従事することを許された捕虜をいう。第八十
四条第三項において同じ。)は、捕虜収容所内
において、被收容者の行う第四十条に規定する宗
教上の行為を補助し、又は前条第一項に規定す
る宗教上の儀式行事を行うことができる。

第五節 規律及び秩序の維持

第一款 通則

(捕虜収容所の規律及び秩序)
第四十三条 捕虜収容所の規律及び秩序は、厳正
に維持されなければならない。

2 前項の目的を達成するためこの章の規定によ
りとする措置は、被收容者の收容を確保し、並び
にその処遇のための適切な環境及びその安全か
つ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を
超えてはならない。

(遵守事項等)

第四十四条 捕虜収容所長は、捕虜収容所内の規
律及び秩序を維持するため必要な被收容者の遵
守すべき事項(以下「遵守事項」という。)を定め
るものとする。

2 前項の規定により定められるもののほか、捕
虜収容所長又はその指定する職員は、捕虜収容
所の規律及び秩序を維持するため必要があると
きは、被收容者に対し、その生活及び行動につ
いて指示することができる。

第二款 制止等の措置等

(身体の検査等)

第四十五条 捕虜収容所長の指定する自衛官は、
捕虜収容所の規律及び秩序を維持するため必要
があるときは、被收容者の身体、着衣、所持品
及び居住区画を検査し、並びに被收容者の所持
品を取り上げて一時保管することができる。た
だし、女性の被收容者の身体及び着衣を検査す
る場合には、捕虜収容所長の指定する女性の自
衛官が行わなければならない。

(制止等の措置)

第四十六条 捕虜収容所に勤務する自衛官は、被
收容者が逃走し、自己若しくは他人に危害を与
え、捕虜収容所の職員の職務の執行を妨げ、そ
の他捕虜収容所の規律及び秩序を著しく害する
行為をし、又はこれらの行為をしようとするこ
とは、合理的に必要と判断される限度で、その
行為を制止し、当該被收容者を拘束し、その他
その行為を抑止するため必要な措置をとること
ができる。

(用具の使用)

第四十七条 捕虜収容所に勤務する自衛官は、前
条の規定による措置をとる場合又は被收容者を
護送する場合には、長官の定めるところによ

り、手錠その他の内閣府令で定める用具を使用することができる。

第三款 懲戒

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者(捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部自衛官(防衛庁設置法昭和二十九年法律第六十四号)第十七条第二項に規定する幹部自衛官をいう。)であつて政令で定める者をいう。以下同じ。)は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一 逃走すること(第三条约第九十一条第一項(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)(又は逃走しようとする。

二 自己又は他人に危害を与えること、捕虜収容所の職員の職務の執行を妨げること、遵守事項を遵守しないことその他の抑留業務の円滑な実施を妨げること。

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることその他の武力攻撃に資する行為を行うこと。

四 前三号に掲げる行為を準備し、共謀し、あおり、唆し、又は援助すること。

(懲戒処分の種類)

第四十九条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

一 第七十四条の規定により給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の二分の一以内の削減

二 一日につき二時間以内の内閣府令で定める業務への従事

三 他の被収容者から分離して行う拘禁

2 懲戒処分を行う期間は、三十日以内とする。前条各号に掲げる行為(以下「反則行為」という。)に該当する二以上の行為に対して同時に懲戒処分を行うときも、同様とする。

3 懲戒処分は、同一の行為につき、二種類以上を併せて行つてはならない。

4 第一項第二号に掲げる懲戒処分は、被収容者(仮収容者を除く。)のうち、下士官又は兵として指定された者に対してのみこれを行うことができる。

5 第一項第二号に掲げる懲戒処分において従事した業務については、第七十四条の規定による業務従事報奨金の加算はしない。

6 第一項第三号に掲げる懲戒処分においては、内閣府令で定めるところにより、懲戒権者が指定する階級等及び性別ごとに分離した区画において拘禁する。この場合において、当該懲戒処分を受ける者から、次に掲げる行為の求めがあつたときは、これを許さなければならない。

一 苦情の申出及び請願をすること。

二 利益保護国代表及び捕虜代表と連絡をとること。

三 一日につき二時間を下回らない長官が定める範囲内で希望する時間の戸外における運動をすること。

四 書籍等の閲覧をすること。

五 第十節第二款の規定により信書を発受すること。

7 女性の被収容者に対し第一項第三号に掲げる懲戒処分を行うときは、当該被収容者を男性の捕虜収容所の職員のみ監視の下に置いてはならない。

(懲戒処分の基準)

第五十条 懲戒処分を行うに当たつては、反則行為をした被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び捕虜収容所の運営に及ぼした影響、反則行為後における当該被収容者の態度その他の事情を考慮しなければならない。

(懲戒処分を行う手続等)

第五十一条 懲戒権者は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料するときは、反則行為の有無及び前条の規定により考慮すべき事情について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

2 前項の調査のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、反則行為をした疑いのある被収容者を他の被収容者から隔離することができ。この場合において、当該被収容者を隔離する期間は、十四日を超えてはならない。

3 懲戒処分を行うときは、あらかじめ、反則行為をした疑いのある被収容者に事実の要旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならない。この場合において、当該被収容者は、通訳人による通訳を求めることができる。

4 前項の事実を告げられた被収容者は、必要な参考人の陳述を求めることができる。

5 懲戒権者は、被収容者に懲戒処分を行うことを決定したときは、内閣府令で定めるところにより、当該被収容者及び捕虜代表に対し、その旨及び当該懲戒処分の内容を通知しなければならない。

6 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、懲戒処分に係る記録を作成し、及び保存しなければならない。

7 捕虜収容所長は、懲戒処分を受けた被収容者、利益保護国代表その他内閣府令で定める者から前項の記録の閲覧を求められたときは、これを許可しなければならない。

(懲戒処分の執行)

第五十二条 懲戒処分の執行は、捕虜収容所内において行わなければならない。

2 懲戒処分の執行は、前条第五項の規定による通知の時から一月を経過したときは、これを開始してはならない。

3 懲戒処分の執行は、直近の懲戒処分の執行が終了した後三日以内は、これを行うことはできない。ただし、当該懲戒処分の期間及び当該直近の懲戒処分の期間がいずれも十日に満たないときは、この限りでない。

(懲戒処分の不執行等)

該被収容者の態度その他の事情を考慮し、相当の理由があると認めるときは、当該懲戒処分の全部又は一部の執行をしないことができる。

(懲戒処分執行後の監視)

第五十四条 捕虜収容所長は、第四十八条第一号に掲げる行為をしたことを理由に懲戒処分を受けた被収容者については、当該懲戒処分の執行が終了した後、これを内閣府令で定める監視の下に置くことができる。

(内閣府令への委任)

第五十五条 この款に定めるもののほか、懲戒処分に関する手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第六節 捕虜代表及び捕虜代表補助者

(捕虜代表及び捕虜代表補助者の指名)

第五十六条 捕虜収容所長は、長官の定めるところにより、捕虜代表及び捕虜代表を補佐する者(以下「捕虜代表補助者」という。)を指名するものとする。

(便益の提供)

第五十七条 捕虜収容所長は、抑留業務の円滑な実施を妨げない範囲内において、捕虜代表及び捕虜代表補助者に対し、これらの任務を遂行するために必要な便益を与えなければならない。

第七節 被収容者の処遇

(物品の貸与等の原則)

第五十八条 被収容者には、捕虜収容所における日常生活のために必要な衣類及び寝具を貸与し、並びに食事及び湯茶を支給する。

2 被収容者には、前項に定めるもののほか、日用品、筆記具その他の捕虜収容所における日常生活のために必要な物品を貸与し、又は支給することができる。

3 前二項の規定により貸与し、又は支給される物品は、被収容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適当と認められるものでなければならない。

(自弁の物品の使用等)

第五十九条 捕虜收容所長は、被收容者が、次に掲げる物品で内閣府令で定める品目のものについて、自弁のものを使用し、又は摂取すること、を申請した場合には、捕虜收容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。

- 一 衣類及び寝具
- 二 食料品及び飲料
- 三 日用品、文房具その他の捕虜收容所における日常生活に用いる物品
- 四 し好品
- 五 その他内閣府令で定める物品

(書籍の閲覧の機会及び時事の報道に接する機会)

第六十条 捕虜收容所長は、捕虜收容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、被收容者に対し、書籍の閲覧の機会及び時事の報道に接する機会を与えるよう努めなければならない。

(日課)

第六十一条 捕虜收容所長は、内閣府令で定める基準に従い、捕虜收容所における日課を定め、これを被收容者に告知するものとする。

(活動等への援助)

第六十二条 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、被收容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その他の活動について、援助を与えるものとする。

2 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、被收容者のうち、将校、准士官又は下士官として指定された者に対し、自己契約作業(これらの者が捕虜收容所の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業をいう。)について、援助を与えるものとする。

(内閣府令への委任)

第六十三条 この節に定めるもののほか、被收容者の処遇に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第八節 捕虜の業務

(業務の種類)

第六十四条 捕虜收容所長は、次に掲げる業務を捕虜に行わせることができる。

- 一 捕虜收容所の維持運営に関する業務
- 二 通訳又は翻訳の業務
- 三 被收容者に対する医療に関する業務
- 四 被收容者の宗教上の行為の補助その他の宗教活動に関する業務

(将校及び准士官の業務)

第六十五条 捕虜收容所長は、将校及び准士官として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(下士官の業務)

第六十六条 捕虜收容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号に掲げる業務(監督者として行うものに限る。)に従事させることができる。

2 捕虜收容所長は、下士官として指定された捕虜に、その希望により、第六十四条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(兵の業務)

第六十七条 捕虜收容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号に掲げる業務に従事させることができる。

2 捕虜收容所長は、兵として指定された捕虜に、その希望により、第六十四条第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(医療に関する業務)

第六十八条 捕虜收容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(宗教上の行為の補助等に関する業務)

第六十九条 捕虜收容所長は、捕虜のうち、宗教、祈禱又は祭祀の職にあつた者に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

(業務の実施)

第七十条 捕虜の業務は、できる限り、その年齢、性別、階級等、身体的適性及び健康状態その他の事情を考慮した上、実施するものとする。

(業務の条件)

第七十一条 捕虜收容所長は、業務を行う捕虜の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 捕虜は、捕虜收容所長が前項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

3 第一項の規定により捕虜收容所長が講ずべき措置及び前項の規定により捕虜が守らなければならない事項は、労働安全衛生法、昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項の例により、長官が定める。

(内閣府令への委任)

第七十二条 この節に定めるもののほか、業務の方法その他業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第九節 捕虜等抑留給付金

(捕虜等抑留給付金)

第七十三条 捕虜收容所における捕虜、衛生要員及び宗教要員(以下この節において「給付対象捕虜等」という。)に対しては、捕虜等抑留給付金として、この節に定めるところにより、基礎的給付金(第三十条第六十条に規定する俸給の前払に相当するものをいう。以下同じ。)及び業務従事報奨金(前節の規定により従事した業務に対応する給付金をいう。以下同じ。)を支給するものとする。

2 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、給付金台帳を作成し、給付対象捕虜等ごとに捕虜等抑留給付金の計算高(以下この節において「給付金計算高」という。)を記録して、これを管理しなければならない。

(捕虜等抑留給付金の額及び加算)

第七十四条 給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 基礎的給付金 給付対象捕虜等の階級等ごとに内閣府令で定める月額
- 二 業務従事報奨金 内閣府令で定めるところにより、捕虜が業務を行った日の属する月ごとに、業務の種類及び内容、当該業務に要する知識及び技能の程度等を考慮して長官が定める基準に従い、その月の業務に対応するものとして算出した金額

2 捕虜等抑留給付金の額は、毎月一回の長官が定める日に、基礎的給付金にあつてはその月の月額の全額、業務従事報奨金にあつてはその月の前月における金額の全額を給付金計算高に加算するものとする。

(捕虜等抑留給付金の支給等)

第七十五条 捕虜收容所長は、給付対象捕虜等から、第五十九条の規定により使用し、又は摂取することを許された物品の購入(次項において「自弁物品の購入」という。)のため、捕虜等抑留給付金の支給を受けることを希望する旨の申出があつたときは、基礎的給付金にあつては当該申出のあつた日の属する月の月額及び業務従事報奨金にあつては当該申出のあつた日の属する月の前月における金額の合計額の範囲内で支給するものとする。

2 捕虜收容所長は、給付対象捕虜等から、自弁物品の購入以外の目的で、又は前項に規定する合計額を超えて捕虜等抑留給付金の支給を受けることを希望する旨の申出があつた場合において、その支給が抑留業務の効率性かつ円滑な運営に支障がないと認めるときは、当該給付対象捕虜等に係る給付金計算高の範囲内で、当該申出の額の全部又は一部を支給することができる。

3 前二項の規定により捕虜等抑留給付金を支給した場合においては、その支給額を給付金計算高から減額する。

あつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び被收容者が弁護士との間で発受する信書であつてその被收容者に係る弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、これらの事項に係る部分の全部又は一部が第一項第五号に該当することを理由として、その発信若しくは受信を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができない。

4 第一項の規定にかかわらず、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて第三條約又は第一追加議定書の規定による捕虜代表、捕虜代表補助者、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体の権限に属する事項を含むものについては、その発信又は受信を差し止めることができない。

5 第一項の規定にかかわらず、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて第三條約又は第一追加議定書の規定による捕虜代表、捕虜代表補助者、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体の権限に属する事項を含むものについては、これらの事項に係る部分の全部又は一部が同項第五号に該当することを理由として、その該当箇所を削除し、又は抹消することができない。

(被收容者が発する電信等)

第八十七条 捕虜收容所長は、被收容者が信書によつてはその配偶者又は三親等以内の親族と連絡を取ることができない場合その他の内閣府令で定める場合には、電信その他内閣府令で定め

る電気通信役務を利用して行つた通信(以下「電信等」という。)を被收容者が発することを許可することができる。

2 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、被收容者が発する電信等の作成要領並びに発信の回数及び方法について、抑留業務の円滑な実施のために必要な制限をすることができ

る。

3 第八十五条第一項及び前条第一項の規定は、被收容者が発する電信等について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国若しくは地方公共団体の機関、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体に対して発する電信等であつて、第三條約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補助者の権限に属する事項を含むものについては、信書とみなして、第八十三条から前条までの規定を適用する。

(被收容者が受ける電信等)

第八十八条 被收容者が受ける電信等については、被收容者が受ける信書とみなして、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条及び第八十六条の規定を適用する。

(内閣府令への委任)

第八十九条 この節に定めるもののほか、信書及び電信等の発受に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第十一節 苦情

(捕虜收容所長に対する苦情の申出)

第九十条 被收容者は、自己に対する捕虜收容所長の措置その他自己が受ける処遇について、捕虜收容所長に対し、口頭又は書面で、苦情の申出をすることができ

る。

(長官等に対する苦情の申出)

第九十一条 被收容者は、自己に対する捕虜收容所長の措置その他自己が受ける処遇について、長官又は長官の定める幕僚長(自衛隊法第九条に規定する幕僚長をいう。)に対し、書面で、苦情の申出をすることができ

る。

2 前項の苦情の申出は、被收容者が自ら作成し、封をした書面を捕虜收容所長を経由して提出することによつて行

う。

3 捕虜收容所長は、前項の書面を検査してはならない。

4 捕虜收容所長は、被收容者が自己に対する捕虜收容所長の措置その他自己が受ける処遇について、捕虜代表又は利益保護国代表に対し連絡することを妨げてはならない。

(内閣府令への委任)

第九十二条 この節に定めるもののほか、苦情の申出及びその処理の手續に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四章 審査請求

第一節 捕虜資格認定等審査会の組織

(捕虜資格認定等審査会)

第九十三条 資格認定審査請求及び懲戒審査請求の事件を取り扱うため、防衛庁本庁に、臨時に捕虜資格認定等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第九十四条 審査会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三條約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、長官が任命する。

(職権の行使)

第九十六条 委員は、独立してその職権を行う。

(任期)

第九十七条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 審査会が廃止される場合には、委員の任期は、第一項の規定にかかわらず、その廃止の時

に満了する。

(身分保障)

第九十八条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

(罷免)

第九十九条 長官は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第一百条 審査会に会長を置き、委員の互選により委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(合議体)

第一百一条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、資格認定審査請求及び懲戒審査請求の事件(以下「審査請求事件」という。)を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査請求事件を取り扱う。

第一百二条 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に故障があるときは、第百条第三項の規定により会長を代理する委員が審査長となる。

第百三条 第百一条第一項の合議体は、その合議体を構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、審査員の総数の三分の二以上の者の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第百一条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決し、同条第二項の合議体の議事は、審査員の総数の過半数をもつて決する。

(委員会議)

第百四条 審査会の会務の処理(審査請求事件を除く)は、委員の全員の会議(以下この条において「委員会」という)の議決によるものとする。

2 委員会議は、会長を含む過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。

4 審査会が第九十八条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

(特定行為の禁止)

第百五条 委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

第二節 資格認定審査請求の手續

(抑留された者の資格認定審査請求)

第百六条 第十八条の規定による抑留令書の発付を受けた者は、第十六条第一項又は第三項の抑留資格認定(同項の抑留資格認定にあつては、同条第二項の規定による抑留する必要性についての判定を含む。第百二十一条第二項及び第三

項を除き、以下同じ。)に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面又は口頭で、審査会に対し、資格認定審査請求をすることができ

2 前項の資格認定審査請求は、第十九条第二項の規定により抑留令書が示された日の翌日から起算して六十日以内になければならない。ただし、正当な事由によりこの期間内に資格認定審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

3 第一項の資格認定審査請求は、抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由してすることができ

4 前項の場合における資格認定審査請求の期間の計算については、その経過した機関に資格認定審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に資格認定審査請求があつたものとみなす。

(却下)

第百七条 資格認定審査請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査会は、裁決をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第百八条 資格認定審査請求が不適法であつて補正することができるときは、審査会は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 審査会は、資格認定審査請求をした者(以下「資格認定審査請求人」という)が前項の期間内に補正をしないときは、裁決をもつて、資格認定審査請求を却下することができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(審理の期日及び場所)

第百九条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、あらかじめ資格認定審査請求人及び捕虜収容所長に通知しなければならない。

2 捕虜収容所長は、前項の規定により通知され

た審理の期日及び場所に資格認定審査請求人を出頭させなければならない。

3 資格認定審査請求人は、前項の場合において、審査会の許可を得て、通訳人その他の補佐人とともに出席することができる。

(通訳の求め)

第百十條 資格認定審査請求人は、通訳人の立会いを必要とするときは、審査会に対してこれを求めることができる。

(審理の公開)

第百十一條 審理は、公開しなければならない。ただし、資格認定審査請求人又は第百十四条第二項第一号に規定する参考人の申立てがあつたときは、これを公開しないことができる。

(審理の指揮)

第百十二條 審理期日における審理の指揮は、審査長が行う。

(口頭による意見の陳述等)

第百十三條 審査会は、審理期日において、資格認定審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 資格認定審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査会に対し意見書を提出することができる。

(審理のための処分)

第百十四條 審査会は、審理を行うため必要があるときは、資格認定審査請求人を審問することができる。

2 審査会は、審理を行うため必要があるときは、資格認定審査請求人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

一 参考人の出頭を求めて審問し、又はその意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

3 審査会は、審査員に、前項第一号に掲げる処分をさせることができる。

(調書)

第百十五條 審査会は、審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 資格認定審査請求人は、審査会の許可を得て、前項の調書閲覧することができる。

(合議)

第百十六條 審査会の合議は、公開しない。

(資格認定審査請求の取下げ)

第百十七條 資格認定審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも資格認定審査請求を取り下げることができる。

2 資格認定審査請求の取下げは、書面で行なければならない。

(本案の裁決)

第百十八條 審査会は、審理を終えたときは、資格認定審査請求を棄却し、又は抑留資格認定を取り消し、若しくは変更する裁決をしなければならない。ただし、資格認定審査請求人の利益に当該認定を変更することはできない。

(裁決の方式)

第百十九條 裁決は、文書をもつて行い、かつ、理由を付し、合議に参与した審査員が、これに署名押印しなければならない。合議に参与した審査員が署名押印することができないときは、合議に参与した他の審査員が、その事由を付記して署名押印しなければならない。

(裁決の効力発生)

第百二十條 裁決は、資格認定審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、裁決書の謄本を送付することによつて行う。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査会が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を審査会が職務を行う場所の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌

日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

(捕虜収容所長の処置)

第二百一十一條 第十四條第一項又は第十七條第四項の資格認定審査請求が、第七條若しくは第八條第二項の規定により裁決で却下され、第一百七條第一項の規定により取り下げられ、又は第一百七十八條の規定により裁決で棄却されたときは、捕虜収容所長は、当該資格認定審査請求人を直ちに放免しなければならない。

2 第十四條第一項の資格認定審査請求について、第一百七十八條の規定により裁決で抑留資格認定が変更され、抑留資格(軍隊等非構成員捕虜に区分される抑留資格にあつては、第十六條第二項に規定する抑留する必要性があるものに限る。次項、第五項及び次条において同じ。)が認められたときは、捕虜収容所長は、当該資格認定審査請求人に對し、速やかに、第四項の規定による抑留令書を発付しなければならない。

3 第十七條第四項の資格認定審査請求について、第一百七十八條の規定により裁決で抑留資格認定又は第十六條第二項の規定による抑留する必要性がない旨の判定が変更され、抑留資格が認められたときも、前項と同様とする。

4 前二項の抑留令書は、捕虜収容所長の指定する自衛官が、当該資格認定審査請求人にこれを示すことにより執行する。

5 第二項又は第三項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、捕虜収容所長がこれに記名押印しなければならない。

一 拘束の日時及び場所

二 資格認定審査請求人の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

三 抑留資格

四 発付年月日

五 その他内閣府令で定める事項

第二百二十二條 第六條第一項の資格認定審査請求について、第一百七十八條の規定により裁決で抑留資格認定が取り消され、抑留資格が認められ

なかつたときは、捕虜収容所長は、当該資格認定審査請求人を直ちに放免しなければならない。

2 第六條第一項の資格認定審査請求について、第一百七十八條の規定により裁決で抑留資格認定が変更され、当該認定に係る抑留資格と異なる抑留資格が認められたときは、捕虜収容所長は、速やかに、当該資格認定審査請求人に発付されている抑留令書を訂正しなければならない。

3 前項の規定による抑留令書の訂正は、裁決書の写しを当該抑留令書に添付することにより行うものとする。この場合において、捕虜収容所長の指定する自衛官は、その訂正された抑留令書を当該資格認定審査請求人に示さなければならない。

(文書その他の物件の返還)

第二百二十三條 審査会は、裁決をしたときは、速やかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(裁決書の更正)

第二百二十四條 裁決書に誤記その他明白な誤りがあるときは、審査会は、資格認定審査請求人の申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 審査会は、前項の規定により裁決書を更正したときは、その旨を裁決書の原本に付記するとともに、当該資格認定審査請求人にこれを通知しなければならない。

第三節 懲戒審査請求の手續

(懲戒審査請求)

第二百二十五條 被収容者は、第四十八條の規定による懲戒処分に不服があるときは、内閣府令で定めるところにより、書面で、審査会に對し懲戒審査請求をすることができる。

(懲戒処分の執行の停止等)

第二百二十六條 懲戒審査請求は、懲戒処分の執行を停止しない。ただし、審査会は、審理に必要があると認めるときは、職権でその執行を停止

することができる。

2 審査会は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消しは、文書により、かつ、理由を付し、懲戒権者に通知することによつて行う。

(審理の方式)

第二百二十七條 懲戒審査請求の審理は、書面により行うものとする。ただし、審査会は、懲戒審査請求をした者(以下「懲戒審査請求人」という。)の申立てがあつたときは、懲戒審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(審理の期日及び場所等)

第二百二十八條 審査会は、前条ただし書の規定により懲戒審査請求人に意見を述べさせ、又は第一百七三十條第一項の規定により懲戒審査請求人若しくは参考人を審問するときは、その審理の期日及び場所を定めるものとする。

2 審査会は、前項の審理(懲戒審査請求人に係るものに限る。)の期日及び場所を定めたときは、あらかじめ懲戒審査請求人及び捕虜収容所長に通知しなければならない。

3 捕虜収容所長は、前項の規定により通知された期日及び場所に懲戒審査請求人を出頭させなければならない。

4 懲戒審査請求人は、前項の場合において、審査会の許可を得て、通訳人その他の補佐人ともに出頭することができる。

5 第一項の審理は、公開しない。

(手續の併合又は分離)

第二百二十九條 審査会は、必要があると認めるときは、数個の懲戒審査請求を併合し、又は併合された数個の懲戒審査請求を分離することができる。

(審理のための処分)

第二百三十條 審査会は、審理を行うため必要があるときは、懲戒審査請求人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

一 懲戒審査請求人若しくは参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

2 審査会は、審査員に、前項第一号に掲げる処分をさせることができる。

(本案の裁決)

第二百三十一條 審査会は、審理を終えたときは、懲戒審査請求を棄却し、又は懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、若しくは変更する裁決をしなければならない。ただし、懲戒審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(裁決の結果とるべき措置)

第二百三十二條 捕虜収容所長は、第四十九條第一項各号に掲げる懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する裁決があつたときは、長官の定めるところにより、懲戒審査請求人がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、その処分によつて失われた捕虜等抑留給付金の加算その他の措置をとらなければならない。

(懲戒審査請求に関する手續の準用)

第二百三十三條 第六條第二項から第四項まで、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條第二項、第十五條から第十七條まで、第十九條、第二十條、第二十三條及び第二十四條の規定は、懲戒審査請求について準用する。この場合において、第六條第二項中「第十九條第二項の規定により抑留令書が発された日」とあるのは「第五十一條第五項の規定により懲戒処分の通知を受けた日」と、同条第三項中「抑留資格認定官又は捕虜収容所長」とあるのは「懲戒処分権者」と、同条第四項中「提出し、又は口頭で陳述した」とあるのは「提出した」と読み替へるものとする。

第四節 雑則

(資格認定審査請求及び懲戒審査請求と訴訟との関係)

第百三十四条 この法律の規定による抑留資格認定又は懲戒処分取消しの訴えは、これらの処分についての資格認定審査請求又は懲戒審査請求に対する捕虜資格認定等審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(内閣府令への委任)

第百三十五条 この章に定めるもののほか、資格認定審査請求及び懲戒審査請求の手続は、内閣府令で定める。

第五章 抑留の終了

第一節 通則

(抑留の終了事由)

第百三十六条 被收容者の抑留は、死亡又は第百二十二条第一項の規定による放免のほか、この章に定めるところにより終了する。

第二節 送還基準等

(基準の作成)

第百三十七条 長官は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一 重傷病認定基準(抑留されている捕虜、衛生要員又は宗教要員が送還対象重傷病者(第

三条約第百十条第一項(1)から(3)までに掲げる者に該当し、かつ、移動に適する状態にあるものをいう。以下同じ。)に該当するかどうかの認定の基準をいう。以下同じ。)

二 衛生要員送還基準(被收容者の人数に応じ

て抑留することができる衛生要員の人数の上限及びその業務内容の区分に応じて抑留することができる衛生要員の人数の上限並びにこれらの上限を超える場合における衛生要員の送還に関する基準並びに抑留すべき衛生要員の交代に伴う送還に関する基準をいう。以下同じ。)

三 宗教要員送還基準(被收容者の人数に応じ

て抑留することができる宗教要員の人数の上

限及びその業務内容の区分に応じて抑留することができる宗教要員の人数の上限並びにこれらの上限を超える場合における宗教要員の送還に関する基準をいう。以下同じ。)

二 長官は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被收容者の順序、被收容者の引渡しを行うべき地(以下「送還地」という。)、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準(以下「終了時送還基準」という。)を作成するものとする。

三 前二項に規定するもののほか、長官は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一 宣誓解放送還基準(第三条約第二十一条第二項に規定する宣誓又は約束に基づく捕虜の解放のための送還に関する基準をいう。以下同じ。)

二 捕虜交換等送還基準(敵国軍隊等の属する外国の政府その他これに準ずるものとの間における捕虜の交換のための送還その他我が国の防衛上抑留の必要性がないと認められるに至った捕虜の送還に関する基準をいう。以下同じ。)

四 前三項に規定するもののほか、長官は、武力攻撃事態に際して、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し(以下「移出」という。)に関する基準(以下「移出基準」という。)を作成することができる。

一 第三条約第十二条第二項の規定による当該締約国への移送

二 第三条約第九条第二項の規定による当該締約国における入院又は抑留

三 長官は、前各項の規定により重傷病認定基準、衛生要員送還基準、宗教要員送還基準、終了時送還基準、宣誓解放送還基準、捕虜交換等送還基準又は移出基準(以下「送還等諸基準」という。)を作成したときは、速やかに、当該送還

等諸基準を捕虜收容所長に通知するものとする。

六 送還等諸基準は、第三条約その他の国際約束の内容に適合するものでなければならない。

(文書等の発受)

第百三十八条 送還等諸基準の作成に必要な外国の政府又はこれに準ずるものとの間の文書及び通知の発受は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他の特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、長官が行うものとする。

(重傷病捕虜等の送還)

第百三十九条 捕虜收容所長は、武力攻撃事態において、捕虜收容所に收容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員のうち、送還対象重傷病者に該当すると認めるものがあるときは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合においては送還される旨の通知をしなければならない。

二 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

三 長官は、前項の規定により送還令書を発付すべき者について、速やかに、その送還地、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内訳その他の送還の実施に必要な事項を定めなければならない。

四 第一項の場合において、送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定は、第百六十八条に規定する混成医療委員の診断を経て行わなければならない。

五 捕虜代表は、自らがその利益を代表すべき範囲の捕虜、衛生要員又は宗教要員に送還対象重傷病者に該当すると認料する者があるときは、捕虜收容所長に対し、混成医療委員にその者の診断を行わせるよう求めることができる。

六 前項の規定による求めがあったときは、捕虜收容所長は、混成医療委員に同項に規定する者の診断を行うよう求めなければならない。

(武力攻撃事態における衛生要員及び宗教要員の送還)

第百四十条 捕虜收容所長は、武力攻撃事態において、抑留されている衛生要員の人数が衛生要員送還基準に定める人数の上限を超えたときは、当該衛生要員送還基準に従い、その超えた人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

二 捕虜收容所長は、武力攻撃事態において、衛生要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代してその任務を行うために入国する者(次項において「交代要員」という。)に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

三 抑留資格認定官は、長官の定めるところにより、前項の交代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであっても、その者が抑留対象者(第三条第四号ホに掲げる者に限る。)に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

四 第一項の規定は、宗教要員について準用する。

(武力攻撃事態終了後の送還)

第百四十一条 捕虜收容所長は、第百三十七条第五項の規定により終了時送還基準の通知を受けたときは、遅滞なく、当該終了時送還基準に従い送還の実施に係る計画(以下「送還実施計画」という。)の案を作成し、長官の承認を受けるものとする。送還実施計画を変更する場合も、同様とする。

二 捕虜收容所長は、前項の送還実施計画の定めるところにより送還すべき要件に該当する被收容者については、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付しなければならない。

(宣誓解放送還及び捕虜交換等送還)
第四百二十二条 捕虜收容所長は、第三百三十七条第五項の規定により宣誓解放送還基準又は捕虜交換等送還基準の通知を受けたときは、これらの基準に従い、送還すべき捕虜に該当すると認める者について、速やかに、次条の規定による送還令書を発付するものとする。

第三節 送還等の実施

(送還令書の方式)

第四百三十三条 第三百三十九条第二項、第四百三十一項、第四百四十一項において準用する場合を含む。若しくは第二項、第四百四十一項又は前条の規定により発付される送還令書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、捕虜收容所長がこれに記名押印するものとする。

一 送還される被收容者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

二 国籍

三 送還の理由

四 送還地

五 送還地までの交通手段その他の執行方法

六 発付年月日

七 その他内閣府令で定める事項

(送還令書の執行)

第四百四十四条 送還令書は、長官の定めるところにより、捕虜收容所に勤務する自衛官その他の自衛官が執行するものとする。

2 前項の自衛官は、同項の規定により送還令書を執行するときは、送還される被收容者に対し、送還令書又はその写しを示して、速やかに、その者を前条第四号の送還地において敵国軍隊等が属する外国の政府その他これに準ずるもの(同条第五号の執行方法として外国の政府その他これに準ずるもの以外の機関が指定されている場合にあつては、当該機関の代表者に引き渡すものとする。

(送還方法の変更)

第四百四十五条 送還令書を執行する自衛官は、送還令書を発付された被收容者の体調の変化、送還地までの交通機関の運航の停止その他の送還

令書に記載された執行方法による送還を困難とする事情が生じたときは、直ちに、捕虜收容所長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた捕虜收容所長は、速やかに、送還地又は交通手段の変更その他の必要と認める措置を講ずるものとする。この場合において、必要があるときは、送還令書の記載内容を変更するものとする。

(送還の特例)

第四百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第四号ロ、ハ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、長官は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2 前項の規定により我が国から退去することを許可された者については、内閣府令で定めるところにより、我が国から退去した時にその者に係る送還令書が執行されたものとみなす。

(移出)

第四百四十七条 捕虜收容所長は、第三百三十七条第五項の規定により移出基準の通知を受けたときは、当該移出基準に従い、移出をすべき捕虜に該当すると認める者の移出をすることができ

2 前項の規定により移出基準に定められた第三条約の締約国に移出として捕虜を引き渡したときは、その者に係る抑留令書は、当該引渡しの時に失効するものとする。

第四節 雑則

(捕虜代表への通知等)

第四百四十八条 捕虜收容所長は、第三百三十七条第五項の規定により送還等諸基準の通知を受けたときは、速やかに、捕虜代表にこれを通知するものとする。

2 捕虜收容所長は、第四百四十一条の規定により送還実施計画を作成し、又は変更したときは、その都度、捕虜代表にこれを通知するものとする。

3 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、送還及び移出の実績を捕虜代表に通知するものとする。

4 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、被收容者に対し、送還実施計画及び送還実績を周知するため必要な措置を講ずるものとする。

(長官による放免)

第四百四十九条 長官は、送還令書の発付を受けた被收容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被收容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜收容所長に当該被收容者を放免するよう命ずることができる。

2 前項の規定により被收容者が放免されたときは、当該被收容者に係る送還令書は、その放免の時に失効するものとする。

(抑留の取消)

第五百十条 長官は、抑留令書の発付を受けた被收容者であつて現に刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されているもの(以下この条において「刑事事件等被拘束者」という。)以外のすべての被收容者について送還等(送還その他の事由による抑留の終了をいう。次条において同じ。)が完了したときは、捕虜收容所長に対し、当該刑事事件等被拘束者に対する抑留令書に係る抑留の処分の取消しを命ずることができる。

(逃走者の取扱い)

第五百十一条 前条の送還等が完了した時点において、捕虜收容所から逃走した被收容者が第六十一条の規定により再拘束されていないときは、その者に係る抑留令書は、当該送還等の完了の日に失効するものとする。

第六章 補則

第一節 武器の使用

第五百十二条 出動自衛官は、第四条の規定による拘束をする場合においては、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。ただし、次の各

号のいずれかに該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当するとき。

二 その本人が、その者に対する出動自衛官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃走しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして出動自衛官に抵抗する場合において、これを防ぐために他に手段がないと当該出動自衛官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

2 抑留令書、仮收容令書若しくは送還令書の執行、抑留令書若しくは送還令書による再拘束、被拘束者若しくは被收容者の拘束、收容、護送若しくは送還又はこれらの者の收容のための施設の警備に係る職務に従事する自衛官(以下「捕虜等警備自衛官」という。)は、その職務の執行に際し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ

る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当するとき。

二 その本人が、その者に対する捕虜等警備自衛官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃走しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして捕虜等警備自衛官に抵抗する場合において、これを防ぐために他に手段がないと当該捕虜等警備自衛官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

第二節 領置

(自衛隊の部隊等における領置)

第五百十三条 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による引渡しを受けた被拘束者がその引渡しの際に所持する現金及び物品(以下「金品」という。)を領置することができる。ただし、次に掲げる物品については、領置してはならない。

一 ヘルメット、防毒マスクその他の専ら身体 の防護のために用いられる物品 二 制服、身分証明書、階級章その他の地位又 は身分を示す記章及び勲章その他の功績を示 す記章 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定 める私用の物品 2 前項の規定により金品を領置するときは、同 項に規定する引渡しを受けた者に対し、受領証 を発給しなければならない。ただし、領置した 物品のうち、領置武器等（武器その他の装備品 （同項第一号に掲げるものを除く。）及び軍用書 類をいう。以下同じ。）については、この限りで ない。 3 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第一項の 規定により領置した領置武器等については、こ れを領置している間、いつでも廃棄することが できる。 4 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第九條第 三項、第十三條第三項又は第十七條第二項の規 定により被拘束者を放免するときは、その領置 している金品を当該被拘束者に返還しなければ ならない。 （捕虜收容所における領置） 第百五十四條 捕虜收容所長は、被收容者がその 收容の際に所持する金品及び次条の規定により 許されて交付を受けた金品（前条第一項第二号 又は第三号に掲げるものを除く。）その他の收容 中に取得した金品を領置する。ただし、その物 品が次の各号のいずれかに該当する場合に は、領置することを要しない。 一 保管に不便なものであるとき。 二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるもので あるとき。 三 危険を生ずるおそれがあるものであると き。 四 価値のないものであるとき。 2 前条第二項の規定は、前項の規定により金品 を領置する場合について準用する。 3 捕虜收容所長は、前項において準用する前条	第二項の規定により発給する受領証について、 その控えを作成し、これを保存しなければならない。 ない。 4 被收容者又は利益保護国代表は、内閣府令で 定めるところにより、前項の受領証の控えを閲 覧することができる。 5 捕虜收容所長は、第一項の規定により領置し た領置武器等については、これを領置している 間、いつでも廃棄することができる。 6 第一項各号のいずれかに該当する物品につい て被收容者が被收容者以外の者への交付その他 相当の処分をしない場合には、捕虜收容所長 は、これを売却してその代金を領置する。ただ し、売却することができないものは、廃棄する ことができる。 7 第一項の規定により物品を領置すべき場合に おいて、その被收容者の物品が著しく多量であ るため捕虜收容所における被收容者の物品の適 正な管理に支障を生ずるおそれがあるときは、 捕虜收容所長は、同項の規定にかかわらず、そ の全部又は一部を領置しないことができる。 8 第六項の規定は、前項の規定により領置しな い物品について準用する。 （差入物の取扱） 第百五十五條 捕虜收容所長又はその指定する職 員は、被收容者以外の者が被收容者に交付する ため捕虜收容所に持参し、又は送付した金品に ついては、内閣府令で定めるところにより、そ の内容の検査を行うことができる。 2 捕虜收容所長は、前項の規定により検査を 行つた金品が第五十九條各号に掲げる物品又は 現金である場合には、被收容者がその交付を受 けることを許さなければならない。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は、この限り でない。 一 その物品が前条第一項ただし書又は同条第 七項の規定により領置しないものであると き。 二 その金品の交付を受けることを許すことに より、捕虜收容所の規律及び秩序を害するお	それがあるとき。 3 前項の規定により交付を受けることを許さな い金品又は被收容者が交付を受けることを拒ん だ金品については、その金品を持参し、又は送 付した被收容者以外の者にその旨を通知して、 その金品を引き取るよう求めるものとする。 4 前項の金品を引き取るべき者の所在が分か らないことその他の事由により、その金品を引き 取らせることができない場合には、現金を除 き、これを廃棄することができる。 5 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号） 第四百九十九條第一項及び第二項の規定は、前 項に規定する事由により現金を引き取らせるこ とができない場合について準用する。この場合 において、同条第一項中「検察官」とあるのは、 「捕虜收容所長」と読み替へるものとする。 （領置金の使用） 第百五十六條 捕虜收容所長は、被收容者から、 第五十九條の規定により使用し、又は撰取する ことを許された物品の購入のため、領置されて いる現金を使用する旨の申出があつたときは、 当該物品の購入に必要な金額の現金の領置を解 いて、その使用を許すものとする。 （領置物の返還） 第百五十七條 捕虜收容所長は、被收容者が次の 各号のいずれかに該当することとなつた場合に は、領置している金品（領置武器等を除く。次 条において同じ。）を当該被收容者に返還しな ければならない。 一 第百四十四條の規定により送還されると き。 二 第百四十六條の規定により許可されて退去 するとき。 三 第百四十七條の規定により移出をされると き。 四 第百四十九條の規定により放免されると き。 （死亡者等の遺留物） 第百五十八條 被拘束者又は被收容者の死亡その 他内閣府令で定める場合において、当該被拘束	者又は被收容者から領置していた現金又は物品 であつて遺留されたものがあるときは、内閣府 令で定めるところにより、これを返還しなけれ ばならない。ただし、当該物品が腐敗し、若し くは滅失するおそれがあるもの又は価値のない ものであるときは、廃棄することができる。 （領置武器等の帰属） 第百五十九條 領置武器等については、武力攻撃 事態の終了の時までに廃棄されていなければ ないとき、同日に国庫に帰属する。 （内閣府令への委任） 第百六十條 この節に定めるもののほか、領置に 関し必要な事項は、内閣府令で定める。 第三節 逃走時の措置 （逃走捕虜等の再拘束） 第百六十一條 抑留令書又は送還令書（以下この 節において「諸令書」という。）の発付を受けて収 容されている者が逃走したときは、捕虜等警備 自衛官は、その逃走した者（以下この節におい て「逃走捕虜等」という。）を当該諸令書により再 拘束することができる。 （再拘束の手続） 第百六十二條 捕虜等警備自衛官は、前条の規定 により再拘束をするときは、当該諸令書を逃走 捕虜等（以下この節において「逃走捕虜等」とい う。）に示さなければならない。 2 捕虜等警備自衛官は、諸令書を所持しないた めこれを示すことができない場合において、急 速を要するときは、前項の規定にかかわらず、 当該逃走捕虜等に対し、諸令書により再拘束す る旨を告げて、再拘束することができる。ただ し、諸令書は、できるだけ速やかに、当該逃走 捕虜等に示さなければならない。 （再拘束について必要な調査及び報告の要求） 第百六十三條 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等 の再拘束の目的を達するため必要な調査をする ことができる。 2 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束に ついて、公務所又は公私の団体に照会して必要 な事項の報告を求めることができる。	第二十二部 イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会会議録第十号（その二） 平成十六年五月二十六日 【参議院】
--	--	---	---	--

(立入り等)

第百六十四条 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束について、逃走捕虜等が土地又は建物(以下この条において「土地等」という。)の中にいると疑うに足る相当の理由があるときは、当該土地等に立ち入り、又はその土地等の所有者、占有者若しくは管理者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。

2 前項の規定により建物、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合には、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は管理者に通知しなければならない。

3 捕虜等警備自衛官は、再拘束しようとして追跡中の逃走捕虜等が土地等に入った場合において、これを再拘束するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く)に立ち入ることができる。

4 何人も、正当な理由がなく、第一項又は前項の規定による立入りを拒んではならない。

(証票の携帯)

第百六十五条 捕虜等警備自衛官が、前条第一項の規定により立ち入り、質問をし、若しくは文書の提示の求めをし、又は同条第三項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(権限の解釈)

第百六十六条 第百六十四条第一項及び第三項の規定による捕虜等警備自衛官の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節 捕虜等情報の取扱い

第百六十七条 拘留資格認定官は、長官の定めるところにより、現にその身体を拘束している被拘束者について、長官に定期的に報告しなければならない。

2 捕虜收容所長は、長官の定めるところにより、捕虜收容所における被收容者の收容状況に

ついて、長官に定期的に報告しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、捕虜收容所における被收容者に関する情報の取扱いについては、内閣府令で定める。

第五節 混成医療委員

(混成医療委員の指定)

第百六十八条 長官は、武力攻撃事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に必要となつた場合その他の措置をとるとともに第百三十七条第一項第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者(以下「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの(以下「外国混成医療委員」という。)二名を指定するものとする。

2 長官は、やむを得ない事由により外国混成医療委員を指定することができないときは、これに代えて、混成医療委員として日本赤十字社が推薦する医師を指定するものとする。

(外国混成医療委員の医業)

第百六十九条 外国混成医療委員は、医師法第七十条の規定にかかわらず、被收容者に対し、医業をすることができ。

2 医師法第二十条及び第二十四条の規定は、外国混成医療委員について準用する。

(秘密を守る義務)

第百七十条 外国混成医療委員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。外国混成医療委員でなくなつた後においても、同様とする。

第六節 死亡時の措置

第百七十一条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第四条及び第五条第一項の規定は、被拘束者がその身体を拘束されている間に死亡した場合(捕虜收容所において死亡した場合を除く。)におけるその死体の埋葬及び火葬については、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、被拘束者又は被

收容者が死亡した場合における措置については、内閣府令で定める。

第七節 施設に関する基準

第百七十二条 長官は、第二章に定める手続を行うために必要な被拘束者を留め置く区画又は施設(以下「施設」という。)の設置要領、当該区画又は施設における安全確保のために講ずべき措置の内容その他の被拘束者の管理に必要な事項に関する基準を定めるものとする。

2 長官は、被收容者を收容する捕虜收容所の施設の設置に関する基準を定めるものとする。

第八節 特例規定等

(被拘束者への食事等の提供)

第百七十三条 自衛隊の部隊等の長は、被拘束者に対し、出動自衛官の例により、食事を無料で支給することができる。

2 被拘束者は、管轄の拘留資格認定官が指定する自衛隊病院(自衛隊法第二十七条に規定する病院をいう。)又は内閣府令で定める医療若しくは救護の業務を行う自衛隊の部隊において、出動自衛官の例により、その心身の状況に応じて必要な医療の提供を受けることができる。

(麻薬等の取扱いの特例)

第百七十四条 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、自衛隊病院等のうち同法第二十一条に規定する麻薬診療施設(以下「自衛隊麻薬診療施設」という。)の開設者に麻薬(同法第二条第一号に規定する麻薬のうち、同法第十二条第一号に規定する麻薬を除いたものをいう。以下同じ。)を譲り渡すことができる。

2 自衛隊麻薬診療施設の開設者は、麻薬及び向精神薬取締法第二十六条第三項の規定にかかわらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員からの麻薬の譲渡の相手方となることができる。

3 医師相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員等は、自衛隊麻薬診療施設において医業又は歯科医業をするに当たっては、麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項第二号及び第三号、

第二十六条第一項第一号及び第二項、第二十七条第一項から第三項まで、第四項(ただし書を除く。)及び第六項、第二十八条第一項及び第二項、第三十三条第三項並びに第四十一条の規定の適用についてはこれらに規定する麻薬施用者と、同法第二十八条第一項及び第五十条の三十八第一項の規定の適用についてはこれらに規定する麻薬取扱者とみなす。この場合において、同法第二十七条第六項中「免許証の番号」とあるのは、「身分証明書番号」とする。

4 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項の規定にかかわらず、自衛隊病院等の開設者に向精神薬(同法第二条第六号に規定する向精神薬をいう。第百七十六条第一項において同じ。)を譲り渡すことができる。

第百七十五条 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第十七条第三項の規定にかかわらず、自衛隊病院等のうち同法第三条第一項の規定により指定を受けた覚せい剤施用機関(以下「自衛隊覚せい剤施用機関」という。)に覚せい剤を譲り渡すことができる。

2 自衛隊覚せい剤施用機関は、覚せい剤取締法第十七条第二項の規定にかかわらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員から覚せい剤を譲り受けることができる。

3 前二項の場合において、覚せい剤取締法第十八条第一項の規定は、適用しない。

4 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、覚せい剤取締法第三十条の九の規定にかかわらず、自衛隊病院等の開設者に医薬品である覚せい剤原料を譲り渡すことができる。

5 自衛隊病院等の開設者は、覚せい剤取締法第三十条の九の規定にかかわらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員から医薬品である覚せい剤原料を譲り受けることができる。

6 前二項の場合において、覚せい剤取締法第三十条の十第一項の規定は、適用しない。

医師相当衛生要員等若しくは歯科医師相当衛生要員等又は薬剤師相当衛生要員等が自衛隊病院等において医業若しくは歯科医業をし、又は授与の目的で調剤を行うに当たっては、当該医師相当衛生要員等にあつては覚せい剤取締法第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号、第十七条第三項、第十九条第二号及び第四号、第二十条第一項から第四項まで、第三十条の七第八号、第十一号及び第十二号、第三十条の九第三号、第三十条の十一第三号並びに第三十二条第一項の規定の適用についてはこれらに規定する医師と、当該歯科医師相当衛生要員等にあつては同法第三十条の七第八号、第十一号及び第十二号、第三十条の九第三号並びに第三十条の十一第三号の規定の適用についてはこれらに規定する歯科医師と、当該薬剤師相当衛生要員等にあつては同法第三十条の七第八号及び第十二号、第三十条の九第三号並びに第三十条の十一第三号の規定の適用についてはこれらに規定する薬剤師とみなす。

第百七十六條 第百四十條第三項の規定により抑留令書の交付を受けた衛生要員のうち長官が指定する者（以下「指定衛生要員」という。）は、麻薬及び向精神薬取締法第十三条第一項若しくは第五十条の八又は覚せい剤取締法第十三条若しくは第三十条の六第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について長官が厚生労働大臣と協議の上指定するところにより、麻薬、向精神薬、覚せい剤又は医薬品である覚せい剤原料を輸入することができる。

一 輸入の品名及び数量

二 指定衛生要員の氏名、階級等及び身分証明書番号等

三 輸入の日

四 輸送の方法

五 輸入港名

2 長官は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その指定に係る事項を財務大臣に通知するものとする。

（関税法の特例）

第百七十七條 税関長は、関税定率法（明治四十四年法律第五十四号）第十五条第一項第三号に規定する救済つづのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、被收容者にあてられたものに係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条第二項の許可又は同法第九十八条第一項の承認を受けた者が同法第百条第三号又は第四号の規定により納付すべき手数料については、免除する。

（入管法の特例）

第百七十八條 入管法第六十三条第一項の規定は、入管法第二十四条各号（第一号及び第二号を除く。）のいずれかに該当する外国人について捕虜收容所において抑留令書による抑留の手続が行われる場合について準用する。

2 第百四十四條の規定により送還され、第百四十六條の規定により許可されて我が国から退去し、又は第百四十七條の規定により移出をされて出国した被收容者に対して入管法第五十一条に規定する退去強制令書が発付されていた場合には、当該被收容者は、入管法第五条第一項第五号の二、第九号及び第十号の規定の適用については、当該退去強制令書により本邦からの退去を強制された者とみなす。

（行政手続法の適用除外）

第百七十九條 この法律の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第百八十條 この法律の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（刑事事件等との関係）

第百八十一條 被拘束者又は被收容者に対しては、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束することを妨げない。

2 捕虜收容所長は、被收容者が刑事事件に関する裁判手続に出頭することについて、必要な協力をするものとする。

（関係機関との連絡及び協力）

第百八十二條 自衛官がこの法律の規定による被拘束者又は被收容者の抑留、送還その他の措置を講ずるに当たっては、当該自衛官と関係のある警察機関、出入国管理機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第七章 罰則

第百八十三條 第三十八条及び第百七十条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（防衛庁設置法の一部改正）

第二条 防衛庁設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條の四」を「第十六條の五」に改める。

第十六條の二 中「防衛施設中央審議会」を「防衛施設中央審議会」に改める。

第二章第二節第二款第十六條の四の次に次の一条を加える。

（捕虜資格認定等審査会）

第十六條の五 捕虜資格認定等審査会については、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第 号）これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（自衛隊法の一部改正）

第三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項と改定する。

四項中「及び第三項」を「第三項及び第四項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として捕虜收容所を置くことができる。

第二十九條の次に次の一条を加える。

（捕虜收容所）

第二十九條の二 捕虜收容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第 号）の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、長官の定める事務を行う。

2 捕虜收容所に、所長を置き、自衛官（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の者に限る。）をもつて充てる。

3 所長は、長官の定めるところにより、所務を掌理する。

第九十四條の五の次に次の一条を加える。

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十四條の六 自衛官は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

第百十五條の四中「隊員が死亡した場合におけるその」を「行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第四号に規定する抑留対象者をいい、同法第四条の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。）」に改め、「火葬」の下に「であつて当該自衛隊の部隊等が行うもの」を加える。

自衛隊法の一部を改正する法律案
自衛隊法の一部を改正する法律
自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。
第百條の九を削る。

第百条の十第一項中「(前条第一項の適用があるものを除く。)」を削り、同条第二項中「(前条第二項の適用があるものを除く。)」を削り、同条を第百条の九とし、同条の次に次の二条を加える。
(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の十 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊(アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下次条までにおいて同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することが出来る。

一 自衛隊との共同訓練を行う合衆国軍隊(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第四号に規定する合衆国軍隊を除く。第三号及び第四号において同じ。)

二 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

三 部隊等が第百条の八第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 前三号に掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する合衆国軍隊
長官は、前項各号に掲げる合衆国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛庁本庁の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号及び第四号に掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)

二 第一項第二号及び第三号に掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)

4 第一項に規定する物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供は含まないものとする。
(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十一 この法律又は他の法律の規定により、合衆国軍隊に対し、内閣総理大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛庁本庁の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の定めるところによる。

附 則

この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国に対する武力攻撃に対処するに当たり日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの役割を効率的に果たしていくことを促進すること並びに国際的平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために行われる活動における日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の協力を拡大することの重要性を認識し、
千九百九十八年四月二十八日に東京で署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定により改正された千九百九十六年四月十五日に東京で署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「改正された協定」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

改正された協定前文中「及び人道的な国際救援活動」を、「人道的な国際救援活動及びその他の活動」に改める。

動に改める。

第二条

改正された協定第一条1bの次に次の新たなc及びdを加える。

c 「武力攻撃事態」とは、日本国に対する武力攻撃が発生した事態又は日本国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していること認められるに至つた事態をいう。

d 「武力攻撃予測事態」とは、武力攻撃事態には至つていないが、事態が緊迫し、日本国に対する武力攻撃が予測されるに至つた事態をいう。

第三条

改正された協定第一条2を次のように改める。

2 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、周辺事態に対応する活動、武力攻撃事態若しくは武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動又は第六条に定める活動に必要な後方支援、物品又は役務の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

第四条

改正された協定第二条2中「付表」を「付表1」に改める。

第五条

改正された協定第四条2中「第二条という付表」を「付表1」に改める。

第六条

改正された協定第四条の次に次の新たな第五条及び第六条を加える。

第五条

1 いずれか一方の当事国政府が、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従つて行う活動であつて、日本国に対する武力攻撃を排除するために必要なもののため必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基

づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務については、付表1において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊による武器の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システムの提供が含まれるものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合には、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って行われるものと了解される。

第六条

1 いずれか一方の当事国政府が、第二条から前条までの規定の適用を受ける活動以外の活動であつて、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行うもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

2 この条の規定に基づいて提供される後方支

援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務、それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務については、付表1において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊による武器若しくは弾薬の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システム若しくは弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合には、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、付表2に定める日本国の法律の規定であつて現に有効なものに従って行われるものと了解される。

第七條
改正された協定第五条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。新たな第八条中「第八条」を「第十条」に改める。

第八條
改正された協定の新たな第十二条2の次に次の新たな3を加える。

3 両当事国政府が合意するこの協定の改正は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国が当該改正を承認した旨の書面による通告を受領した日の後三十日目の日に効力を生じ、この協定が有効である限り効力を有する。ただし、この協定の付表2は、両当事国政府の合意により、この協定を改正することなく修正することができる。付表2の修正は、両当事国政府間の外交上の公文の交換によつて確認された日に効力を生ずる。

第九条

改正された協定の付表をこの協定に添付されている付表1に改める。この協定に添付されている付表2を改正された協定に付表2として加える。

第十条

この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国がこの協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後三十日目の日に効力を生じ、改正された協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千四年二月二十七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
川口順子

アメリカ合衆国政府のために
ハワード・H・ベーカー・Jr

付表1

区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地支援	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

付表2

日 本 国 の 法 律 の 規 定

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(二十一年法律第百十三号)第六条及び第七条

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(二十三年法律第百三十七号)第八条

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について承認を求めるの件

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

目次

前文

第一編 総則

第一条 一般原則及び適用範囲

第二条 定義

第三条 適用の開始及び終了

第四条 紛争当事者の法的地位

第五条 利益保護国及びその代理の任命

第六条 資格を有する者

第七条 会議

第二編 傷者、病者及び難船者

第一部 一般の保護

第八条 用語

第九条 適用範囲

第十条 保護及び看護

第十一条 身体保護

第十二条 医療組織の保護

第十三条 軍の医療組織以外の医療組織の保護の終了

第十四条 軍の医療組織以外の医療組織に対する徴発の制限

第十五条 軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員の保護

第十六条 医療上の任務の一般保護

第十七条 文民たる住民及び救済団体の役割

第十八条 識別

第十九条 中立国その他の紛争当事者でない国

第二十条 復讐の禁止

第二十一条 医療上の輸送

第二十二条 病院船及び沿岸救助艇

第二十三条 他の医療用船舶及び他の医療用舟艇

第二十四条 医療用航空機の保護

第二十五条 敵対する紛争当事者が支配していない区域における医療用航空機

第二十六条 接触地帯又は類似の地域における医療用航空機

第二十七条 敵対する紛争当事者が支配している区域における医療用航空機

第二十八条 医療用航空機の運航の制限

第二十九条 医療用航空機に関する通報及び合意

第三十条 医療用航空機の着陸及び検査

第三十一条 中立国その他の紛争当事者でない国

第三十二条 行方不明者及び死者

第三十三条 行方不明者

第三十四条 遺体

第三編 戦闘の方法及び手段並びに戦闘員及び捕虜の地位

第一部 戦闘の方法及び手段

第三十五条 基本原則

第三十六条 新たな兵器

第三十七条 背信行為の禁止

第三十八条 認められた標準

第三十九条 国の標準

第四十条 助命

第四十一条 戦闘外にある敵の保護

第四十二条 航空機の搭乗者

第四十三条 軍隊

第四十四条 戦闘員及び捕虜

第四十五条 敵対行為に参加した者の保護

第四十六条 間諜

第四十七条 傭兵

第四編 文民たる住民

第一部 敵対行為の影響からの一般保護

第一章 基本原則及び適用範囲

第四十八条 基本原則

第四十九条 攻撃の定義及び適用範囲

第二章 文民及び文民たる住民

第五十条 文民及び文民たる住民の定義

第五十一条 文民たる住民の保護

第三章 民用品

第五十二条 民用品の一般的保護

第五十三条 文化財及び礼拝所の保護

第五十四条 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護

自然環境の保護

第五十五条 危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護

第四章 予防措置

第五十六条 攻撃の際の予防措置

第五十七条 攻撃の影響に対する予防措置

第五章 特別の保護の下にある地区及び地帯

第五十八条 無防備地区

第五十九条 非武装地帯

第六章 文民保護

第六十条 定義及び適用範囲

第六十一条 一般的保護

第六十二条 占領地域における文民保護

第六十三条 軍の文民保護組織以外の文民保護組織であつて中立国その他の紛争当事者でない国のもの及び国際的な調整を行う団体

第六十四条 保護の消滅

第六十五条 識別

第六十六条 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊

第六十七条 文民たる住民のための救済

第六十八 適用範囲

第六十九 占領地域における基本的な必要

第七十条 救済活動

第七十一条 救済活動に参加する要員

第三部 紛争当事者の権力内にある者の待遇
第一章 適用範囲並びに人及び物の保護

第七十二条 適用範囲

第七十三条 難民及び無国籍者

第七十四条 離散した家族の再会

第七十五条 基本的な保障

第二章 女子及び児童のための措置

第七十六条 女子の保護

第七十七条 児童の保護

第七十八条 児童の避難

第三章 報道関係者

第七十九条 報道関係者のための保護措置

第五編 諸条約及びこの議定書の実施

第一部 総則

第八十条 実施のための措置

第八十一条 赤十字その他の人道的団体の活動

第八十二条 軍隊における法律顧問

第八十三条 周知

第八十四条 細目手続

第二部 諸条約及びこの議定書に対する違反行為の防止

第八十五条 この議定書に対する違反行為の防止

第八十六条 不作為

第八十七条 指揮官の義務

第八十八条 刑事問題に関する相互援助

第八十九条 協力

第九十条 国際事実調査委員会

第九十一条 責任

第九十二条 署名

第九十三条 批准

第九十四条 加入

第九十五条 効力発生

第六編 最終規定

第九十二条 署名

第九十三条 批准

第九十四条 加入

第九十五条 効力発生

第九十六条 この議定書の効力発生の後の条約関係

第九十七条 改正

第九十八条 附属書Iの改正

第九十九条 廃棄

第一百条 通報

第一百一条 登録

第一百二条 正文

附属書I 識別に関する規則

第一章 総則

第二章 身分証明書

軍の医療要員以外の常時の医療要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員の身分証明書

第三章 特殊標準

第四章 形状

第五章 使用

第六章 特殊信号

第七章 使用

第八章 無線信号

第九章 電子的な識別

第十章 通信

第十一章 無線通信

第十二章 国際的な符号の使用

第十三条 他の通信手段

第十四条 飛行計画

第十五条 医療用航空機のための信号及び手続

第十五章 文民保護

第十六条 身分証明書

第十七条 危険な力を内蔵する工作物及び施設

第十七章 国際的な特別の標準

第十七条 国際的な特別の標準

第十七条 国際的な特別の標準

第十七条 国際的な特別の標準

第十七条 国際的な特別の標準

第十七条 国際的な特別の標準

第十七条 国際的な特別の標準

第十七条 国際的な特別の標準

附属書II 職業上の危険な任務に従事する報道関係者のための身分証明書

前文

締約国は、

人々の間に平和が広まることを切望することを

宣明し、

国際連合憲章に基づき、各国が、その国際関係

において、武力による威嚇又は武力の行使であつて、いかなる国の主権、領土保全又は政治的独立

に対するものも、また、国際連合の目的と両立し

ない他のいかなる方法によるものも憤む義務を負

っていることを想起し、

それにもかかわらず、武力紛争の犠牲者を保護

する諸規定を再確認し及び発展させること並びに

それらの規定の適用を強化するための措置を補完

することが必要であると確信し、

この議定書又は千九百四十九年八月十二日の

ジュネーヴ諸条約のいかなる規定も、侵略行為そ

の他の国際連合憲章と両立しない武力の行使を正

当化し又は認めるものと解してはならないとの確

信を表明し、

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約

及びこの議定書が、武力紛争の性質若しくは原因

又は紛争当事者が掲げ若しくは紛争当事者に帰せ

られる理由に基づく不利な差別をすることなく、

これらの文書によつて保護されているすべての者

について、すべての場合において完全に適用され

なければならないことを再確認して、

次のとおり協定した。

第一編 総則

第一条 一般原則及び適用範囲

1 締約国は、すべての場合において、この議定

書を尊重し、かつ、この議定書の尊重を確保す

ることを約束する。

2 文民及び戦闘員は、この議定書その他の国際

取極がその対象としていない場合においても、

確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心

に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びに

このような国際法の諸原則の支配の下に置かれ

る。

3 この議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千

九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を

補完するものであり、同諸条約のそれぞれの第

二条に共通して規定する事態について適用す

る。

4 3に規定する事態には、国際連合憲章並びに

国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力

についての国際法の諸原則に関する宣言にうた

う人民の自決の権利の行使として人民が植民地

支配及び外国による占領並びに人種差別体制に

対して戦う武力紛争を含む。

第二条 定義

この議定書の適用上、

(a) 「第一条約」、「第二条約」、「第三条約」及び

「第四条約」とは、それぞれ、戦地にある軍隊

の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百

四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上

にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の

改善に関する千九百四十九年八月十二日の

ジュネーヴ条約、捕虜の待遇に関する千九百

四十九年八月十二日のジュネーヴ条約及び戦

時における文民の保護に関する千九百四十九

年八月十二日のジュネーヴ条約をいう。「諸

条約」とは、戦争犠牲者の保護に関する千九

百四十九年八月十二日の四のジュネーヴ条約

をいう。

(b) 「武力紛争の際に適用される国際法の諸規

則」とは、紛争当事者が締約国となつてい

る国際取極に定める武力紛争の際に適用され

る諸規則並びに一般的に認められた国際法の諸

原則及び諸規則であつて武力紛争について適

用されるものをいう。

(c) 「利益保護国」とは、一の紛争当事者によつ

て指定され、かつ、敵対する紛争当事者によ

つて承諾された中立国その他の紛争当事者

でない国であつて、諸条約及びこの議定書に

基づいて利益保護国に与えられる任務を遂行することに同意したものをいう。

(d) 「代理」とは、第五条の規定に従い利益保護国に代わって行動する団体をいう。

第三条 適用の開始及び終了

常に適用される規定の適用を妨げることなく、

(a) 諸条約及びこの議定書は、第一条に規定する事態が生じた時から適用する。

(b) 諸条約及びこの議定書については、紛争当事者の領域においては軍事行動の全般的終了の時に、また、占領地域においては占領の終了の時に、適用を終了する。ただし、軍事行動の全般的終了又は占領の終了の後に最終的解放、送還又は居住地の設定が行われる者については、この限りでない。これらの者は、その最終的解放、送還又は居住地の設定の時まで諸条約及びこの議定書の関連規定による利益を引き続き享受する。

第四条 紛争当事者の法的地位

諸条約及びこの議定書の適用並びに諸条約及びこの議定書に規定する取極の締結は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。領域の占領又は諸条約若しくはこの議定書の適用のいずれも、関係する領域の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第五条 利益保護国及びその代理の任命

1 紛争当事者は、紛争の開始の時から、2から7までの規定に従って利益保護国の制度を適用すること(特に、利益保護国の指定及び承諾を含む。)により、諸条約及びこの議定書について監視し及びこれらを実施することを確保する義務を負う。利益保護国は、紛争当事者の利益を保護する義務を負う。

2 紛争当事者は、第一条に規定する事態が生じた時から、諸条約及びこの議定書を適用する目的で利益保護国を遅滞なく指定し、並びに同様に遅滞なく、かつ、同一の目的で、敵対する紛争当事者による指定の後に自らが承諾した利益保護国の活動を認める。

3 赤十字国際委員会は、第一条に規定する事態が生じた時から利益保護国が指定されておらず又は承諾されていない場合には、他の公平人道的団体が同様のことを行う権利を害することなく、紛争当事者の同意する利益保護国を選滞なく指定するために紛争当事者に対してあつせんを行う。このため、同委員会は、特に、紛争当事者に対し、当該紛争当事者が敵対する紛争当事者との関係で自らのために利益保護国として行動することを受け入れることができることを認める少なくとも五の国を掲げる一覧表を同委員会に提出するよう要請し、及び敵対する紛争当事者に対し、当該敵対する紛争当事者が当該紛争当事者の利益保護国として承諾することができるとする少なくとも五の国を掲げる一覧表を提出するよう要請することができ、これらの一覧表は、その要請の受領の後二週間以内に同委員会に送付する。同委員会は、これらの一覧表を比較し、及び双方の一覧表に記載されたいずれかの国について合意を求め、

4 3の規定にかかわらず利益保護国がない場合には、紛争当事者は、赤十字国際委員会又は公平性及び有効性についてすべてを保障する他の団体が当該紛争当事者と十分に協議した後その協議の結果を考慮に入れて行う代理として行動する旨の申出を遅滞なく受け入れ又は承諾する。代理の任務の遂行は、紛争当事者の同意を条件とする。紛争当事者は、諸条約及びこの議定書に基づく任務の遂行における代理の活動を容易にするため、あらゆる努力を払う。

5 諸条約及びこの議定書の適用を目的とする利益保護国の指定及び承諾は、前条の規定に従い、紛争当事者の法的地位又はいずれの領域(占領された領域を含む。)の法的地位に影響を及ぼすものではない。

6 紛争当事者間に外交関係が維持されていること又は外交関係に関する国際法の諸規則に従い紛争当事者及び紛争当事者の国民の利益の保護を第三国にゆだねねことは、諸条約及びこの議定書の適用を目的とする利益保護国の指定を妨げるものではない。

7 以下、この議定書における利益保護国には、代理を含む。

第六節 資格を有する者

1 締約国は、平時においても、各国の赤十字社、赤新月社又は赤のライオン及び太陽社の援助を得て、諸条約及びこの議定書の適用、特に利益保護国の活動を容易にするため、資格を有する者を養成するよう努める。

2 1の資格を有する者の採用及び養成は、国内管轄権に属する。

3 赤十字国際委員会は、締約国が作成し及び同委員会に送付した資格を有する者として養成された者の名簿を締約国の利用に供するために保管する。

4 資格を有する者の自国の領域外における使用を規律する条件は、それぞれの場合において関係締約国間の特別の合意に従う。

第七節 会議

この議定書の寄託者は、一又は二以上の締約国の要請により、かつ、締約国の過半数の承認に基づき、諸条約及びこの議定書の適用に関する一般的な問題を検討するために締約国会議を招集する。

第二編 傷者、病者及び難船者

第一部 一般的保護

第八条 用語

この議定書の適用上、

(a) 「傷者」及び「病者」とは、軍人であるか文民であるかを問わず、外傷、疾病その他の身体的又は精神的な疾患又は障害のために治療又は看護を必要とし、かつ、いかなる敵対行為も差し控える者をいう。これらの者には、産婦、新生児及び直ちに治療又は看護を必要とする者例えば、虚弱者、妊婦であつて、いかなる敵対行為も差し控えるものを含む。

(b) 「難船者」とは、軍人であるか文民であるかを問わず、自己又は自己を輸送している船舶若しくは航空機が被った危険の結果として海その他の水域において危険にさらされており、かつ、いかなる敵対行為も差し控える者をいう。これらの者は、敵対行為を差し控えている限り、救助の間においても、諸条約又はこの議定書に基づいて他の地位を得るまで引き続き難船者とみなす。

(c) 「医療要員」とは、紛争当事者により、専ら又は医療用輸送手段の運用若しくは管理のために配属された者をいう。その配属は、常時のものであるか臨時のものであるかを問わない。医療要員には、次の者を含む。

(i) 紛争当事者の医療要員(軍人であるか文民であるかを問わない。また、第一条約及び第二条約に規定する衛生要員並びに文民保護組織に配属された医療要員を含む。)

(ii) 各国の赤十字社、赤新月社又は赤のライオン及び太陽社及び紛争当事者が正当に認める各国のその他の篤志救済団体の医療要員

(iii) 次条2に規定する医療組織又は医療用輸送手段における医療要員

(d) 「宗教要員」とは、聖職者等専ら宗教上の任務に従事する軍人又は文民であつて次のいづれかに配置されているものをいう。

(i) 紛争当事者の軍隊

(ii) 紛争当事者の医療組織又は医療用輸送手段

(iii) 次条2に規定する医療組織又は医療用輸送手段

(iv) 紛争当事者の文民保護組織

(v) 宗教要員の配置は、常時のものであるか臨時のものであるかを問わない。また、宗教要員については、(k)の規定の関連部分を準用する。

(e) 「医療組織」とは、軍のものであるか軍のもの

の以外のものであるかを問わず、医療上の目的、すなわち、傷者、病者及び難船者の捜索、収容、輸送、診断若しくは治療（応急治療を含む。）又は疾病の予防のために設置された施設その他の組織をいう。これらのものには、例えば、病院その他の類似の組織、輸血施設、予防医療に関する施設及び研究所、医療物資貯蔵庫並びにこれらの組織の医薬品の保管所を含む。医療組織は、固定されたものであるか移動するものであるか、また、常時のものであるか臨時のものであるかを問わない。

(f) 「医療上の輸送」とは、諸条約及びこの議定書によって保護される傷者、病者、難船者、医療要員、宗教要員、医療機器又は医療用品の陸路、水路又は空路による輸送をいう。

(g) 「医療用輸送手段」とは、軍のものであるか軍のもの以外のものであるか、また、常時のものであるか臨時のものであるかを問わず、専ら医療上の輸送に充てられ、かつ、紛争当事者の権限のある当局の監督の下にある輸送手段をいう。

(h) 「医療用車両」とは、陸路による医療用輸送手段をいう。

(i) 「医療用船舶及び医療用舟艇」とは、水路による医療用輸送手段をいう。

(j) 「医療用航空機」とは、空路による医療用輸送手段をいう。

(k) 「常時の医療要員」、「常時の医療組織」及び「常時の医療用輸送手段」とは、期間を限定することなく専ら医療目的に充てられた医療要員、医療組織及び医療用輸送手段をいう。

「臨時の医療要員」、「臨時の医療組織」及び「臨時の医療用輸送手段」とは、限られた期間につきその期間を通じて専ら医療目的に充てられた医療要員、医療組織及び医療用輸送手段をいう。別段の定めがない限り、「医療要員」、「医療組織」及び「医療用輸送手段」には、それぞれ、常時のもの及び臨時のものを

含む。

(1) 「特殊標章」とは、医療組織、医療用輸送手段、医療要員、医療機器、医療用品、宗教要員、宗教上の器具及び宗教上の用品の保護のために使用される場合における白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る識別性のある標章をいう。

(m) 「特殊信号」とは、専ら医療組織又は医療用輸送手段の識別のためにこの議定書の附属書第三章に規定する信号又は通報をいう。

第九条 適用範囲

1 この編の規定は、傷者、病者及び難船者の状態を改善することを目的としたものであり、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国民的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位その他これらに類する基準による不利な差別をすることなく、第一条に規定する事態によって影響を受けるすべての者について適用する。

2 第一条約第二十七条及び第三十二条の関連する規定は、常時の医療組織及び常時の医療用輸送手段（第二条約第二十五条の規定が適用される病院船を除く。）並びにこれらの要員であつて、次に掲げる国又は団体が人道的目的で紛争当事者の利用に供するものについて適用する。

(a) 中立国その他の紛争当事者でない国

(b) (a)に規定する国の認められた救済団体

(c) 公平で国際的な人道的な団体

第十条 保護及び看護

1 すべての傷者、病者及び難船者は、いずれの締約国に属する者であるかを問わず、尊重され、かつ、保護される。

2 傷者、病者及び難船者は、すべての場合において、人道的に取り扱われるものとし、また、実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、これらの者の状態が必要とする医療上の看護及び手当を受ける。医療上の理由以外のいかなる理由によつても、これらの者の間に差別を設けてはならない。

第十一条 身体保護

1 敵対する紛争当事者の権力内にある者又は第一条に規定する事態の結果収容され、抑留され若しくは他の方法によつて自由を奪われた者の心身が健康かつ健全であることを、不当な作為又は不作為によつて脅かしてはならない。このため、この条に規定する者に対し、その者の健康状態が必要としない医療上の措置又はその措置をとる締約国の国民であり何ら自由を奪われていない者について類似の医学的状況の下で適用される一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない医療上の措置をとることは、禁止する。

2 特に、1に規定する者に対し次の行為を行うこと（1に定める条件によつて正当とされる場合を除く。）は、本人の同意がある場合であつても、禁止する。

(a) 身体の切断

(b) 医学的又は科学的実験

(c) 移植のための組織又は器官の除去

3 2(c)に規定する禁止に対する例外は、輸血のための献血又は移植のための皮膚の提供であつて、自発的に及び強制又は誘引なしに行われ、かつ、一般に受け入れられている医療上の基準並びに提供者及び受領者双方の利益のための規制に適合する条件の下で治療を目的として行われるものについてのみ認められる。

4 いかなる者についても、その者の属する締約国以外の締約国の権力内にある場合において心身が健康かつ健全であることを著しく脅かす故意の作為又は不作為であつて、1及び2の禁止の規定に違反するもの又は3に定める条件に適合しないものは、この議定書の重大な違反行為とする。

5 1に規定する者は、いかなる外科手術も拒否する権利を有する。医療要員は、拒否された場合には、その旨を記載した書面であつて当該者が署名し又は承認したものを取得するよう努める。

6 紛争当事者は、1に規定する者が行う輸血のための献血又は移植のための皮膚の提供が当該紛争当事者の責任の下で行われる場合には、このような献血又は皮膚の提供についての医療記録を保管する。さらに、紛争当事者は、第一条に規定する事態の結果収容され、抑留され又は他の方法によつて自由を奪われた者についてとつたすべての医療上の措置の記録を保管するよう努める。これらの記録は、利益保護国がいつでも検査することができるようしておく。

第十二条 医療組織の保護

1 医療組織は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない。

2 1の規定は、次のいずれかの場合には、軍の医療組織以外の医療組織について適用する。

(a) 紛争当事者の一に属する場合

(b) 紛争当事者の一の権限のある当局が認める場合

(c) 第九条2又は第一条約第二十七条の規定に基づいて承認を得た場合

3 紛争当事者は、自己の固定された医療組織の位置を相互に通報するよう求められる。通報のないことは、紛争当事者の1の規定に従う義務を免除するものではない。

4 いかなる場合にも、軍事目標を攻撃から保護することを企図して医療組織を利用してはならない。紛争当事者は、可能なときはいつでも、医療組織が軍事目標に対する攻撃によつてその安全を危うくされることのないような位置に置かれることを確保する。

第十三条 軍の医療組織以外の医療組織の保護の終了

1 軍の医療組織以外の医療組織が受けることのできる保護は、当該軍の医療組織以外の医療組織がその人道的任務から逸脱して敵に有害な行為を行うために使用される場合を除くほか、消滅しない。ただし、この保護は、適当な場合にはいつでも合理的な期限を定める警告が発せら

れ、かつ、その警告が無視された後においてのみ、消滅させることができる。

2 次のことは、敵に有害な行為と認められない。

(a) 軍の医療組織以外の医療組織の要員が自己又はその責任の下にある傷者及び病者の防護のために軽量の個人用の武器を装備していること。

(b) 軍の医療組織以外の医療組織が監視兵、歩哨又は護衛兵によって警護されていること。

(c) 傷者及び病者から取り上げた小型武器及び弾薬であつてまだ適当な機関に引き渡されていないものが軍の医療組織以外の医療組織の中にあること。

(d) 軍隊の構成員又は他の戦闘員が医療上の理由により軍の医療組織以外の医療組織の中にあること。

第十四条 軍の医療組織以外の医療組織に対する徴発の制限

1 占領国は、占領地域の住民たる住民の医療上の必要が常に満たされることを確保する義務を負う。

2 占領国は、住民たる住民に対する適当な医療の提供並びに既に治療中の傷者及び病者の治療の継続に必要な限り、軍の医療組織以外の医療組織、その設備、その物品又はその要員の役務を徴発してはならない。

3 占領国は、2に定める一般的な規則が遵守されている限り、次に掲げる条件に従つて2に規定する資源を徴発することができる。

(a) 当該資源が占領国の軍隊の構成員であつて傷者及び病者であるもの又は捕虜の適切かつ迅速な治療のために必要であること。

(b) 徴発が(a)に規定する必要がある間に限り行われること。

(c) 住民たる住民の医療上の必要並びに徴発によつて影響を受ける治療中の傷者及び病者の医療上の必要が常に満たされることを確保するため直ちに措置をとること。

第十五条 軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員の保護

1 軍の医療要員以外の医療要員は、尊重され、かつ、保護される。

2 軍の医療要員以外の医療要員は、戦闘活動のために軍の医療活動以外の医療活動が中断されている地域において、必要なときは、すべての利用可能な援助を与えられる。

3 占領国は、占領地域の軍の医療要員以外の医療要員に対し、その軍の医療要員以外の医療要員が最善を尽くして人道的任務を遂行することができるようにするためにすべての援助を与える。占領国は、当該軍の医療要員以外の医療要員がその任務を遂行するに当たり、医療上の理由に基づく場合を除くほか、いずれかの者の治療を優先させるよう求めてはならない。軍の医療要員以外の医療要員は、その人道的使命と両立しない任務を遂行することを強要されない。

4 軍の医療要員以外の医療要員は、関係紛争当事者が必要と認める監督及び安全のための措置に従うことを条件として、当該軍の医療要員以外の医療要員の役務を必要とするいずれの場所にも立ち入ることができる。

5 軍の宗教要員以外の宗教要員は、尊重され、かつ、保護される。医療要員の保護及び識別に関する諸条約及びこの議定書の規定は、軍の宗教要員以外の宗教要員についてもひとしく適用する。

第十六条 医療上の任務の一般的保護

1 いずれの者も、いかなる場合においても、医療上の倫理に合致した医療活動(その受益者のいかなる問わない)を行ったことを理由として処罰されない。

2 医療活動に従事する者は、医療上の倫理に関する諸規則若しくは傷者及び病者のために作成された他の医療上の諸規則又は諸条約若しくはこの議定書の規定に反する行為又は作業を行うことを強要されず、また、これらの諸規則及び

規定によつて求められる行為又は作業を差し控えることを強要されない。

3 医療活動に従事する者は、自己が現に看護しているか又は看護していた傷者及び病者に関する情報(これらの傷者及び病者又はその家族にとつて有害となると認める場合には、自国の法律によつて求められている場合を除くほか、敵対する紛争当事者又は自国のいづれかに属する者)に対し当該情報を提供することを強要されない。もつとも、伝染病の義務的通報に関する諸規則は、尊重する。

第十七条 文民たる住民及び救済団体の役割

1 文民たる住民は、傷者、病者及び難船者が敵対する紛争当事者に属する場合においても、これらの者を尊重し、また、これらの者に対していかなる暴力行為も行つてはならない。文民たる住民及び各国の赤十字社、赤新月社又は赤のライオン及び太陽社のような救済団体は、自発的に行う場合であっても、侵略され又は占領された地域においても、傷者、病者及び難船者を収容し及び看護することを許される。いずれの者も、このような人道的な行為を理由として危害を加えられ、訴追され、有罪とされ又は処罰されることはない。

2 紛争当事者は、1に規定する文民たる住民及び救済団体に対して、傷者、病者及び難船者を収容し及び看護し並びに死者を捜索し及びその死者の位置を報告するよう要請することができる。紛争当事者は、要請に応じた者に対し、保護及び必要な便益の双方を与える。敵対する紛争当事者は、そのような保護及び必要な便益の双方を与えられる地域を支配し又はその地域に対する支配を回復した場合に、必要な限り、同様の保護及び便益を与える。

第十八条 識別

1 紛争当事者は、医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段が識別されることのできることを確保するよう努める。

2 紛争当事者は、また、特殊標章及び特殊信号を使用する医療組織及び医療用輸送手段の識別を可能にする方法及び手続を採用し及び実施するよう努める。

3 軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員は、占領地域及び戦闘が現に行われ又は行われるおそれのある地域において、特殊標章及び身分証明書によつて識別されることができるようになすべきである。

4 医療組織及び医療用輸送手段は、権限のある当局の同意を得て、特殊標章によつて表示する。第二十二条に規定する船舶及び舟艇は、第二条約に従つて表示する。

5 紛争当事者は、特殊標章に加え、附属書I第三章に定めるところにより、医療組織及び医療用輸送手段を識別するために特殊信号の使用を許可することができる。同章に規定する特別の場合には、例外的に、医療用輸送手段は、特殊標章を表示することなく特殊信号を使用することができる。

6 1から5までの規定の適用は、附属書I第一章から第三章までに定めるところによる。医療組織及び医療用輸送手段が専ら使用するために同附属書第三章に指定する信号は、同章に定める場合を除くほか、同章の医療組織及び医療用輸送手段を識別する目的以外の目的で使用してはならない。

7 この条の規定は、平時において第一条約第四十四条に規定する使用よりも広範な特殊標章の使用を認めるものではない。

8 特殊標章の使用についての監督並びに特殊標章の濫用の防止及び抑止に関する諸条約及びこの議定書の規定は、特殊信号について適用する。

第十九条 中立国その他の紛争当事者でない国

中立国その他の紛争当事者でない国は、この編の規定によつて保護される者であつてこれらの国が自国の領域において受け入れ又は収容するもの

及びこれらの国によって発見される紛争当事者の死者について、この議定書の関連規定を適用する。

第二十條 復讐の禁止

この編の規定によって保護される者及び物に対する復讐は、禁止する。

第二部 医療上の輸送

第二十一條 医療用車両

医療用車両は、諸条約及びこの議定書における移動する医療組織と同様の方法により尊重され、かつ、保護される。

第二十二條 病院船及び沿岸救助艇

1 次の(a)から(d)までに掲げるものに関する諸条約の規定は、(a)及び(b)に規定する船舶が第二条約第十三条に規定するいずれの部類にも属しない文民たる傷者、病者及び難船者を輸送する場合についても適用する。もつとも、これらの者は、自国以外の締約国に引き渡され又は海上において捕らえられない。これらの者が自国以外の紛争当事者の権力内にある場合には、これらの者は、第四条約及びこの議定書の対象となる。

(a) 第二條約第二十二條、第二十四條、第二十五條及び第二十七條に規定する船舶

(b) (a)の船舶の救命艇及び小舟艇

(c) (a)の船舶の要員及び乗組員

(d) 船舶上の傷者、病者及び難船者

2 第二條約第二十五條に規定する船舶に対し諸条約によって与えられる保護は、次の(a)及び(b)に掲げるものが人道的目的で紛争当事者の利用に供した病院船に及ぶものとする。

(a) 中立国その他の紛争当事者でない国

(b) 公平で国際的な人道的団体

ただし、いずれの場合にも、同条の要件が満たされることを条件とする。

3 第二條約第二十七條に規定する小舟艇は、同条に定めるところによる通告が行われなかった場合にも、保護される。もつとも、紛争当事者は、当該小舟艇の識別を容易にする要目を相互

に通報するよう求められる。

第二十三條 他の医療用船舶及び他の医療用舟艇

1 医療用船舶及び医療用舟艇であつて前条及び第二條約第三十八條に規定するもの以外のものは、海上であるか他の水域であるかを問わず、諸条約及びこの議定書における移動する医療組織と同様の方法により尊重され、かつ、保護される。その保護は、当該医療用船舶及び医療用舟艇が医療用船舶及び医療用舟艇として識別されることができるときにのみ実効的となるので、当該医療用船舶及び医療用舟艇は、特殊標章によつて表示され、かつ、できる限り第二條約第四十三條第二項の規定に従うべきである。

2 1に規定する医療用船舶及び医療用舟艇は、戦争の法規の適用を受ける。自己の命令に直ちに従はせることのできる海上の軍艦は、当該医療用船舶及び医療用舟艇に対し、停船若しくは退去を命ずること又は航路を指定することができ、当該医療用船舶及び医療用舟艇は、これらのすべての命令に従う。当該医療用船舶及び医療用舟艇が船舶上にある傷者、病者及び難船者のために必要とされる限り、その医療上の任務は、他のいかなる方法によつても変更することができない。

3 1に規定する保護は、第二條約第三十四條及び第三十五條に定める条件によつてのみ消滅する。2の規定による命令に従うことを明確に拒否することは、同条約第三十四條に規定する敵に有害な行為とする。

4 紛争当事者は、敵対する紛争当事者に対し、1に規定する医療用船舶又は医療用舟艇、特に総トン数二千トンを超える船舶の船名、要目、予想される出航時刻、航路及び推定速度を出航のできる限り前に通報すること並びに識別を容易にする他の情報を提供することができ、敵対する紛争当事者は、そのような情報の受領を確認する。

5 第二條約第三十七條の規定は、1に規定する

医療用船舶又は医療用舟艇における医療要員及び宗教要員について適用する。

第二十四條 医療用航空機の保護

6 第二條約は、同条約第十三條及びこの議定書の第四十四條に規定する部類に属する傷者、病者及び難船者であつて1に規定する医療用船舶及び医療用舟艇にあるものについて適用する。第二條約第十三條に規定するいずれの部類にも属しない文民たる傷者、病者及び難船者は、海上では自国以外のいずれの締約国にも引き渡されず、また、当該医療用船舶又は医療用舟艇から移動させられない。これらの者が自国以外の紛争当事者の権力内にある場合には、これらの者は、第四條約及びこの議定書の対象となる。

第二十四條 医療用航空機の保護

医療用航空機は、この編の規定により尊重され、かつ、保護される。

第二十五條 敵対する紛争当事者が支配していない区域における医療用航空機

友軍が実際に支配している地域及びその上空又は敵対する紛争当事者が実際に支配していない海域及びその上空においては、紛争当事者の医療用航空機の尊重及び保護は、敵対する紛争当事者との合意に依存しない。もつとも、そのような区域において当該医療用航空機を運航する紛争当事者は、一層の安全のため、特に当該医療用航空機が敵対する紛争当事者の地対空兵器システムの射程内を飛行するときは、第二十九條の規定により、敵対する紛争当事者に通報することができ、第二十六條 接触地帯又は類似の地域における医療用航空機

1 接触地帯のうち友軍が実際に支配している地域及びその上空並びに実際の支配が明確に確立していない地域及びその上空においては、医療用航空機の保護は、第二十九條に定めるところにより、紛争当事者の権限のある軍当局の間で事前の合意によつてのみ十分に実効的となる。このような合意のない場合には、医療用航空機は、自己の責任で運航されるが、医療用航空機

であると識別された後は尊重され、相互に接触している地域、特に敵が地上からの直接の砲火にさらされて地域をいう。

第二十七條 敵対する紛争が支配している区域の医療用航空機

1 紛争当事者の医療用航空機は、紛争当事者が実際に支配している地域域の上空を飛行している間、敵対する紛争当事者の権限のある当局からその飛行に対する同意を得ていることを条件として、引き保護される。

2 医療用航空機であつて航行上又は飛行の安全に影響を及ぼす緊急事態の下に規定する同意なしに又は同意の条件にて敵対する紛争当事者が実際に支配した地域の上空を飛行するものは、自己が識別及びその状況を敵対する紛争当事者に通報し、あらゆる努力を払う。当該敵対する紛争当事者は、当該医療用航空機を識別した場合直ちに、第三十條1に規定する着陸若しくは永を命令し又は自国の利益を保護するため措置をとるよう、及びいずれの場合にも医療用航空機に対して攻撃を加える前に若しくは措置に従うための時間を与えるよう、この合理的な努力を払う。

第二十八條 医療用航空機の制限

1 紛争当事者が敵対する紛争当事者として軍事的利益を得ることを企図して医療用航空機を使用することは、禁止する。医療用航空機の所在は、軍事目標が攻撃の対象とならないようにすることを企図して利用はならない。

2 医療用航空機は、情報データを又は伝達するために使用してはならず、このようないくつかの使用するための機器をはならない。医療用航空機が第八條(f)に該当し

ない者又は積荷を輸送することは、禁止する。
搭乗者の手回品又は航行、通信若しくは識別を容易にすることのみを目的とした機器を搭載することは、禁止されるものと認められない。

3 医療用航空機は、機上の傷者、病者及び難船者から取り上げた小型武器及び弾薬であつてまだ適当な機関に引き渡されていないもの並びに機上の医療要員が自己及びその責任の下にある傷者、病者及び難船者の防護のために必要な軽量の個人用の武器を除くほか、いかなる武器も輸送してはならない。

4 医療用航空機は、前二条に係る飛行を実施している間、敵対する紛争当事者との事前の合意による場合を除くほか、傷者、病者及び難船者を捜索するために使用してはならない。

第二十九条 医療用航空機に関する通報及び合意

1 第二十五条の規定に基づく通報又は第二十六条、第二十七条、前条4若しくは第三十一条の規定に基づく事前の合意のための要請については、医療用航空機の予定されている数、その飛行計画及び識別方法を明示し、並びにすべての飛行が前条の規定を遵守して実施されることを意味するものと了解する。

2 第二十五条の規定に基づいて行われる通報を受領した締約国は、その通報を受領を直ちに確認する。

3 第二十六条、第二十七条、前条4又は第三十一条の規定に基づく事前の合意のための要請を受領した締約国は、要請を行った締約国に対しての限り速やかに次のいずれかのことを通報する。

(a) 要請に同意すること。
(b) 要請を拒否すること。
(c) 要請に対する合理的な代わりの提案。また、要請のあつた飛行が実施される期間及び地域における他の飛行の禁止又は制限を提案することができる。要請を行った締約国が代わりの提案を受諾する場合には、当該要請を

行った締約国は、その受諾を当該要請を受領した締約国に通報する。

4 締約国は、通報及び合意が速やかに行われることを確保するために必要な措置をとる。

5 締約国は、通報及び合意の内容を関係部隊に速やかに周知させるために必要な措置をとり、並びに医療用航空機の使用する識別方法について当該関係部隊に指示を与える。

第三十条 医療用航空機の着陸及び検査
1 敵対する紛争当事者が実際に支配している地域又は実際の支配が明確に確立していない地域の上空を飛行する医療用航空機については、2から4までに定める規定に従つて検査を受けるため着陸し又は着水するよう命ずることができ、医療用航空機は、その命令に従う。

2 命令によるか他の理由によるかを問わず1に規定する医療用航空機が着陸し又は着水した場合に、3及び4に規定する事項を決定するためにのみ当該医療用航空機を検査することができ、検査は、遅滞なく開始し、迅速に実施する。検査を行う締約国は、検査のために不可欠である場合を除くほか、傷者及び病者を当該医療用航空機から移動させるよう求めてはならない。当該検査を行う締約国は、いかなる場合にも、傷者及び病者の状態が検査又は移動によって不利な影響を受けないことを確保する。

3 検査によつて次のすべてのことが明らかになつた場合には、その検査を受けた航空機及び敵対する紛争当事者又は中立国その他の紛争当事者でない国に属する当該航空機の搭乗者は、飛行を継続することを遅滞なく認められる。

(a) 当該航空機が第八条(i)の規定の意味における医療用航空機であること。
(b) 当該航空機が第二十八条に定める条件に違反していないこと。
(c) 事前の合意が求められている場合に、当該航空機が当該合意なしに又は当該合意に違反して飛行していないかつたこと。

4 検査によつて次のいずれかのことが明らかに

なつた場合には、その検査を受けた航空機は、捕獲することができる。当該航空機の搭乗者は、諸条約及びこの議定書の関連規定に従つて取り扱われる。捕獲した航空機が常時の医療用航空機として充てられていたものである場合には、これを医療用航空機としてのみ、その後も使用することができる。

(a) 当該航空機が第八条(i)の規定の意味における医療用航空機でないこと。
(b) 当該航空機が第二十八条に定める条件に違反していること。
(c) 事前の合意が求められている場合に、当該航空機が当該合意なしに又は当該合意に違反して飛行していたこと。

第三十一条 中立国その他の紛争当事者でない国
1 医療用航空機は、事前の同意がある場合を除くほか、中立国その他の紛争当事者でない国の領域の上空を飛行し又は当該領域に着陸してはならない。医療用航空機は、同意がある場合には、その飛行中及び当該領域における寄港中、尊重される。もつとも、医療用航空機は、着陸又は着水の命令に従う。

2 医療用航空機は、航行上の過誤又は飛行の安全に影響を及ぼす緊急事態のため同意なしに又は同意の条件に相違して中立国その他の紛争当事者でない国の領域の上空を飛行する場合に、その飛行を通報し及び自己が識別されるようあらゆる努力を払う。当該中立国その他の紛争当事者でない国は、当該医療用航空機を識別した場合に直ちに、前条1に規定する着陸若しくは着水を命令し又は自国の利益を保護するための他の措置をとるよう、及びいずれの場合にも当該医療用航空機に対して攻撃を加える前にその命令又は措置に従うための時間を与えるよう、すべての合理的な努力を払う。

3 医療用航空機は、同意がある場合又は2に規定する状況において、命令によるか他の理由によるかを問わず中立国その他の紛争当事者でない国の領域に着陸し又は着水したときは、実際に医療用航空機であるか否かを決定するための検査を受ける。検査は、遅滞なく開始し、迅速に実施する。検査を行う締約国は、検査のために不可欠である場合を除くほか、当該航空機を運航している紛争当事者の傷者及び病者を航空機から移動させるよう求めてはならない。当該検査を行う締約国は、いかなる場合にも、傷者及び病者の状態が検査又は移動によつて不利な影響を受けないことを確保する。検査によつて当該航空機が実際に医療用航空機であることが明らかになつた場合には、当該航空機は、搭乗者(武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に従つて抑留しなければならない者を除く。)とともに、飛行を再開することを認められ、飛行の継続のために合理的な便益を与えられる。検査によつて当該航空機が医療用航空機でないことが明らかになつた場合には、当該航空機は、捕獲され、及び当該搭乗者は、4の規定によつて取り扱われる。

4 中立国その他の紛争当事者でない国は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則が求める場合には、自己と紛争当事者との間に別段の合意がない限り、自国の領域で現地当局の同意を得て医療用航空機から降機(一時的な場合を除く。)した傷者、病者及び難船者が敵対行為に再び参加することのできないようにそれらの者を抑留する。病院における治療及び収容の費用は、これらの者の属する国が負担する。

5 中立国その他の紛争当事者でない国は、医療用航空機が自国の領域の上空を飛行すること又は自国の領域に着陸することに關する条件及び制限をすべての紛争当事者についてひとしく適用する。

第三部 行方不明者及び死者

第三十二条 一般原則

締約国、紛争当事者並びに諸条約及びこの議定書に規定する国際的な人道的団体の活動は、この部の規定の実施に当たり、主として家族がその近

親者の運命を知る権利に基づいて促進される。

第三十三条 行方不明者

1 紛争当事者は、事情が許す限り速やかに、遅くとも現実の敵対行為の終了の時から、敵対する紛争当事者により行方不明であると報告された者を捜索する。当該敵対する紛争当事者は、その捜索を容易にするため、これらの者に関するすべての関連情報を伝達する。

2 紛争当事者は、1の規定に基づき情報の収集を容易にするため、諸条約及びこの議定書に基づく一層有利な考慮が払われない者について、次のことを行う。

(a) 敵対行為又は占領の結果二週間以上抑留され、投獄され若しくは他の方法で捕らわれた場合又は捕らわれている期間中に死亡した場合合には、第四条約第三十八条に規定する情報を記録すること。

(b) 敵対行為又は占領の結果他の状況において死亡した場合には、その者に関する情報の収集及び記録を、できる限り、容易にし及び必要な場合に行うこと。

3 1の規定に基づき行方不明であると報告された者に関する情報及びその情報についての要請は、直接に又は利益保護国、赤十字国際委員会の中央安否調査部若しくは各国の赤十字社、赤新月社若しくは赤のライオン及び太陽社を通じて伝達する。紛争当事者は、赤十字国際委員会及びその中央安否調査部を通じて情報を伝達しない場合には、当該情報を中央安否調査部に対しても提供することを確保する。

4 紛争当事者は、死者を捜索し、識別し及び戦場から収容するための調査団に関する取極(適当な場合には、敵対する紛争当事者の支配している地域において調査団がその任務を行っている間、当該敵対する紛争当事者の要員に伴われるためのものを含む。)に合意するよう努める。調査団の要員は、専らその任務を行っている間、尊重され、かつ、保護される。

第三十四条 遺体

1 占領に関連する理由のために死亡し又は占領若しくは敵対行為に起因して捕らわれている期間中に死亡した者及び敵対行為の結果自国以外の国で死亡した者の遺体又は墓地に対して諸条約及びこの議定書に基づく一層有利な考慮が払われない場合には、これらの者の遺体は、尊重されるものとし、また、これらの者の墓地は、第四条約第三十条に定めるところにより尊重され、維持され、かつ、表示される。

2 締約国は、敵対行為の結果として又は占領中若しくは捕らわれている期間中に死亡した者の墓その他遺体のある場所が自国の領域にある場合には、事情及び敵対する紛争当事者との関係が許す限り速やかに、次のことを行うため取極を締結する。

(a) 死亡した者の近親者及び公の墳墓登録機関の代表者による墓地への立入りを容易にすること並びに当該立入りのための実地的な手続を定めること。

(b) 墓地を永続的に保護し、かつ、維持すること。

(c) 本国の要請又は本国が反対しない限り近親者の要請に基づいて遺体及び個人用品を本国へ返還することを容易にすること。

3 自国の領域に墓地のある締約国は、2(b)又は(c)の規定に係る取極のない場合及び死亡した者の本国が自国の費用で墓地の維持を行う意思を有しない場合には、本国への遺体の返還を容易にするよう提案することができ、締約国は、その提案が受諾されなかった場合には、当該提案の日から五年を経過した後、かつ、本国への適当な通報を行った後に、墓地及び墓に関する自国の法律に定める手続をとることができ、
4 この条に規定する墓地が自国の領域にある締約国は、次のいずれかの場合にのみ、遺体を発掘することを許される。

(a) 2(c)及び3の規定による場合
(b) 発掘が優先的な公共上の必要事項である場合(衛生上及び調査に必要な場合を含む)。

締約国は、この場合において、常に遺体を尊重し、並びに遺体を発掘する意図及び再埋葬予定地の詳細を本国へ通報する。

第三編 戦闘の方法及び手段並びに戦闘員及び捕虜の地位

第一部 戦闘の方法及び手段

第三十五条 基本原則

1 いかなる武力紛争においても、紛争当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない。

2 過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは、禁止する。

3 自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予測される戦闘の方法及び手段を用いることは、禁止する。

第三十六条 新たな兵器
締約国は、新たな兵器又は戦闘の手段若しくは方法の研究、開発、取得又は採用に当たり、その使用がこの議定書又は当該締約国に適用される他の国際法の諸規則により一定の場合又はすべての場合に禁止されているかを決定する義務を負う。

第三十七条 背信行為の禁止
1 背信行為により敵を殺傷し又は捕らえることは、禁止する。武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に基づく保護を受ける権利を有するか又は保護を与える義務があると敵が信ずるよう、に敵の信頼を誘う行為であつて敵の信頼を裏切る意図をもつて行われるものは、背信行為を構成する。背信行為の例として、次の行為がある。

(a) 休戦旗を掲げて交渉の意図を装うこと、又は投降を装うこと。
(b) 負傷又は疾病による無能力を装うこと。

(c) 文民又は非戦闘員の地位を装うこと。
(d) 国際連合又は中立国その他の紛争当事者でない国の標章又は制服を使用して、保護されている地位を装うこと。

2 奇計は、禁止されない。奇計とは、敵を欺くこと又は無謀に行動させることを意図した行為であつて、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に違反せず、かつ、そのような国際法に基づく保護に関して敵の信頼を誘うことがないために背信的ではないものをいう。奇計の例として、偽装、偽陽動作戦及び虚偽の情報報の使用がある。

第三十八条 認められた標章
1 赤十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の特殊標章又は諸条約若しくはこの議定書に規定する他の標章若しくは信号を不当に使用することは、禁止する。また、休戦旗を含む国際的に認められた他の保護標章又は信号及び文化財の保護標章を武力紛争において故意に濫用することは、禁止する。

2 国際連合によつて認められた場合を除くほか、国際連合の特殊標章を使用することは、禁止する。
第三十九条 国の標章
1 中立国その他の紛争当事者でない国の旗、軍の標章、記章又は制服を武力紛争において使用することは、禁止する。

2 攻撃を行つている間、又は軍事行動を掩護し、有利にし、保護し若しくは妨げるため、敵対する紛争当事者の旗、軍の標章、記章又は制服を使用することは、禁止する。

3 この条及び第三十七条1(d)の規定は、通報活動又は海上の武力紛争における旗の使用に適用される現行の一般に認められた国際法の諸規則に影響を及ぼすものではない。

第四十条 助命
生存者を残さないよう命令すること、そのような命令で敵を威嚇すること又はそのような方針で敵対行為を行うことは、禁止する。

第四十一条 戦闘外にある敵の保護

1 戦闘外にあると認められる者又はその状況において戦闘外にあると認められるべき者は、攻撃の対象としてはならない。

2 次の者は、戦闘外にある。

- (a) 敵対する紛争当事者の権力内にある者
 - (b) 投降の意図を明確に表明する者
 - (c) 既に無意識状態となっており又は負傷若しくは疾病により無能力となつてゐるため自己を防御することができない者
- ただし、いずれの者も、いかなる敵対行為も差し控え、かつ、逃走を企てないことを条件とする。

3 捕虜としての保護を受ける権利を有する者は、第三条約第三編第一部に規定する後送を妨げる通常と異なる戦闘の状態の下で敵対する紛争当事者の権力内に陥つた場合には、そのような権利を有する者を解放し、及びその者の安全を確保するためにすべての実行可能な予防措置をとる。

第四十二条 航空機の搭乗者

1 遭難航空機から落下傘で降下する者は、降下中は攻撃の対象としてはならない。

2 遭難航空機から落下傘で降下した者は、敵対する紛争当事者が支配する地域に着地したときは、その者が敵対行為を行つてゐることが明白でない限り、攻撃の対象とされる前に投降の機会を与えられる。

3 空挺部隊は、この条の規定による保護を受けない。

第二部 戦闘員及び捕虜の地位

第四十三条 軍隊

1 紛争当事者の軍隊は、部下の行動について当該紛争当事者に対して責任を負う司令部の下にある組織され及び武装したすべての兵力、集団及び部隊から成る(当該紛争当事者を代表する政府又は当局が敵対する紛争当事者によつて承認されているか否かを問わない)。このような軍隊は、内部規律に関する制度、特に武力紛争

の際に適用される国際法の諸規則を遵守させる内部規律に関する制度に従う。

2 紛争当事者の軍隊の構成員(第三条約第三十三条に規定する衛生要員及び宗教要員を除く)は、戦闘員であり、すなわち、敵対行為に直接参加する権利を有する。

3 紛争当事者は、準軍事的な又は武装した法執行機関を自国の軍隊に編入したときは、他の紛争当事者にその旨を通報する。

第四十四条 戦闘員及び捕虜

1 前条に規定する戦闘員であつて敵対する紛争当事者の権力内に陥つたものは、捕虜とする。

2 すべての戦闘員は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守する義務を負うが、これらの諸規則の違反は、3及び4に規定する場合を除くほか、戦闘員である権利又は敵対する紛争当事者の権力内に陥つた場合に捕虜となる権利を戦闘員から奪うものではない。

3 戦闘員は、文民たる住民を敵対行為の影響から保護することを促進するため、攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行つてゐる間、自己と文民たる住民とを区別する義務を負う。もつとも、武装した戦闘員は、武力紛争において敵対行為の性質のため自己と文民たる住民とを区別することができない状況があると認められるので、当該状況において次に規定する間武器を公然と携帯することを条件として、戦闘員としての地位を保持する。

(a) 交戦の間
(b) 自己が参加する攻撃に先立つ軍事展開中に敵に目撃されてゐる間

この3に定める条件に合致する行為は、第三十七条1(c)に規定する背信行為とは認められない。

4 3中段に定める条件を満たすことなく敵対する紛争当事者の権力内に陥つた戦闘員は、捕虜となる権利を失う。もつとも、第三条約及びこの議定書が捕虜に与える保護と同等のものを与えられる。この保護には、当該戦闘員が行つた犯罪のため裁判され及び処罰される場合に、第

三条約が捕虜に与える保護と同等のものを含む。

5 攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行つていない間に敵対する紛争当事者の権力内に陥つた戦闘員は、それ以前の活動を理由として戦闘員である権利及び捕虜となる権利を失うことはない。

6 この条の規定は、いずれかの者が第三条約第四條の規定に基づいて捕虜となる権利を害するものではない。

7 この条の規定は、紛争当事者の武装し、かつ、制服を着用した正規の部隊に配属された戦闘員について、その者が制服を着用することに關する各国の慣行であつて一般に受け入れられてゐるものを変更することを意図するものではない。

8 第一條約第十三條及び第二條約第十三條に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他の水域における難船者(ただし、難船者については、第二條約に係るもの)である場合には、これらの條約に基づく保護を受ける権利を有する。

第四十五条 敵対行為に参加した者の保護

1 敵対行為に参加して敵対する紛争当事者の権力内に陥つた者については、その者が捕虜の地位を要求した場合、その者が捕虜となる権利を有すると認められる場合又はその者が属する締約国が抑留国若しくは利益保護国に対する通告によりその者のために捕虜の地位を要求した場合、捕虜であると推定し、第三條約に基づいて保護する。その者が捕虜となる権利を有するか否かについて疑義が生じた場合には、その者の地位が権限のある裁判所によつて決定されるまでの間、引き続き捕虜の地位を有し、第三條約及びこの議定書によつて保護する。

2 敵対する紛争当事者の権力内に陥つた者が捕虜として捕らえられない場合において敵対行為に係る犯罪について当該敵対する紛争当事者

による裁判を受けるときは、その者は、司法裁判所において捕虜となる権利を有することを主張し及びその問題について決定を受ける権利を有する。この決定については、適用される手続に従つて可能なときはいつでも、当該犯罪についての裁判の前に行う。利益保護国の代表者は、その問題が決定される手続に立ち会う権利を有する。ただし、例外的に手続が国の安全のために非公開で行われる場合は、この限りでない。この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

3 敵対行為に参加した者であつて、捕虜となる権利を有せず、また、第四條約に基づく一層有利な待遇を受けないものは、常にこの議定書の第七十五條に規定する保護を受ける権利を有する。いずれの者も、占領地域においては、間諜として捕らえられない限り、第四條約第五條の規定にかかわらず、同條約に基づく通信の権利を有する。

第四十六条 間諜

1 諸條約又はこの議定書の他の規定にかかわらず、紛争当事者の軍隊の構成員であつて諜報活動を行つてゐる間に敵対する紛争当事者の権力内に陥つたものについては、捕虜となる権利を有せず、間諜として取り扱ふことができる。

2 紛争当事者の軍隊の構成員であつて、当該紛争当事者のために及び敵対する紛争当事者が支配する地域において、情報を収集し又は収集しようとしたものは、そのような活動の間に自国の軍隊の制服を着用してゐた場合には、諜報活動を行つてゐたとは認められない。

3 敵対する紛争当事者が占領してゐる地域の居住者である紛争当事者の軍隊の構成員であつて、自己が属する紛争当事者のために当該地域において軍事的価値のある情報を収集し又は収集しようとしたものは、虚偽の口実に基づく行為による場合又は故意にひそかな方法で行われた場合を除くほか、諜報活動を行つてゐたとは認められない。さらに、当該居住者は、諜報活

動を行っている間に捕らえられた場合を除くほか、捕虜となる権利を失わず、また、間諜として取り扱われない。

4 敵対する紛争当事者が占領している地域の居住者でない紛争当事者の軍隊の構成員であつて、当該地域において諜報活動を行ったものは、その者の属する軍隊に復帰する前に捕らえられる場合を除くほか、捕虜となる権利を失わず、また、間諜として取り扱われない。

第四十七条 傭兵

1 傭兵は、戦闘員である権利又は捕虜となる権利を有しない。

2 傭兵とは、次のすべての条件を満たす者をいう。

(a) 武力紛争において戦うために現地又は国外で特別に採用されていること。

(b) 主として私的な利益を得たいとの願望により敵対行為に参加し、並びに紛争当事者により又は紛争当事者の名において、当該紛争当事者の軍隊において類似の階級に属し及び類似の任務を有する戦闘員に対して約束され又は支払われる額を相当上回る物質的な報酬を

実際に約束されていること。

(d) 紛争当事者の国民でなく、また、紛争当事者が支配している地域の居住者でないこと。

(e) 紛争当事者の軍隊の構成員でないこと。

(f) 紛争当事者でない国が自国の軍隊の構成員として公の任務で派遣した者でないこと。

第四編 文民たる住民

第一部 敵対行為の影響からの一般的保護

第一章 基本原則及び適用範囲

第四十八条 基本原則

紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。

1 「攻撃」とは、攻勢としてであるか防衛としてであるかを問わず、敵に対する暴力行為をいう。

2 この議定書の攻撃に関する規定は、いずれの地域(紛争当事者に属する領域であるが敵対する紛争当事者の支配の下にある地域を含む)で行われるかを問わず、すべての攻撃について適用する。

3 この部の規定は、陸上の文民たる住民、個々の文民又は民用物に影響を及ぼす陸戦、空戦又は海戦について適用するものとし、また、陸上の目標に対して海又は空から行われるすべての攻撃についても適用する。もつとも、この部の規定は、海上又は空中の武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に影響を及ぼすものではない。

4 この部の規定は、第四条約特にその第二編及び締約国を拘束する他の国際取極に含まれる人道的保護に関する諸規則並びに陸上、海上又は空中の文民及び民用物を敵対行為の影響から保護することに關する他の国際法の諸規則に追加される。

第二章 文民及び文民たる住民

第五十条 文民及び文民たる住民の定義

1 文民とは、第三條約第四條A(1)から(3)まで及び(6)並びにこの議定書の第四十三條に規定する部類のいずれにも属しない者をいう。いずれの者も、文民であるか否かについて疑義がある場合には、文民とみなす。

2 文民たる住民とは、文民であるすべての者から成るものをいう。

3 文民の定義に該当しない者が文民たる住民の中に存在することは、文民たる住民から文民としての性質を奪うものではない。

第五十一条 文民たる住民の保護

1 文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。この

保護を実効的なものとするため、適用される他の国際法の諸規則に追加される2から8までに定める規則は、すべての場合において、遵守する。

2 文民たる住民それ自体及び個々の文民は、攻撃の対象としてはならない。文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇は、禁止する。

3 文民は、敵対行為に直接参加していない限り、この部の規定によつて与えられる保護を受ける。

4 無差別な攻撃は、禁止する。無差別な攻撃とは、次の攻撃であつて、それぞれの場合において、軍事目標と文民又は民用物とを区別しないでこれらに攻撃を与える性質を有するものをいう。

(a) 特定の軍事目標のみを対象としない攻撃

(b) 特定の軍事目標のみを対象とするものでない戦闘の方法及び手段を用いる攻撃

(c) この議定書で定める限度を超える影響を及ぼす戦闘の方法及び手段を用いる攻撃

特に、次の攻撃は、無差別なものと認められる。

(a) 都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する多数の軍事目標であつて相互に明確に分離された別個のものを単一の軍事目標とみなす方法及び手段を用いる砲撃又は爆撃による攻撃

(b) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃

復讐の手段として文民たる住民又は個々の文民を攻撃することは、禁止する。

7 文民たる住民又は個々の文民の所在又は移動は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とな

らないようにするために、特に、軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護し、有利にし若しくは妨げること企図して利用してはならない。紛争当事者は、軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護することを企図して文民たる住民又は個々の文民の移動を命じてはならない。

8 この条に規定する禁止の違反があつたときにおいても、紛争当事者は、文民たる住民及び個々の文民に関する法的義務(第五十七條の予防措置をとる義務を含む)を免除されない。

第三章 民用品

第五十二条 民用品の一般的保護

1 民用品は、攻撃又は復讐の対象としてはならない。民用品とは、2に規定する軍事目標以外のすべての物をいう。

2 攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定する。軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつてその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。

3 礼拝所、家屋その他の住居、学校等通常民生の目的のために供される物が軍事活動に効果的に資するものとして使用されているか否かについて疑義がある場合には、軍事活動に効果的に資するものとして使用されていないと推定される。

第五十三条 文化財及び礼拝所の保護

千九百五十四年五月十四日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約その他の関連する国際文書の規定の適用を妨げることなく、次のことは、禁止する。

(a) 国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を対象とする敵対行為を行うこと。

(b) (a)に規定する物を軍事上の努力を支援するために利用すること。

(c) (a)に規定する物を復讐の対象とすること。

第五十四条 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護

1 戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くことは、禁止する。

2 食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設及び供給設備、かんがい設備等文民たる住民の生存に不可欠な物をこれらが生命を維持する手段としての価値を有するが故に文民たる住民又は敵対する紛争当事者に与えないという特定の目的のため、これらの物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、文民を飢餓の状態に置き又は退去させるといふ動機によるかその他の動機によるかを問わず、禁止する。

3 2に規定する禁止は、2に規定する物が次の手段として敵対する紛争当事者によって利用される場合には、適用しない。

(a) 専ら当該敵対する紛争当事者の軍隊の構成員の生命を維持する手段

(b) 生命を維持する手段でないときであつても軍事行動を直接支援する手段。ただし、いかなる場合においても、2に規定する物に対し、文民たる住民の食糧又は水を十分でない状態とし、その結果当該文民たる住民を飢餓の状態に置き又はその移動を余儀なくさせることが予測される措置をとってはならない。

4 2に規定する物は、復讐の対象としてはならない。

5 いずれの紛争当事者にとつても侵入から自国の領域を防御する重大な必要があることにかんがみ、紛争当事者は、絶対的な軍事上の必要によつて要求される場合には、自国の支配の下にある領域において2に規定する禁止から免れることができる。

第五十五条 自然環境の保護

1 戦闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意を払う。その保護には、自然環境に対してそのような損害を与え、それにより住民の健康又は生存を害

することを目的とする又は害することが予測される戦闘の方法及び手段の使用の禁止を含む。

第五十六条 危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護

1 危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であつても、これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらし、攻撃の対象としてはならない。これらの工作物又は施設の場所又は近傍に位置する他の軍事目標は、当該他の軍事目標に対する攻撃がこれらの工作物又は施設からの危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらし、攻撃の対象としてはならない。

2 1に規定する攻撃からの特別の保護は、次の場合にのみ消滅する。

(a) ダム又は堤防については、これらが通常の機能以外の機能のために、かつ、軍事行動に利用され、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合

(b) 原子力発電所については、これが軍事行動に非常時の、重要なかつ直接の支援を行うために電力を供給しており、これに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合

(c) 1に規定する工作物又は施設の場所又は近傍に位置する他の軍事目標については、これらが軍事行動に非常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合

の保護(次条の予防措置による保護を含む。)を受ける権利を有する。特別の保護が消滅し、1に規定する工作物、施設又は軍事目標が攻撃される場合には、危険な力の放出を防止するためにすべての実行的な予防措置をとる。

4 1に規定する工作物、施設又は軍事目標を復讐の対象とするのは、禁止する。

5 紛争当事者は、1に規定する工作物又は施設の近傍にいかなる軍事目標も設けることを避けるよう努める。もつとも、保護される工作物又は施設を攻撃から防御することのみを目的として構築される施設は、許容されるものとし、攻撃の対象としてはならない。ただし、これらの構築される施設が、保護される工作物又は施設に対する攻撃に対処するために必要な防御措置のためのものである場合を除くほか、敵対行為において利用されず、かつ、これらの構築される施設の設備が保護される工作物又は施設に対する敵対行為を撃退することのみが可能な兵器に限られていることを条件とする。

6 締約国及び紛争当事者は、危険な力を内蔵する物に追加的な保護を与えるために新たな取極を締結するよう要請される。

7 紛争当事者は、この条の規定によつて保護される物の識別を容易にするため、この議定書の附属書I第十六条に規定する一列に並べられた三個の明るいオレンジ色の円から成る特別の標章によつてこれらの保護される物を表示することができる。その表示がないことは、この条の規定に基づく紛争当事者の義務を免除するものではない。

第四章 予防措置

第五十七条 攻撃の際の予防措置

1 軍事行動を行うに際しては、文民たる住民、個々の文民及び民用品に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払う。

2 攻撃については、次の予防措置をとる。

(a) 攻撃を計画し又は決定する者は、次のことを行う。

(i) 攻撃の目標が文民又は民用品でなく、か

つ、第五十二条2に規定する軍事目標であつて特別の保護の対象ではないものであること及びその目標に対する攻撃がこの議定書によつて禁止されていないことを確認するためのすべての実行可能なこと。

(ii) 攻撃の手段及び方法の選択に当たつては、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用品の損傷を防止し並びに少なくともこれらを最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。

(iii) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用品の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃を行う決定を差し控えること。

(b) 攻撃については、その目標が軍事目標でないこと若しくは特別の保護の対象であること、又は当該攻撃が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用品の損傷若しくはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測されることが明白となつた場合には、中止し又は停止する。

(c) 文民たる住民に影響を及ぼす攻撃については、効果的な事前の警告を与える。ただし、事情の許さない場合は、この限りでない。

4 同様の軍事的利益を得るため複数の軍事目標の中で選択可能な場合には、選択する目標は、攻撃によつて文民の生命及び民用品にもたらされる危険が最小であることが予測されるものでなければならない。

5 紛争当事者は、海上又は空中における軍事行動を行うに際しては、文民の死亡及び民用品の損傷を防止するため、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に基づく自国の権利及び義務に従いすべての合理的な予防措置をとる。

6 この条のいかなる規定も、文民たる住民、個々の文民又は民用品に対する攻撃を認めるものと解してはならない。

第五十八条 攻撃の影響に対する予防措置

紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、次のことを行う。

- (a) 第四条约第四十九条の規定の適用を妨げることなく、自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること。
- (b) 人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること。
- (c) 自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること。

第五章 特別の保護の下にある地区及び地帯

第五十九条 無防備地区

- 1 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
- 2 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であつて敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができ、無防備地区は、次のすべての条件を満たしたものである。
 - (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
 - (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
 - (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
 - (d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。
- 3 諸条約及びこの議定書によって特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が無防備地区に存在することは、2に定める条件に反するものではない。
- 4 2の規定に基づく宣言は、敵対する紛争当事

者に対して行われ、できる限り正確に無防備地区の境界を定め及び記述したものとす。その宣言が向けられた紛争当事者は、その受領を確認し、2に定める条件が実際に満たされている限り、当該地区を無防備地区として取り扱う。条件が実際に満たされていない場合には、その旨を直ちに、宣言を行った紛争当事者に通報する。2に定める条件が満たされていない場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づき保護を引き続き受ける。

5 紛争当事者は、2に定める条件を満たしていない地区であつても、当該地区を無防備地区とすることについて合意することができ、その合意は、できる限り正確に無防備地区の境界を定め及び記述したものとすべきであり、また、必要な場合には監視の方法を定めたものとする。5に規定する合意によって規律される地区を支配する紛争当事者は、できる限り、他の紛争当事者と合意する標準によつて当該地区を表示するものとし、この標準は、明瞭に見ることができる場所、特に当該地区の外縁及び境界並びに幹線道路に表示する。

7 2に定める条件又は5に規定する合意に定める条件を満たさなくなった地区は、無防備地区としての地位を失う。そのような場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づき保護を引き続き受ける。

第六十条 非武装地帯

- 1 紛争当事者がその合意によつて非武装地帯の地位を与えた地帯に軍事行動を拡大することは、その拡大が当該合意に反する場合に、禁止する。
- 2 合意は、明示的に行う。合意は、直接に又は利益保護国若しくは公平な人道的団体を通じて口頭又は文書によつて、また、相互的なかつ一致した宣言によつて行うことができる。合意

は、平時に及び敵対行為の開始後に行うことができるものとし、また、できる限り正確に非武装地帯の境界を定め及び記述したものとし並びに必要な場合には監視の方法を定めたものとするべきである。

3 合意の対象である地帯は、通常、次のすべての条件を満たしたものとす。

- (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
- (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
- (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
- (d) 軍事上の努力に関連する活動が終了していること。

紛争当事者は、(d)に定める条件についての解釈及び4に規定する者以外の者であつて非武装地帯に入ること認められるものについて合意する。

4 諸条約及びこの議定書によつて特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が非武装地帯に存在することは、3に定める条件に反するものではない。

5 非武装地帯を支配する紛争当事者は、できる限り、他の紛争当事者と合意する標準によつて当該非武装地帯を表示するものとし、この標準は、明瞭に見ることができる場所、特に当該非武装地帯の外縁及び境界並びに幹線道路に表示する。

6 戦闘が非武装地帯の付近に迫つてきたときであつても、紛争当事者が合意している場合には、いずれの紛争当事者も、軍事行動を行うことに関する目的のために当該非武装地帯を利用し又はその地位を一方的に取り消すことができない。

7 一の紛争当事者が3又は6の規定に対する重大な違反を行った場合には、他の紛争当事者は、非武装地帯にその地位を与えている合意に

基づく義務を免除される。その場合において、当該非武装地帯は、非武装地帯としての地位を失うが、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づき保護を引き続き受ける。

第六章 文民保護

第六十一条 定義及び適用範囲

この議定書の適用上、

(a) 「文民保護」とは、文民たる住民を敵対行為又は災害の危険から保護し、文民たる住民が敵対行為又は災害の直接的な影響から回復することを援助し、及び文民たる住民の生存のために必要な条件を整えるため次の人道的任務の一部又は全部を遂行することという。

- (i) 警報の発令
 - (ii) 避難の実施
 - (iii) 避難所の管理
 - (iv) 灯火管制に係る措置の実施
 - (v) 救助
 - (vi) 応急医療その他の医療及び宗教上の援助
 - (vii) 消火
 - (viii) 危険地域の探知及び表示
 - (ix) 汚染の除去及びこれに類する防護措置の実施
 - (x) 緊急時の収容施設及び需品の提供
 - (xi) 被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助
 - (xii) 不可欠な公益事業に係る施設の緊急の修復
 - (xiii) 死者の応急処理
 - (xiv) 生存のために重要な物の維持のための援助
 - (xv) (i)から(xiv)までに掲げる任務のいずれかを遂行するために必要な補完的な活動(計画立案及び準備を含む。)
- (b) 「文民保護組織」とは、(a)に規定する任務を遂行するために紛争当事者の権限のある当局

によつて組織され又は認められる団体その他の組織であつて、専らこれらの任務に充てられ、従事するものをいう。

(c) 文民保護組織の「要員」とは、紛争当事者により専ら(a)に規定する任務を遂行することに充てられる者(当該紛争当事者の権限のある当局により専ら当該文民保護組織を運営することに充てられる者を含む。)をいう。

(d) 文民保護組織の「物品」とは、当該文民保護組織が(a)に規定する任務を遂行するために使用する機材、需品及び輸送手段をいう。

第六十二条 一般保護

1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織及びその要員は、この議定書の規定、特にこの部の規定に基づき尊重され、かつ、保護される。これらの者は、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、文民保護の任務を遂行する権利を有する。

2 1の規定は、軍の文民保護組織以外の文民保護組織の構成員ではないが、権限のある当局の要請に応じて当該権限のある当局の監督の下に文民保護の任務を遂行する文民についても適用する。

3 文民保護のために使用される建物及び物品並びに文民たる住民に提供される避難所は、第五十二条の規定の適用を受ける。文民保護のために使用される物は、破壊し又はその本来の使用目的を変更することができない。ただし、その物が属する締約国によつて行われる場合を除く。

第六十三条 占領地域における文民保護

1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織は、占領地域において、その任務の遂行に必要な便宜を当局から与えられる。軍の文民保護組織以外の文民保護組織の要員は、いかなる場合においても、その任務の適正な遂行を妨げるような活動を行うことを強要されない。占領国は、軍の文民保護組織以外の文民保護組織の任務の効率的な遂行を妨げるような方法で当該軍の文民保

護組織以外の文民保護組織の機構又は要員を変更してはならない。軍の文民保護組織以外の文民保護組織は、占領国の国民又は利益を優先させることを求められない。

2 占領国は、軍の文民保護組織以外の文民保護組織に対し文民たる住民の利益を害する方法でその任務を遂行することを強要し、強制し又は誘引してはならない。

3 占領国は、安全保障上の理由により文民保護の要員の武装を解除することができる。

4 占領国は、文民保護組織に属し若しくは文民保護組織が使用する建物若しくは物品の本来の使用目的を変更し又はこれらを徴発することが文民たる住民に有害であるような場合には、その変更又は徴発を行うことができない。

5 占領国は、4に定める一般的な規則が遵守されている限り、次の特別の条件に従い、4に規定する資源を徴発し又はその使用目的を変更することができる。

(a) 建物又は物品が文民たる住民の他の要求にとつて必要であること。

(b) 徴発又は使用目的の変更が(a)に規定する必要のある間に限り行われること。

6 占領国は、文民たる住民の使用のために提供され又は文民たる住民が必要とする避難所の使用目的を変更し又はこれらを徴発してはならない。

第六十四条 軍の文民保護組織以外の文民保護組織であつて中立国その他の紛争当事者でない国のもの及び国際的な調整を行う団体

1 前二条、次条及び第六十六条の規定は、紛争当事者の領域において、当該紛争当事者の同意を得て、かつ、その監督の下に第六十一条に規定する文民保護の任務を遂行する軍の文民保護組織以外の文民保護組織であつて中立国その他の紛争当事者でない国のものの要員及び物品についても適用する。軍の文民保護組織以外の文

民保護組織であつて中立国その他の紛争当事者でない国のものによる援助については、敵対する紛争当事者に対しては、いかなる場合においても、紛争への介入とみなしてはならない。もつとも、この活動については、関係紛争当事者の安全保障上の利益に妥当な考慮を払つて行うべきである。

2 1に規定する援助を受ける紛争当事者及び当該援助を与える締約国は、適当な場合には、文民保護の活動の国際的な調整を容易なものとするべきである。その場合には、関連する国際的な団体は、この章の規定の適用を受ける。

3 占領国は、占領地域において、自国の資源又は当該占領地域の資源により文民保護の任務の適切な遂行を確保することができる場合にのみ、軍の文民保護組織以外の文民保護組織であつて中立国その他の紛争当事者でない国のもの及び国際的な調整を行う団体の活動を排除し又は制限することができる。

第六十五条 保護の消滅

1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織並びにその要員、建物、避難所及び物品が受けることのできる保護は、これらのものが本来の任務から逸脱して敵に有害な行為を行い又は行うために使用される場合を除くほか、消滅しない。ただし、この保護は、適当な場合にはいつでも合理的な期限を定める警告が発せられ、かつ、その警告が無視された後においてのみ、消滅させることができる。

2 次のことは、敵に有害な行為と認められない。

(a) 文民保護の任務が軍当局の指示又は監督の下に遂行されること。

(b) 文民保護の文民たる要員が文民保護の任務の遂行に際して軍の要員と協力すること又は軍の要員が軍の文民保護組織以外の文民保護組織に配属されること。

(c) 文民保護の任務の遂行が軍人たる犠牲者特

に戦場外にある者に付随的に利益を与えること。

3 文民保護の文民たる要員が秩序の維持又は自衛のために軽量の個人用の武器を携帯すること、敵に有害な行為と認められない。もつとも、紛争当事者は、陸上における戦場が現に行われており又は行われるおそれのある地域においては、文民保護の要員と戦闘員との区別に資するようにそのような武器をピストル又は連発けん銃のようなけん銃に制限するための適当な措置をとる。文民保護の要員は、そのような地域において他の軽量の個人用の武器を携帯する場合であっても、文民保護の要員であると識別されたときは、尊重され、かつ、保護される。

4 軍の文民保護組織以外の文民保護組織において軍隊に類似した編成がとられており又は強制的な役務が課されていることは、この章の規定に基づく保護をこれらの軍の文民保護組織以外の文民保護組織から奪うものではない。

第六十六条 識別

1 紛争当事者は、自国の文民保護組織並びにその要員、建物及び物品が専ら文民保護の任務の遂行に充てられている間、これらのものが識別されることのできることを確保するよう努める。文民たる住民に提供される避難所も、同様に識別されることができるようになるべきである。

2 紛争当事者は、また、文民保護の国際的な特殊標章が表示される文民のための避難所並びに文民保護の要員、建物及び物品の識別を可能にする方法及び手続を採用し及び実施するよう努める。

3 文民保護の文民たる要員については、占領地域及び戦場が現に行われており又は行われるおそれのある地域においては、文民保護の国際的な特殊標章及び身分証明書によつて識別されることができるようになるべきである。

4 文民保護の国際的な特殊標章は、文民保護組織並びにその要員、建物及び物品の保護並びに

文民のための避難所のために使用するとき、オレンジ色地に青色の正三角形とする。

5 紛争当事者は、特殊標章に加えて文民保護に係る識別のための特殊信号を使用することについて合意することができる。

6 1から4までの規定の適用は、この議定書の附屬書I第五章の規定によって規律される。

7 4に規定する標章は、平時において、権限のある国内当局の同意を得て、文民保護に係る識別のために使用することができる。

8 締約国及び紛争当事者は、文民保護の国際的な特殊標章の表示について監督し並びにその濫用を防止し及び抑止するために必要な措置をとる。

9 文民保護の医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段の識別は、第十八条の規定によっても規律される。

第六十七条 文民保護組織に配属される

1 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊は、次のことを条件として、尊重され、かつ、保護される。

(a) 要員及び部隊が第六十一条に規定する任務のいずれかの遂行に常時充てられ、かつ、専らその遂行に従事すること。

(b) (a)に規定する任務の遂行に充てられる要員が紛争の間他のいかなる軍事上の任務も遂行しないこと。

(c) 文民保護の国際的な特殊標章であつて適当な大きさのものを明確に表示することにより、要員が他の軍隊の構成員から明瞭に区別されることができ、及び要員がこの議定書の附屬書I第五章に規定する身分証明書が与えられていること。

(d) 要員及び部隊が秩序の維持又は自衛のために軽量の個人用の武器のみを装備していること。第六十五条3の規定は、この場合についても準用する。

(e) 要員が敵対行為に直接参加せず、かつ、その文民保護の任務から逸脱して敵対する紛争当事者に有害な行為を行わず又は行うために使用されないこと。

(f) 要員及び部隊が文民保護の任務を自国の領域においてのみ遂行すること。

(a) 及び(b)に定める条件に従う義務を負う軍隊の構成員が(e)に定める条件を遵守しないことは、禁止する。

2 文民保護組織において任務を遂行する軍の要員は、敵対する紛争当事者の権力内に陥ったときは、捕虜とする。そのような軍の要員は、占領地域においては、必要な限り、その文民たる住民の利益のためにのみ文民保護の任務に従事させることができる。ただし、この作業が危険である場合には、そのような軍の要員がその任務を自ら希望するときに限る。

3 文民保護組織に配属される部隊の建物並びに主要な設備及び輸送手段は、文民保護の国際的な特殊標章によって明確に表示する。この特殊標章は、適当な大きさのものとす。

4 文民保護組織に常時配属され、かつ、専ら文民保護の任務の遂行に従事する部隊の物品及び建物は、敵対する紛争当事者の権力内に陥ったときは、戦争の法規の適用を受ける。そのような物品及び建物については、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、文民保護の任務の遂行にとって必要とされる間、文民保護上の使用目的を変更することができない。ただし、文民たる住民の必要に適切に対応するためにあらかじめ措置がとられている場合は、この限りでない。

第二部 文民たる住民のための救済

第六十八条 適用範囲

この部の規定は、この議定書に定める文民たる住民について適用するものとし、また、第四条約第二十三条、第五十五条及び第五十九条から第六十二条までの規定その他の関連規定を補完する。

第六十九条 占領地域における基本的な必要

1 占領国は、食糧及び医療用品について第四条約第五十五条に定める義務のほか、利用することができるとする手段により、かつ、不利な差別をすることなく、占領地域の文民たる住民の生存に不可欠な被服、寝具、避難のための手段その他の必需品及び宗教上の行事に必要な物品の供給を確保する。

2 占領地域の文民たる住民のための救済活動については、第四条約第五十九条から第六十二条まで及び第六十八条から第六十一条までの規定並びにこの議定書の第七十一条の規定により規律し、かつ、遅滞なく実施する。

第七十条 救済活動

1 占領地域以外の地域であつて紛争当事者の支配の下にあるものの文民たる住民が前条に規定する物資を適切に供給されない場合には、性質上人道的かつ公平な救済活動であつて不利な差別をすることなく行われるものが実施されるものとする。ただし、そのような救済活動については、関係締約国の同意を条件とする。そのような救済の申出は、武力紛争への介入又は非友好的な行為と認められない。救済品の分配に当たっては、第四条約又はこの議定書により有利な待遇又は特別の保護を受けることとされている児童、妊産婦等を優先させる。

2 紛争当事者及び締約国は、この部の規定に従つて提供されるすべての救済品、救済設備及び救済要員の迅速な、かつ、妨げられることのない通過について、これらによる援助が敵対する紛争当事者の文民たる住民のために提供される場合においても、許可し及び容易にする。

3 2の規定に従い救済品、救済設備及び救済要員の通過を許可する紛争当事者及び締約国は、次の権利及び義務を有する。

(a) 通過を許可するための技術的条件(検査を含む。)を定める権利

(b) 援助の分配が利益保護国による現地での監督の下に行われることを許可の条件とすることができること。

(c) 関係する文民たる住民の利益のために緊急の必要がある場合を除くほか、いかなる形においても、救済品の指定された用途を変更してはならず、また、その送付を遅延させてはならないこと。

4 紛争当事者は、救済品を保護し、及びその迅速な分配を容易にする。

5 紛争当事者及び関係締約国は、1の救済活動の効果的で国際的な調整を奨励し及び容易にする。

第七十一条 救済活動に参加する要員

1 救済品に輸送及び分配のため救済活動における援助の一部として提供することができる。救済要員の参加は、当該救済要員がその任務を遂行する領域の属する締約国の同意を条件とする。

2 救済要員は、尊重され、かつ、保護される。

3 救済品を受領する締約国は、実行可能な限り、1の救済要員が救済のための任務を遂行することを支援するものとし、絶対的な軍事上の必要がある場合に限り、救済要員の活動を制限し、又はその移動を一時的に制限することができる。

4 救済要員は、いかなる場合においても、この議定書に基づくその任務の範囲を超えることができないものとし、特に、その任務を遂行している領域の属する締約国の安全保障上の要求を考慮する。これらの条件を尊重しない救済要員の任務は、終了させることができる。

第三章 紛争当事者の権力内にある者の待遇

第一章 適用範囲並びに人及び物の保護

第七十二条 適用範囲

この部の規定は、第四条約特にその第一編及び第三編に定める紛争当事者の権力内にある文民及び民用物の人道上の保護に関する諸規則並びに国際的な武力紛争の際に基本的人権の保護に関して適用される他の国際法の諸規則に追加される。

第七十三条 難民及び無国籍者

敵対行為の開始前に、関係締結国が受諾した関連する国際文書又は避難国若しくは居住国の国内法令により無国籍者又は難民と認められていた者については、すべての場合において、かつ、不利な差別をすることなく、第四条约第一編及び第三編に定める被保護者とする。

第七十四条 離散した家族の再会

締結国及び紛争当事者は、武力紛争の結果離散した家族の再会をあらゆる可能な方法で容易にするものとし、また、特に、諸条約及びこの議定書の規定並びに自国の安全上の諸規則に従ってこの任務に従事する人道的団体の活動を奨励する。

第七十五条 基本的な保障

1 紛争当事者の権力内にある者であつて諸条約又はこの議定書に基づく一層有利な待遇を受けないものは、第一条に規定する事態の影響を受ける限り、すべての場合において人道的に取り扱われるものとし、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国民的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位その他これらに類する基準による不利な差別を受けることなく、少なくともこの条に規定する保護を受ける。紛争当事者は、これらのすべての者の身体、名誉、信条及び宗教上の実践を尊重する。

2 次の行為は、いかなる場合においても、また、いかなる場所においても、文民によるものか軍人によるものかを問わず、禁止する。

(a) 人の生命、健康又は心身の健全性に対する暴力、特に次の行為

(i) 殺人

(ii) あらゆる種類の拷問(身体的なものであるか精神的なものであるかを問わない。)

(iii) 身体刑

(iv) 身体の切断

(b) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇、強制売春及びあらゆる形態のわいせつ行為

(c) 人質をとる行為

(d) 集団に科する刑罰

(e) (a)から(d)までに規定する行為を行うとの脅迫

3 武力紛争に関連する行為のために逮捕され、抑留され又は収容される者は、これらの措置がとられた理由をその者が理解する言語で直ちに知らされるものとする。これらの者は、犯罪を理由として逮捕され又は抑留される場合を除くほか、できる限り遅滞なく釈放されるものとし、いかなる場合においてもその逮捕、抑留又は収容を正当化する事由が消滅したときは、直ちに釈放される。

4 通常の司法手続に関する一般的に認められている諸原則を尊重する公平かつ正規に構成された裁判所が言い渡す有罪の判決によることなく、武力紛争に関連する犯罪について有罪とされる者に刑を言い渡すことはできず、また、刑を執行することはできない。これらの原則には、次のものを含む。

(a) 司法手続は、被告人が自己に対する犯罪の容疑の詳細を遅滞なく知らされることを定めるものとし、被告人に対し裁判の開始前及び裁判の期間中すべての必要な防御の権利及び手段を与える。

(b) いずれの者も、自己の刑事責任に基づく場合を除くほか、犯罪について有罪の判決を受けない。

(c) いずれの者も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として訴追され又は有罪とされない。

(d) 罪に問われている者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。

(e) 罪に問われている者は、自ら出席して裁判を受ける権利を有する。

(f) いずれの者も、自己に不利な供述又は有罪の自白を強要されない。

(g) 罪に問われている者は、自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させる権利並びに自己に不利な証人と同じ条件での自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求める権利を有する。

(h) いずれの者も、無罪又は有罪の確定判決が既に言い渡された犯罪について、同一の締結国により同一の法律及び司法手続に基づいて訴追され又は処罰されない。

(i) 訴追された者は、公開の場で判決の言渡しを受ける権利を有する。

(j) 有罪の判決を受ける者は、その判決の際に、司法上その他の救済措置及びこれらの救済措置をとることのできる期限について告知される。

5 武力紛争に関連する理由で自由を制限されている女子は、男子の区画から分離した区画に収容され、かつ、女子の直接の監視の下に置かれる。ただし、家族が抑留され又は収容される場合には、これらの者は、できる限り同一の場所に家族単位で置かれる。

6 武力紛争に関連する理由で逮捕され、抑留され又は収容される者は、武力紛争が終了した後、その最終的解放、送還又は居住地の設定の時までこの条の規定に基づく保護を受ける。

7 戦争犯罪又は人道に対する犯罪について責任を問われる者の訴追及び裁判に関する疑義を避けるため、次の原則を適用する。

(a) 戦争犯罪又は人道に対する犯罪について責任を問われる者は、適用される国際法の諸規則に従って訴追され及び裁判に付されるべきである。

(b) 諸条約又はこの議定書に基づく一層有利な待遇を受けない者は、その責任を問われる犯罪が諸条約又はこの議定書に対する重大な違反行為であるか否かを問わず、この条の規定

に基づく待遇を与えられる。

8 この条のいかなる規定も、適用される国際法の諸規則に基づき1に規定する者に対して一層厚い保護を与える他の一層有利な規定を制限し又は侵害するものと解してはならない。

第二章 女子及び児童のための措置

第七十六条 女子の保護

1 女子は、特別の尊重を受けるものとし、特に強姦、強制売春その他のあらゆる形態のわいせつ行為から保護される。

2 武力紛争に関連する理由で逮捕され、抑留され又は収容される妊婦及び依存する幼児を有する母については、その事案を最も優先させて審理する。

3 紛争当事者は、実行可能な限り、妊婦又は依存する幼児を有する母に対し武力紛争に関連する犯罪を理由とする死刑の判決を言い渡すことを避けるよう努める。武力紛争に関連する犯罪を理由とする死刑は、これらの女子に執行してはならない。

第七十七条 児童の保護

1 児童は、特別の尊重を受けるものとし、あらゆる形態のわいせつ行為から保護される。紛争当事者は、児童に対し、年齢その他の理由によつて必要とされる保護及び援助を与える。

2 紛争当事者は、十五歳未満の児童が敵対行為に直接参加しないようすべての実行可能な措置をとるものとし、特に、これらの児童を自国の軍隊に採用することを差し控える。紛争当事者は、十五歳以上十八歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

3 十五歳未満の児童は、2の規定にかかわらず、敵対行為に直接参加して敵対する紛争当事者の権力内に陥った例外的な場合にも、これらの児童が捕虜であるか否かを問わず、この条の規定によつて与えられる特別の保護を受ける。

4 児童は、武力紛争に関連する理由で逮捕され、抑留され又は収容される場合には、第七十

五条5の規定により家族単位で置かれる場合を除くほか、成人の区画から分離した区画に置かれる。

5 武力紛争に関連する犯罪を理由とする死刑は、その犯罪を実行した時に十八歳未満であった者に執行してはならない。

第七十八条 児童の避難

1 いかなる紛争当事者も、児童の健康若しくは治療又は児童の安全(占領地域における場合を除く)のためやむを得ない理由で一時的に避難させる必要がある場合を除くほか、自国の国民でない児童を外国に避難させる措置をとつてはならない。父母又は法定保護者を発見することができない場合には、その避難についてこれらの者の書面による同意を必要とする。これらの者を発見することができない場合には、その避難につき、法律又は慣習により児童の保護について主要な責任を有する者の書面による同意を必要とする。利益保護国は、児童の避難につき、関係締約国、すなわち、避難の措置をとる締約国、児童を受け入れる締約国及びその国民が避難させられる締約国との合意によって監視する。すべての紛争当事者は、それぞれの場合に、児童の避難が危険にさらされることを避けるためのすべての実行可能な予防措置をとる。

2 1の規定に従って避難が行われるときは、児童の教育(その父母が希望する宗教的及び道徳的教育を含む)については、当該児童が避難させられている間、最大限可能な限り継続して与える。

3 この条の規定によって避難させられた児童がその家族の下に及び自国に帰ることを容易にするため、避難の措置をとる締約国の当局及び適当な場合には受入国の当局は、当該児童のためにその写真をはり付けたカードを作成し、赤十字国際委員会の中央安否調査部に送付する。このカードには、可能な限り、かつ、当該児童に対して害を及ぼすおそれがない限り、次の情報を記載する。

(a) 児童の姓
(b) 児童の名
(c) 児童の性別
(d) 出生地及び生年月日(生年月日が明らかでないときは、おおよその年齢)
(e) 父の氏名
(f) 母の氏名及び旧姓
(g) 児童の近親者
(h) 児童の国籍
(i) 児童の母国語及び当該児童が話すその他の言語

(j) 児童の家族の住所
(k) 児童の識別のための番号
(l) 児童の健康状態
(m) 児童の血液型

(n) 特徴
(o) 児童が発見された年月日及び場所
(p) 児童が避難の措置をとる国から出国した年月日及び場所

(q) 児童の宗教があるときはその宗教
(r) 受入国における児童の現在の住所
(s) 児童が帰国する前に死亡した場合に、死亡した年月日、場所及び状況並びに埋葬の場所

第三章 報道関係者

第七十九条 報道関係者のための保護措置

1 武力紛争の行われている地域において職業上の危険な任務に従事する報道関係者は、第五十条1に規定する文民と認められる。

2 報道関係者は、諸条約及びこの議定書に基づき文民として保護される。ただし、その保護は、文民としての地位に不利な影響を及ぼす活動を行わないことを条件とするものとし、また、軍隊の認可を受けている従軍記者が第三条約第四条A(4)に規定する地位を与えられる権利を害するものではない。

3 報道関係者は、この議定書の附属書IIのひな型と同様の身分証明書を取得することができ

る。この身分証明書は、報道関係者がその国籍を有し若しくはその領域に居住する国又は雇用される報道機関の所在する国の政府によって発行され、報道関係者としての地位を証明する。

第五編 諸条約及びこの議定書の実施

第一部 総則

第八十条 実施のための措置

1 締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書に基づく義務を履行するため、遅滞なくすべての必要な措置をとる。

2 締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書の遵守を確保するために命令及び指示を与え、並びにその実施について監督する。

第八十一条 赤十字その他の人道的団体の活動

1 紛争当事者は、赤十字国際委員会に対し、同委員会が紛争の犠牲者に対する保護及び援助を確保するために諸条約及びこの議定書によって与えられる人道的任務を遂行することのできるよう、可能なすべての便益を与える。また、赤十字国際委員会は、関係紛争当事者の同意を得ることを条件として、紛争の犠牲者のためにその他の人道的活動を行うことができる。

2 紛争当事者は、自国の赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の団体に対し、これらの団体が諸条約及びこの議定書の規定並びに赤十字国際会議によって作成された赤十字の基本原則に従って紛争の犠牲者のための人道的活動を行うため、必要な便益を与える。

3 締約国及び紛争当事者は、赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の団体及び赤十字社連盟が諸条約及びこの議定書の規定並びに赤十字国際会議によって作成された赤十字の基本原則に従って紛争の犠牲者に与える援助を、できる限りの方法で容易にする。

4 締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書にいう他の人道的団体であつて、それぞれ紛争当事者によって正当に認められ、かつ、諸条約及びこの議定書の規定に従って人道的活動を行うものが2及び3に規定する便益と同様の便益を、できる限り、利用することのできるようにする。

第八十二条 軍隊における法律顧問
締約国はいつでも、また、紛争当事者は武力紛争の際に、諸条約及びこの議定書の適用並びにその適用について軍隊に与えられる適当な指示に関して軍隊の適当な地位の指揮官に助言する法律顧問を必要の場合に利用することができるようにする。

第八十三条 周知
1 締約国は、平時において武力紛争の際と同様に、自国において、できる限り広い範囲において諸条約及びこの議定書の周知を図ること、特に、諸条約及びこの議定書を自国の軍隊及び文民たる住民に周知させるため、軍隊の教育の課目に諸条約及びこの議定書についての学習を取り入れ並びに文民たる住民によるその学習を奨励することを約束する。

2 武力紛争の際に諸条約及びこの議定書の適用について責任を有する軍当局又は軍当局以外の当局は、諸条約及びこの議定書の内容を熟知していなければならない。

第八十四条 細目手続

締約国は、寄託者及び適当な場合には利益保護国を通じて、この議定書の自国の公の訳文及びその適用を確保するために自国が制定する法令をできる限り速やかに相互に通知する。

第二部 諸条約及びこの議定書に対する違反行為の防止

第八十五条 この議定書に対する違反行為の防止

1 この部の規定によって補完される違反行為及び重大な違反行為の防止に関する諸条約の規定は、この議定書に対する違反行為及び重大な違反行為の防止について適用する。

2 諸条約において重大な違反行為とされている行為は、敵対する紛争当事者の権力内にある者であつて第四十四条、第四十五条及び第七十三

条の規定によつて保護されるもの、敵対する紛争当事者の傷者、病者及び難船者であつてこの議定書によつて保護されるもの又は敵対する紛争当事者の支配の下にある医療要員、宗教要員、医療組織若しくは医療用輸送手段であつてこの議定書によつて保護されるものに対して行われる場合には、この議定書に対する重大な違反行為とする。

3 第十一條に規定する重大な違反行為のほか、次の行為は、この議定書の関連規定に違反して故意に行われ、死亡又は身体若しくは健康に対する重大な傷害を引き起こす場合には、この議定書に対する重大な違反行為とする。

(a) 文民たる住民又は個々の文民を攻撃の対象とすること。

(b) 第五十七條2(a)に規定する文民の過度な死亡若しくは傷害又は民物の過度な損傷を引き起こすことを知りながら、文民たる住民又は民物に影響を及ぼす無差別な攻撃を行うこと。

(c) 第五十七條2(a)に規定する文民の過度な死亡若しくは傷害又は民物の過度な損傷を引き起こすことを知りながら、危険な力を内蔵する工作物又は施設に対する攻撃を行うこと。

(d) 無防備地区及び非武装地帯を攻撃の対象とすること。

(e) 戦場外にある者であることを知りながら、その者を攻撃の対象とすること。

(f) 赤十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の特殊標章又は諸条約若しくはこの議定書によつて認められている他の保護標章を第三十七條の規定に違反して背信的に使用すること。

4 2及び3並びに諸条約に定める重大な違反行為のほか、次の行為は、諸条約又はこの議定書に違反して故意に行われる場合には、この議定書に対する重大な違反行為とする。

(a) 占領国が、第四條約第四十九條の規定に違

反して、その占領地域に自国の文民たる住民の一部を移送すること又はその占領地域の住民の全部若しくは一部を当該占領地域の内に置いて若しくはその外に追放し若しくは移送すること。

(b) 捕虜又は文民の送還を不当に遅延させること。

(c) アパルトヘイトの慣行その他の人種差別に基づき個人の尊厳に対する侵害をもたらす非人道的で体面を汚す慣行

(d) 明確に認められている歴史的建造物、芸術品又は礼拝所であつて、国民の文化的又は精神的遺産を構成し、かつ、特別の取極(例えば、権限のある国際機関の枠内におけるもの)によつて特別の保護が与えられているものについて、敵対する紛争当事者が第五十三條(b)の規定に違反しているという証拠がなく、かつ、これらの歴史的建造物、芸術品及び礼拝所が軍事目標に極めて近接して位置していない場合において、攻撃の対象とし、その結果広範な破壊を引き起こすこと。

(e) 諸条約によつて保護される者又は2に規定する者から公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと。

5 諸条約及びこの議定書に対する重大な違反行為は、これらの文書の適用を妨げることなく、戦争犯罪と認める。

第八十六條 不作為

1 締約国及び紛争当事者は、作為義務を履行しなかつたことの結果生ずる諸条約又はこの議定書に対する重大な違反行為を防止し、及び作為義務を履行しなかつたことの結果生ずる諸条約又はこの議定書に対するその他のすべての違反行為を防止するために必要な措置をとる。

2 上官は、部下が諸条約若しくはこの議定書に対する違反行為を行つており若しくは行おうとしていることを知つており又はその時点における状況においてそのように結論することができ、る情報を有していた場合において、当該違反行

為を防止し又は抑止するためにすべての実行可能な措置をとらなかつたときは、当該違反行為が当該部下によつて行われたという事実により場合に依じた刑事上又は懲戒上の責任を免れない。

第八十七條 指揮官の義務

1 締約国及び紛争当事者は、軍の指揮官に対し、その指揮の下にある軍隊の構成員及びその監督の下にあるその他の者による諸条約及びこの議定書に対する違反行為を防止するよう、並びに必要な場合にはこれらの違反行為を抑止し及び権限のある当局に報告するよう求める。

2 締約国及び紛争当事者は、違反行為を防止し及び抑止するため、指揮官に対し、その指揮の下にある軍隊の構成員が諸条約及びこの議定書に基づく自己の義務について了知していることをその責任の程度に応じて確保するよう求める。

3 締約国及び紛争当事者は、指揮官であつてその部下又はその監督の下にあるその他の者が諸条約又はこの議定書に対する違反行為を行おうとしており又は行つたことを認識しているものに対し、諸条約又はこの議定書に対するそのような違反行為を防止するために必要な措置を開始するよう、及び適当な場合にはそのような違反行為を行つた者に対する懲戒上又は刑事上の手続を開始するよう求める。

第八十八條 刑事問題に関する相互援助

1 締約国は、諸条約又はこの議定書に対する重大な違反行為についてとられる刑事訴訟手続に關し、相互に最大限の援助を与える。

2 締約国は、諸条約及び第八十五條1に定める権利及び義務に従つて条件として、事情が許すときは、犯罪人引渡しに關する事項について協力する。締約国は、犯罪が行われたとされる領域の属する国の要請に妥当な考慮を払う。

3 すべての場合において、相互援助の要請を受けた締約国の法令が適用される。もつとも、1及び2の規定は、刑事問題についての相互援助

に關する事項の全部又は一部を現在規律しており又は将来規律する他の二国間又は多数国間の条約に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

第八十九條 協力

締約国は、諸条約又はこの議定書に対する著しい違反がある場合には、国際連合と協力して、かつ、国際連合憲章に従つて、単独で又は共同して行動することを約束する。

第九十條 国際事実調査委員会

1 (a) 徳望が高く、かつ、公平と認められる十五人の委員で構成する国際事実調査委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(b) 寄託者は、二十以上の締約国が2の規定に従つて委員会の権限を受け入れることに同意したときは、その時に及びその後五年ごとに、委員会の委員を選出するためにこれらの締約国の代表者の会議を招集する。代表者は、その会議において、これらの締約国によつて指名された者(これらの締約国は、それぞれ一人を指名することができ、その名簿の中から秘密投票により委員会の委員を選出する)。

(c) 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、次の回の会議において新たな委員が選出されるまで在任する。

(d) 締約国は、選出に当たり、委員会に選出される者が必要な能力を個々に有していること及び委員会全体として衡平な地理的代表が保証されることを確保する。

(e) 委員会は、臨時の空席が生じたときは、(a)から(d)までの規定に妥当な考慮を払つてその空席を補充する。

(f) 寄託者は、委員会がその任務の遂行のために必要な運営上の便益を利用することのできるようにする。

2 (a) 締約国は、この議定書の署名若しくは批准若しくはこれへの加入の際に又はその後いつても、同一の義務を受諾する他の締約国との

関係において、この条の規定によつて認められる当該他の締約国による申立てを調査する委員会の権限について当然に、かつ、特別の合意なしに認めることを宣言することができ

(b) (a)に規定する宣言については、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、その写しを締約国に送付する。

(c) 委員会は、次のことを行う権限を有する。
(i) 諸条約及びこの議定書に定める重大な違反行為その他の諸条約又はこの議定書に対する著しい違反であると申し立てられた事実を調査すること。
(ii) あつせんにより、諸条約及びこの議定書を尊重する態度が回復されることを容易にすること。

(d) その他の場合には、委員会は、紛争当事者の要請がある場合であつて、他の関係紛争当事者の同意があるときのみ調査を行う。

(e) (a)から(d)までの規定に従うことを条件として、第一條約第五十二条、第二條約第五十三条、第三條約第三十二条及び第四條約第四十九条の規定は、諸条約の違反の容疑について引き続き適用するものとし、また、この議定書の違反の容疑についても適用する。

3 (a) すべての調査は、関係紛争当事者の間に別段の合意がない限り、次のとおり任命される七人の委員で構成する部が行う。
(i) 委員会の委員長が、紛争当事者と協議した後、地理的地域が衡平に代表されることを基準として任命する委員会の紛争当事者の国民でない五人の委員
(ii) 双方の紛争当事者が一人ずつ任命する紛争当事者の国民でない二人の特別の委員
委員会の委員長は、調査の要請を受けたときは、部を設置する適当な期限を定める。委員長は、特別の委員が当該期限内に任命されなかつたときは、部の定数を満たすために必要な追加の委員会の委員を直ちに任命する。

第二十二部 イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会会議録第十号(その二) 平成十六年五月二十六日【参議院】

4 (a) 調査を行うために3の規定に従つて設置される部は、紛争当事者に対し、援助及び証拠の提出を求める。また、部は、適当と認める他の証拠を求めることができるものとし、現地において状況を調査することができる。
(b) すべての証拠は、紛争当事者に十分に開示されるものとし、当該紛争当事者は、その証拠について委員会に対して意見を述べる権利を有する。

(c) 紛争当事者は、(b)に規定する証拠について異議を申し立てる権利を有する。

5 (a) 委員会は、適当と認める勧告を付して、事実関係の調査結果に関する部の報告を紛争当事者に提出する。
(b) 委員会は、部が公平な事実関係の調査結果を得るための十分な証拠を入手することのできない場合には、入手することのできない理由を明示する。

(c) 委員会は、すべての紛争当事者が要請した場合を除くほか、調査結果を公表しない。
6 委員会は、その規則(委員会の委員長及び部の長に関する規則を含む。)を定める。この規則は、委員会の委員長の任務がいつでも遂行されること及び調査の場合についてはその任務が紛争当事者の国民でない者によつて遂行されることを確保するものとする。

7 委員会の運営経費は、2の規定に基づく宣言を行った締約国からの分担金及び任意の拠出金をもつて支弁する。調査を要請する紛争当事者は、部が要する費用のために必要な資金を前払し、当該費用の五十パーセントを限度として申立てを受けた紛争当事者による償還を受ける。対抗する申立てが部に対して行われた場合には、それぞれの紛争当事者が必要な資金の五十パーセントを前払する。

第九十一条 責任
諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事者は、必要な場合には、賠償を行う責任を負う。紛争当事者は、自国の軍隊に属する者が行つたすべての行為について責任を負う。

第六編 最終規定
第九十二条 署名
この議定書は、最終議定書の署名の六箇月後に諸条約の締約国による署名のために開放し、その後十二箇月の間開放しておく。

第九十三条 批准
この議定書は、できる限り速やかに批准されなければならない。批准書は、諸条約の寄託者であるスイス連邦政府に寄託する。

第九十四条 加入
この議定書は、これに署名しなかつた諸条約の締約国による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第九十五条 効力発生
1 この議定書は、二の批准書又は加入書が寄託された後六箇月で効力を生ずる。
2 この議定書は、その後この議定書を批准し又はこれに加入する諸条約の締約国については、当該締約国による批准書又は加入書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第九十六条 この議定書の効力発生後の条約関係
1 諸条約は、その締約国がこの議定書の締約国である場合には、この議定書によつて補完されるものとして適用する。
2 いずれか一の紛争当事者がこの議定書に拘束されていない場合にも、この議定書の締約国相互の関係においては、当該締約国は、この議定書に拘束される。さらに、当該締約国は、この議定書に拘束されない紛争当事者がこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用するときは、当該紛争当事者との関係において、この議定書に拘束される。

3 第一條4に規定する武力紛争においていずれかの締約国と戦う人民を代表する当局は、寄託者にあつた一方的な宣言により、当該武力紛争について諸条約及びこの議定書を適用することを約束することができる。この宣言は、寄託者がこれを受領したときは、当該武力紛争に関し、次の効果を有する。
(a) 諸条約及びこの議定書は、紛争当事者としての当該当局について直ちに効力を生ずる。
(b) 当該当局は、諸条約及びこの議定書の締約国の有する権利及び義務と同一の権利及び義務を有する。
(c) 諸条約及びこの議定書は、すべての紛争当事者をひとしく拘束する。

第九十七条 改正
1 いずれの締約国も、この議定書の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に通知されるものとし、寄託者は、すべての締約国及び赤十字国際委員会と協議した後、当該改正案を検討するために会議を招集すべきかを決定する。
2 寄託者は、すべての締約国及び諸条約の締約国(この議定書の署名国であるか否かを問わない。)を1の会議に招請する。

第九十八条 附属書Iの改正
1 赤十字国際委員会は、この議定書の効力発生の後四年以内に、その後は四年以上の間隔を置いて、この議定書の附属書Iについて締約国と協議するものとし、必要と認めるときは、同附属書を検討して望ましいと認める改正を提案するため技術専門家の会合を提案することができる。赤十字国際委員会は、締約国に対して当該会合の提案を通報した後六箇月以内に締約国の三分の一が反対しない限り、適当な国際機関のオブザーバーも招請して、当該会合を招集する。また、赤十字国際委員会は、締約国の三分の一からの要請があるときはいつでも、当該会合を招集する。

2 寄託者は、技術専門家の会合の後に赤十字国際委員会又は締約国の三分の一が要請したときは、当該会合によつて提案された改正案を検討するために締約国及び諸条約の締約国の会議を招集する。
3 附属書Iの改正は、2の会議において、出席

がこれを受領したときは、当該武力紛争に関し、次の効果を有する。
(a) 諸条約及びこの議定書は、紛争当事者としての当該当局について直ちに効力を生ずる。
(b) 当該当局は、諸条約及びこの議定書の締約国の有する権利及び義務と同一の権利及び義務を有する。
(c) 諸条約及びこの議定書は、すべての紛争当事者をひとしく拘束する。

しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択することができる。

4 寄託者は、採択された改正を締約国及び諸条約の締約国に通報する。改正は、その通報の後一年以内に三分の一以上の締約国が寄託者に対しその改正を受諾しない旨の宣言を通知しない限り、その通報の後一年の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。

5 4の規定により受諾されたものとみなされる改正は、同規定により受諾しない旨の宣言を行った締約国以外のすべての締約国についてその受諾の後三箇月で効力を生ずる。受諾しない旨の宣言を行った締約国は、当該宣言をいつでも撤回することができるものとし、改正は、その撤回の後三箇月で当該締約国について効力を生ずる。

6 寄託者は、締約国及び諸条約の締約国に対し、改正の効力発生、改正に拘束される締約国、改正がそれぞれの締約国について効力を生ずる日、4の規定によつて行われる受諾しない旨の宣言及びその宣言の撤回を通報する。

第九十九条 廃棄

1 いずれかの締約国がこの議定書を廃棄する場合に、その廃棄は、廃棄書の受領の後一年で効力を生ずる。ただし、廃棄は、廃棄を行う締約国が当該一年の期間の満了の時において第一条に規定する事態にある場合には、武力紛争又は占領の終了の時まで効力を生じず、また、いかなる場合においても、諸条約又はこの議定書によつて保護されている者の最終的解放、送還又は居住地の設定に関連する活動が終了する時まで効力を生じない。

2 廃棄は、書面により寄託者に通告するものとす。寄託者は、その通告をすべての締約国に通報する。

3 廃棄は、廃棄を行う締約国についてのみ効力を有する。

4 1に規定する廃棄は、廃棄が効力を生ずる前に行われた行為について、廃棄を行う締約国がこの議定書に基づいて負っている武力紛争に係る義務に影響を及ぼすものではない。

義務に影響を及ぼすものではない。

寄託者は、締約国及び諸条約の締約国(この議定書の署名国であるか否かを問わない)に対して次の事項を通報する。

(a) この議定書への署名並びに第九十三条及び第九十四条の規定による批准書及び加入書の寄託

(b) 第九十五条の規定によりこの議定書が効力を生ずる日

(c) 第八十四条、第九十条及び第九十七条の規定によつて受領した通知及び宣言

(d) 第九十六条3の規定によつて受領した宣言。この宣言は、最も速やかな方法で通報されなければならない。

(e) 前条の規定による廃棄

第一百条 登録

1 寄託者は、この議定書の効力発生の後、国際連合憲章第二百二条の規定に従い、この議定書を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

2 寄託者は、また、この議定書に関して自己が受領するすべての批准書、加入書及び廃棄書について国際連合事務局に通報する。

第一百一条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、その認証謄本を諸条約のすべての締約国に送付する。

附属書I 識別に関する規則

第一条 総則

1 この附属書の識別に関する規則により、諸条約及びこの議定書の関連規定を実施する。この規則は、諸条約及びこの議定書によつて保護される要員、物品、組織、輸送手段及び施設の識別を容易にすることを目的とする。

2 識別に関する規則それ自体は、保護を受ける

権利を設定するものではない。保護を受ける権利は、諸条約及びこの議定書の関連規定によつて規律される。

3 権限のある当局は、諸条約及びこの議定書の関連規定に従うことを条件として、いつでも、特殊標章及び特殊信号の使用、表示、照明及び探知可能性について定めることができる。

4 締約国、特に紛争当事者は、いつでも、識別可能性を向上させ及びこの分野における技術の進歩を十分に利用する追加的な又は他の信号、方法又はシステムについて合意するよう求められる。

第一章 身分証明書

第二条 軍の医療要員以外の常時の医療要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員の身分証明書

1 議定書第十八条3に規定する軍の医療要員以外の常時の医療要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員の身分証明書は、次の要件を満たすべきである。

(a) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(b) できる限り耐久性のあるものであること。

(c) 自国語又は公用語及び適当な場合には関連地域の現地の言語で書かれていること。

(d) 氏名、生年月日(生年月日が明らかでないときは、身分証明書の発給時の年齢)及び所持者の識別のための番号がある場合にはその番号が記載されていること。

(e) 所持者がいかなる資格において諸条約及びこの議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。

(f) 所持者の写真及び署名若しくは押印又はその双方が付されていること。

(g) 権限のある当局の印章が押され、及び当該当局の署名が付されていること。

(h) 身分証明書の発給年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。

(i) 可能な限り、身分証明書の裏面に所持者の血液型が記載されていること。

2 身分証明書は、締約国の領域を通じて同一の形式のものとし、また、できる限り、すべての紛争当事者について同様の形式のものとする。

紛争当事者は、第一図に示す単一の言語によるひな型に倣うことができる。紛争当事者は、敵対行為の開始に際し、その使用するひな型が第一図に示すものと異なる場合には、当該ひな型の見本を相互に送付する。身分証明書は、可能な場合には、二通作成するものとし、そのうちの一通は、発給当局が保管する。当該発給当局は、発給した身分証明書の管理を行うべきである。

3 いかなる場合においても、軍の医療要員以外の常時の医療要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員は、その身分証明書を奪われない。身分証明書を紛失した場合には、その複本の発給を受ける権利を有する。

第三条 軍の医療要員以外の臨時の医療要員及び軍の宗教要員以外の臨時の宗教要員の身分証明書

1 軍の医療要員以外の臨時の医療要員及び軍の宗教要員以外の臨時の宗教要員の身分証明書は、可能な限り、前条に規定する身分証明書と同様のものとすべきである。紛争当事者は、第一図に示すひな型に倣うことができる。

2 軍の医療要員以外の臨時の医療要員及び軍の宗教要員以外の臨時の宗教要員は、前条に規定する身分証明書と同様の身分証明書の発給を受けることができる場合には、これらの者が臨時の要員としての任務を遂行していることを証明し並びにその任務を遂行している期間及び特殊標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であつて、権限のある当局が署名するもの、所持者の氏名、生年月日(生年月日が明らかでないときは、証明書の発給時の年齢)、任務及び識別のための番号がある場合にはその番号を記載すべきである。当該証明書には、所持者の署名若しくは押印又はその双方を付する。

裏面

(この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白)

身分証明書

軍の	医療	要員以外の	常時の	医療	要員用
宗教			臨時の	宗教	

氏名.....

生年月日（又は年齢）.....

識別のための番号がある場合にはその番号

この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。

発行年月日 証明書番号

有効期間の満了日

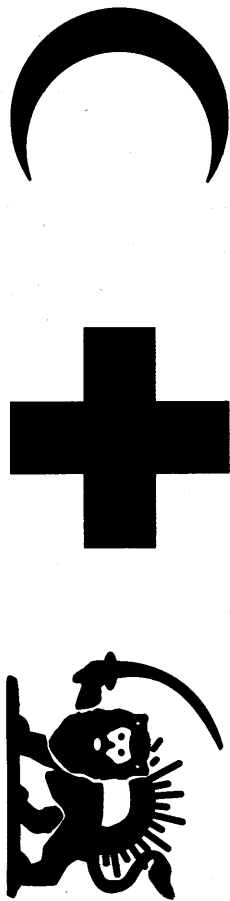
発給当局の署名

身長	眼の色	頭髪の色
その他の特徴又は情報		
所持者の写真		
印章		
所持者の署名若しくは 捺印又はその双方		

第二章 特殊標章

第四条 形状

特殊標章(白地に赤色)は、状況に応じて適当な大ききとする。締約国は、十字、新月又はライオン及び太陽(注)の形状について、第二図に示すひな型に倣うことができる。



第2図 白地に赤色の特殊標章

注 いずれの国も、千九百八十年以降ライオン及び太陽の標章を使用していない。

第五条 使用

- 1 特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から(特に空から)識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示する。
- 2 夜間又は可視度が減少したときは、特殊標章は、点灯し又は照明することができる。
- 3 特殊標章は、探知に関する技術的な方法によつてこれを識別することができるようにする材料で作ることができる。赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗るべきである。
- 4 戦場で任務を遂行する医療要員及び宗教要員は、特殊標章を付した帽子及び衣服をできる限り着用する。

第三章 特殊信号

第六条 使用

- 1 医療組織又は医療用輸送手段は、この章に規定するすべての特殊信号を使用することができる。
- 2 特殊信号については、専ら医療組織又は医療用輸送手段が使用することができるものとし、他のいかなる目的にも使用してはならない。ただし、発光信号の使用については、この限りでない(3参照)。
- 3 青色のせん光灯の使用を医療用車両並びに医療用船舶及び医療用舟艇の識別の目的に限定する紛争当事者間の特別の合意が存在しない場合には、他の車両、船舶及び舟艇は、青色のせん光灯の使用を禁止されない。
- 4 時間的余裕がないこと又はその特性から特殊

標章を付することができる臨時の医療用航空機は、この章において認められた特殊信号を使用することができる。

第七条 発光信号

- 1 国際民間航空機関(ICAO)の耐空性に関する技術手引書(文書第九〇五一号)に定義する青色のせん光灯から成る発光信号については、医療用航空機の識別に使用するために設定する。他のいかなる航空機も、この信号を使用してはならない。青色のせん光灯を使用する医療用航空機は、発光信号ができる限り様々な方向から識別されることができるよう、必要に応じてそのせん光灯を表示すべきである。
- 2 諸条約及びこの議定書によつて保護される船舶は、国際海事機関(IMO)の国際信号書第十四章4の規定に従い、あらゆる方向から識別されることができ、一又は二以上の青色のせん光灯を表示すべきである。
- 3 医療用車両は、できる限り遠方から識別されることができ、一又は二以上の青色のせん光灯を表示すべきである。他の色のせん光灯を使用する締約国、特に紛争当事者は、これを通報すべきである。
- 4 望ましい青色は、その色度が国際照明委員会(ICI)の色度図の次の方程式によつて定義される境界の内側にあるときに得られる。

緑色の境界 $y = 0.065 + 0.805x$

白色の境界 $y = 0.400 - x$

紫色の境界 $x = 0.133 + 0.860y$

青色灯の望ましいせん光の頻度は、一分間に六十回から百回までとする。

第八条 無線信号

1 無線信号は、国際電気通信連合（ITU）の無線通信規則（同規則第四十条及び第N四十条）に規定する緊急信号及び特殊信号から成る。

2 無線による通報は、1に規定する緊急信号及び特殊信号を前置するものとし、この目的のために無線通信規則に定める周波数により、適当な間隔を置いて、英語で送信する。無線による通報は、関係する医療用輸送手段に関する次の情報を伝達する。

- (a) 呼出符号その他の認められた識別方法
- (b) 位置
- (c) 輸送手段の数及び種類
- (d) 予定の経路
- (e) 適当な場合には、予定所要時間並びに出発及び到着の予定時刻
- (f) その他の情報（例えば、飛行高度、保護無線周波数、使用言語並びに二次監視レーダーのモード及び符号）

3 締約国及び紛争当事者は、1及び2に規定する通信並びに議定書第二十二條、第二十三條及び第二十五條から第三十一條までに規定する通信を容易にするため、合意に基づき又は単独で、これらの通信のために自国が使用することを選択した周波数を国際電気通信条約に附属する無線通信規則の周波数割当て表に従って指定し、及び公表することができる。これらの周波数は、世界無線通信主管庁会議が承認する手続に従って国際電気通信連合に通報する。

第九条 電子的な識別

1 千九百四十四年十二月七日の国際民間航空に

関するシカゴ条約第十附屬書（隨時改正されたもの）に規定する二次監視レーダー・システムは、医療用航空機の進路を識別し及び追跡するために使用することができる。締約国及び紛争当事者は、合意に基づき又は単独で、国際民間航空機関が勧告する手続に従い、専ら医療用航空機による使用に限定される二次監視レーダーのモード及び符号を設定する。

2 保護される医療用輸送手段は、識別され及び自己の位置が確認されるよう、標準的な航空用のレーダー・トランスポンダ又は海上における搜索及び救助のためのレーダー・トランスポンダを使用することができる。

保護される医療用輸送手段は、当該医療用輸送手段に設置されたレーダー・トランスポンダが例えばモード三又はモードAに対して発信する符号により、二次監視レーダーを装備する他の船舶又は航空機によって識別されるようにすべきである。

医療用輸送手段のトランスポンダが発信する符号は、権限のある当局によって当該医療用輸送手段に割り当てられるべきであり、また、すべての紛争当事者に通報されるべきである。

3 医療用輸送手段は、当該医療用輸送手段が発信する適当な水中音波信号により、潜水艦によつて識別されるようにすべきである。

水中音波信号は、適当な音波周波数（例えば五キロヘルツ）のモジュールで発信される単一の集合YYYを前置する船舶の呼出符号（又は医療用輸送手段のその他の認められた識別方法）から成る。

このような水中音波識別信号の使用を希望する紛争当事者は、できる限り速やかに関係締約国に対し当該水中音波識別信号を通報するものとし、病院船の使用を通報するときは、使用する周波数を確認する。

4 紛争当事者は、当該紛争当事者間の特別の合意により、医療用車両並びに医療用船舶及び医療用舟艇の識別のための同様の電子的なシステムを当該紛争当事者による使用のために設定することができる。

第四章 通信

第十条 無線通信

1 議定書第二十二條、第二十三條及び第二十五條から第三十一條までの規定に従つてとられる手続の適用に当たり、医療組織及び医療用輸送手段による適当な無線通信は、第八条に規定する緊急信号及び特殊信号を前置することができる。

2 国際電気通信連合の無線通信規則第四十条（第二節第三二〇九号）及び第N四十條第三節（第三二二四号）に規定する医療用輸送手段は、また、移動衛星業務に関する国際電気通信連合の無線通信規則第三十七條、第N三十七條及び第五十九條の規定に従い、衛星システムによる通信を発信することができる。

第十一条 国際的な符号の使用

医療組織及び医療用輸送手段は、また、国際電気通信連合、国際民間航空機関及び国際海事機関が定める符号及び信号を使用することができる。これらの符号及び信号は、これらの機関が定める基準、方式及び手続に従つて使用される。

第十二条 他の通信手段

双方向の無線通信が不可能な場合には、国際海事機関が採択した国際信号書又は千九百四十四年十二月七日の国際民間航空に関するシカゴ条約の適当な附屬書（隨時改正されたもの）に定める信号を使用することができる。

第十三条 飛行計画

議定書第二十九條に規定する飛行計画に関する合意及び通報は、可能な限り国際民間航空機関が定める手続に従つて行われる。

第十四条 医療用航空機の要撃のための信号及び手続

飛行中の医療用航空機が医療用航空機であることを確認するため又は議定書第三十條及び第三十一條の規定に従い当該飛行中の医療用航空機に着陸するよう求めるため要撃用航空機が使用される場合には、要撃用航空機及び医療用航空機は、千九百四十四年十二月七日の国際民間航空に関するシカゴ条約第二附屬書（隨時改正されたもの）に定める視覚又は無線による要撃のための標準的な手続を使用すべきである。

第五章 文民保護

第十五条 身分証明書

1 議定書第六十六條3に規定する文民保護の要員の身分証明書は、この附屬書の第二条の関連規定によつて規律される。

2 文民保護の要員の身分証明書は、第三図に示すひな型に倣うことができる。

3 文民保護の要員が軽量の個人用の武器を携行することを認められる場合には、身分証明書にその旨を記載すべきである。

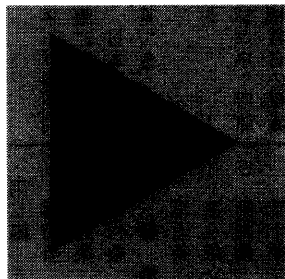
裏面

身長	眼の色	頭髪の色
その他の特徴又は情報 武器		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは 捺印又はその双方	

第3図 文民保護の要員用の身分証明書のひな型(様式 横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

第十六条 国際的な特殊標章

1 議定書第六十六條4に規定する文民保護の国際的な特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とする。ひな型については、第四図に示す。



第4図 オレンジ色地に青色の三角形

2 文民保護の国際的な特殊標章については、次の条件を満たすことが望ましい。

(a) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地は、オレンジ色の旗、腕章又は制服とすること。

(b) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。

(c) 三角形のいずれの角もオレンジ色の縁に接していないこと。

3 国際的な特殊標章は、状況に応じて適当な大きさとする。この特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示する。文民保護の要員は、権限のある当局の指示に従って、国際的な特殊標章を付した帽子及び衣服をできる限り着用する。夜間又は可視度が減少したときは、この特殊標章は、点灯し又は照明することができる。また、この特殊標章は、探知に関する技術的な方法によってこれを識別することができるようにする材料で作ることができる。

第六章 危険な力を内蔵する工作物及び施設

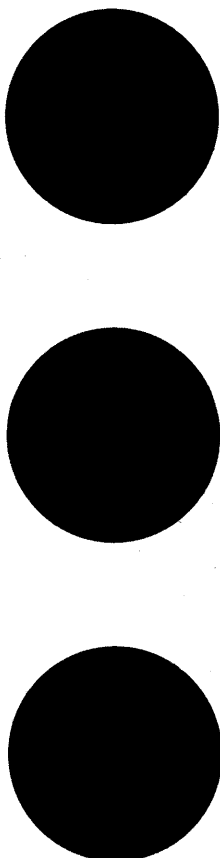
第十七条 国際的な特別の標章

1 議定書第五十六條7に規定する危険な力を内蔵する工作物及び施設のための国際的な特別の標章は、第五図に示すように、一列に並べられた同一の大きさの三個の明るいオレンジ色の円から成るものとし、それぞれの円の間隔は、一半径とする。

2 国際的な特別の標章は、状況に応じて適当な大きさとする。広範囲の面に表示する場合には、状況に応じて適当な数だけ繰り返し表示することができる。この標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示する。

3 国際的な特別の標章を旗に表示する場合には、標章の外縁とこれに隣接する旗の辺との間の距離は、円の一半径とする。旗は、白地の長方形とする。

4 夜間又は可視度が減少したときは、国際的な特別の標章は、点灯し又は照明することができる。また、この標章は、探知に関する技術的な方法によってこれを識別することができるようにする材料で作ることができる。



第5図 危険な力を内蔵する工作物及び施設のための国際的な特別の標章

附屬書Ⅱ 職業上の危険な任務に従事する報道関係者のための身分証明書

表面

注意
この証明書は、武力紛争の地域において職業上の危険な任務に従事する報道関係者に対して発給する。所持者は、千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び同諸条約の追加議定書Iに基づき文民として取り扱われる権利を有する。所持者は、常にこの証明書を携帯しなければならない。所持者は、捕らわれた場合には、その身分を証明するため、この証明書を直ちに抑留当局に提出しなければならない。

(この証明書を発給する国の名)
職業上の危険な任務に従事する報道関係者のための身分証明書

裏面

発給当局 (権限のある当局)	身長	眼の色
所持者の写真	体重	頭髪の色
発給年月日	血液型	Rh因子
(発給当局印)	宗教 (任意とする。)	指紋 (任意とする。)
(所持者の署名)	指紋 (任意とする。)	
姓	(左示指)	(右示指)
名		
出生地及び生年月日		
報道機関名		
具体的な職業		
有効期間		
	特徴	

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)

目次

前文

第一編 この議定書の適用範囲

- 第一条 適用範囲
- 第二条 人的適用範囲
- 第三条 不介入
- 第二編 人道的待遇
- 第四条 基本的な保障
- 第五条 自由を制限されている者
- 第六条 刑事訴追
- 第三編 傷者、病者及び難船者
- 第七条 保護及び看護
- 第八条 捜索
- 第九条 医療要員及び宗教要員の保護
- 第十条 医療上の任務の一般的保護
- 第十一条 医療組織及び医療用輸送手段の保護
- 第十二条 特殊標章
- 第四編 文民たる住民
- 第十三条 文民たる住民の保護

- 第十四条 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護
- 第十五条 危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護
- 第十六条 文化財及び礼拝所の保護
- 第十七条 文民の強制的な移動の禁止
- 第十八条 救済団体及び救済活動
- 第五編 最終規定
- 第十九条 周知
- 第二十条 署名
- 第二十一条 批准
- 第二十二条 加入
- 第二十三条 効力発生
- 第二十四条 改正
- 第二十五条 廃棄
- 第二十六条 通報
- 第二十七条 登録
- 第二十八条 正文

前文

締約国は、

国際的な性質を有しない武力紛争の場合には、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通してうたう人道上の諸原則が人間に対する尊重の基礎を成すものであることを想起し、

さらに、人権に関する国際文書が人間に基本的保護を与えていることを想起し、

国際的な性質を有しない武力紛争の犠牲者のために、より良い保護を確保することが必要であることを強調し、

有効な法の対象とされていない場合においても、人間が人道の諸原則及び公共の良心の保護の下に置かれていることを想起して、

次のとおり協定した。

第一編 この議定書の適用範囲

第一条 適用範囲

1 この議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通する規定をその現行の適用条件を変更することなく

く発展させかつ補充するものであり、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)第一条の対象とされていない武力紛争であつて、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反乱軍その他の組織された武装集団(持続的にかつ協同して軍時行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるとする)と並びこの議定書のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの)との間に生ずるすべてのものについて適用する。

2 この議定書は、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

第二条 人的適用範囲

1 この議定書は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国民的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位その他これらに類する基準による不利な差別(以下「不利な差別」という。)をすることなく、前条に規定する武力紛争によつて影響を受けるすべての者について適用する。

2 武力紛争の終了時に武力紛争に関連する理由で自由を奪われ又は制限されているすべての者及び武力紛争の後に同様の理由で自由を奪われ又は制限されるすべての者は、その自由のはく奪又は制限が終了する時まで、第五条及び第六条に規定する保護を受ける。

第三条 不介入

1 この議定書のいかなる規定も、国の主権又は、あらゆる正当な手段によつて、国の法及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。

2 この議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国の国内問題若し

くは対外的な問題に直接又は間接に介入することとを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するために援用してはならない。

第二編 人道的待遇

第四条 基本的な保障

1 敵対行為に直接参加せず又は敵対行為に参加しなくなったすべての者は、その自由が制限されていくか否かにかかわらず、身体、名誉並びに信条及び宗教上の実践を尊重される権利を有する。これらの者は、すべての場合において、不利な差別を受けることなく、人道的に取り扱われる。生存者を残さないよう命令することは、禁止する。

2 1の原則の適用を妨げることなく、1に規定する者に対する次の行為は、いかなる場合においても、また、いかなる場所においても禁止する。

- (a) 人の生命、健康又は心身の健全性に対する暴力、特に、殺人及び虐待(拷問、身体の切断、あらゆる形態の身体刑等)
- (b) 集団に科する刑罰
- (c) 人質をとる行為
- (d) テロリズムの行為
- (e) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇、強姦、強制売春及びあらゆる形態のわいせつ行為
- (f) あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引
- (g) 略奪
- (h) (a)から(g)までに規定する行為を行うとの脅迫

3 児童は、その必要とする保護及び援助を与えられる。特に、
(a) 児童は、その父母の希望又は父母がいない場合には児童の保護について責任を有する者の希望に沿って、教育(宗教的及び道徳的教育を含む。)を受ける。
(b) 一時的に離散した家族の再会を容易にするために、すべての適当な措置がとられなければならない。

(c) 十五歳未満の児童については、軍隊又は武装した集団に採用してはならず、また、敵対行為に参加することを許してはならない。

(d) 十五歳未満の児童は、(c)の規定にかかわらず敵対行為に直接参加し、捕らえられた場合には、この条の規定によって与えられる特別の保護を引き続き受ける。

(e) 児童については、必要な場合には、その父母又は法律若しくは慣習によりその保護について主要な責任を有する者の同意を可能な限り得て、敵対行為が行われている地域から国内の一層安全な地域へ一時的に移動させる措置並びにその安全及び福祉について責任を有する者の同行を確保するための措置がとられなければならない。

第五条 自由を制限されている者

1 武力紛争に関連する理由で自由を奪われた者(収容されているか抑留されているかを問わない。以下この条において「自由を奪われた者」という。)については、前条の規定のほか、少なくとも次の規定を尊重する。

- (a) 傷者及び病者は、第七条の規定に従って取り扱われる。
- (b) 自由を奪われた者は、地域の住民たる住民と同じ程度に、食糧及び飲料水を提供され、並びに保健上及び衛生上の保護並びに気候の厳しさ及び武力紛争の危険からの保護を与えられる。
- (c) 自由を奪われた者は、個人又は集団あての救済品を受領することができる。
- (d) 自由を奪われた者は、自己の宗教を實踐することができるとし、また、要請しかつ適当である場合には、聖職者等の宗教上の任務を遂行する者から宗教上の援助を受けることができる。
- (e) 自由を奪われた者は、労働させられる場合には、地域の住民たる住民が享受する労働条件及び保護と同様の労働条件及び保護の利益を享受する。

2 自由を奪われた者の収容又は抑留について責任を有する者は、可能な範囲内で、自由を奪われた者に関する次の規定を尊重する。

(a) 家族である男子及び女子が共に収容される場合を除くほか、女子は、男子の区画から分離した区画に収容され、かつ、女子の直接の監視の下に置かれる。

(b) 自由を奪われた者は、手紙及び葉書を送付し及び受領することができる。権限のある当局は、必要と認める場合には、手紙及び葉書の数を制限することができる。

(c) 収容及び抑留の場所は、戦闘地帯に近接して設けてはならない。自由を奪われた者については、収容され又は抑留されている場所が特に武力紛争から生じる危険にさらされることとなった場合において、安全に関する適切な条件の下で避難を実施することができるときは、避難させる。

(d) 自由を奪われた者は、健康診断の利益を享受する。

(e) 自由を奪われた者の心身が健康かつ健全であることを、不当な作為又は不作為によって脅かしてはならない。このため、自由を奪われた者に対し、その者の健康状態が必要としない医療上の措置又は自由を奪われていない者について類似の医学的状況の下で適用される一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない医療上の措置をとることは、禁止する。

3 1の規定の対象とされない者であつて、武力紛争に関連する理由で何らかの方法によって自由が制限されているものは、前条並びにこの条の1(a)、(c)及び(d)並びに2(b)の規定に従って人道的に取り扱われる。

4 自由を奪われた者を解放することを決定した場合においては、その決定を行った者は、当該自由を奪われた者の安全を確保するために必要な措置をとる。

第六条 刑事訴訟

1 この条の規定は、武力紛争に関連する犯罪の訴追及び処罰について適用する。

2 不可欠な保障としての独立性及び公平性を有する裁判所が言い渡す有罪の判決によることなく、犯罪について有罪とされる者に刑を言い渡してはならず、また、刑を執行してはならない。特に、

(a) 司法手続は、被告人が自己に対する犯罪の容疑の詳細を遅滞なく知られることを定めるものとし、被告人に対し裁判の開始前及び裁判の期間中すべての必要な防御の権利及び手段を与える。

(b) いずれの者も、自己の刑事責任に基づく場合を除くほか、犯罪について有罪の判決を受けない。

(c) いずれの者も、実行の時に法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされない。いずれの者も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後に一層軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、当該犯罪を行った者は、その利益を享受する。

(d) 罪に問われている者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。

(e) 罪に問われている者は、自ら出席して裁判を受ける権利を有する。

(f) いずれの者も、自己に不利な供述又は有罪の自白を強要されない。

3 有罪の判決を受ける者は、その判決の際に、司法上その他の救済措置及びこれらの救済措置をとることのできる期限について告知される。

4 死刑の判決は、犯罪を行った時に十八歳未満であった者に対して言い渡してはならない。また、死刑は、妊婦又は幼児の母に執行してはならない。

5 敵対行為の終了の際に、権限のある当局は、武力紛争に参加した者又は武力紛争に関連する

理由で自由を奪われた者(収容されているか抑留されているかを問わない。)に対して、できる限り広範な恩赦を与えるよう努力する。

第三編 傷者、病者及び難船者

第七條 保護及び看護

1 すべての傷者、病者及び難船者は、武力紛争に参加したか否かを問わず、尊重され、かつ、保護される。

2 傷者、病者及び難船者は、すべての場合において、人道的に取り扱われるものとし、また、実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、これらの者の状態が必要とする医療上の看護及び手当を受ける。医療上の理由以外のいかなる理由によっても、これらの者の間に差別を設けてはならない。

第八條 搜索

事情が許す場合には、特に交戦の後に、傷者、病者及び難船者を搜索し及び収容し、これらの者を略奪及び虐待から保護し、これらの者に十分な看護を確保し並びに死者を搜索し、死者がはく奪を受けることを防止し及び死者を丁寧に処理するため、遅滞なくすべての可能な措置がとられなければならない。

第九條 医療要員及び宗教要員の保護

1 医療要員及び宗教要員は、尊重され、かつ、保護されるものとし、また、その任務の遂行のためすべての利用可能な援助を与えられる。これらの者は、その人道的使命と両立しない任務を遂行することを強要されない。

2 医療要員は、その任務の遂行に当たり、医療上の理由に基づく場合を除くほか、いずれかの者を優先させるよう求められない。

第十條 医療上の任務の一般的保護

1 いずれの者も、いかなる場合においても、医療上の倫理に合致した医療活動(その受益者のいかなるを問わない。)を行ったことを理由として処罰されない。

2 医療活動に従事する者は、医療上の倫理に関する諸規則若しくは傷者及び病者のために作成

された他の諸規則又はこの議定書に反する行為又は作業を行うことを強要されず、また、これらの諸規則又はこの議定書によつて求められる行為を差し控えることを強要されない。

3 医療活動に従事する者が自己が看護している傷者及び病者について取得する情報に関して負う職業上の義務については、国内法に従うことを条件として尊重する。

4 医療活動に従事する者は、国内法に従うことを条件として、自己が現に看護しているか又は看護していた傷者及び病者に関する情報を提供するを拒否し又は提供しなかったことを理由として処罰されない。

第十一條 医療組織及び医療用輸送手段の保護

1 医療組織及び医療用輸送手段は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これらを攻撃の対象としてはならない。

2 医療組織及び医療用輸送手段が受けることのできる保護は、当該医療組織及び医療用輸送手段がその人道的任務から逸脱して敵対行為を行うために使用される場合を除くほか、消滅しない。ただし、この保護は、適当な場合にはいつでも合理的な期限を定める警告が発せられ、かつ、その警告が無視された後においてのみ、消滅させることができる。

第十二條 特殊標章

医療要員及び宗教要員、医療組織並びに医療用輸送手段は、権限のある関係当局の監督の下で、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の特殊標章を表示する。特殊標章は、すべての場合において尊重するものとし、また、不当に使用してはならない。

第四編 文民たる住民

第十三條 文民たる住民の保護

1 文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。この保護を実効的なものとするため、2及び3に定める規則は、すべての場合において、遵守する。

2 文民たる住民それ自体及び個々の文民は、攻撃の対象としてはならない。文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇は、禁止する。

3 文民は、敵対行為に直接参加していない限り、この編の規定によつて与えられる保護を受ける。

第十四條 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護

戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くことは、禁止する。したがって、食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設及び供給設備、かんがい設備等文民たる住民の生存に不可欠な物を、文民を飢餓の状態に置くことを目的として攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、禁止する。

第十五條 危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護

危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、これらの物がすることが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。

第十六條 文化財及び礼拝所の保護

千九百五十四年五月十四日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約の規定の適用を妨げることなく、国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を対象とする敵対行為を行うこと及びこれらの物を軍事上の努力を支援するために利用することは、禁止する。

第十七條 文民の強制的な移動の禁止

1 文民たる住民の移動は、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合を除くほか、紛争に関連する理由で命令してはならない。そのような移動を実施しなければ

ならない場合には、文民たる住民が住居、衛生、保健、安全及び栄養について満足すべき条件で受け入れられるよう、すべての可能な措置がとられなければならない。

2 文民は、紛争に関連する理由で自国の領域を離れることを強要されない。

第十八條 救済団体及び救済活動

1 赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の団体等締約国の領域にある救済団体は、武力紛争の犠牲者に関する伝統的な任務を遂行するため役務を提供することができる。文民たる住民は、傷者、病者及び難船者を収容し及び看護することを自発的に申し出ることができる。

2 文民たる住民が食糧、医療用品等生存に不可欠な物資の欠乏のため著しい苦難を被っている場合には、関係締約国の同意を条件として、専ら人道的で公平な性質を有し、かつ、不利な差別をすることなく行われる当該文民たる住民のための救済活動を実施する。

第五編 最終規定

第十九條 周知

この議定書については、できる限り広い範囲において周知を図る。

第二十條 署名

この議定書は、最終議定書の署名の六箇月後に諸条約の締約国による署名のために開放し、その後十二箇月の間開放しておく。

第二十一條 批准

この議定書は、できる限り速やかに批准されなければならない。批准書は、諸条約の寄託者であるスイス連邦政府に寄託する。

第二十二條 加入

この議定書は、これに署名しなかった諸条約の締約国による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第二十三條 効力発生

1 この議定書は、二の批准書又は加入書が寄託された後六箇月で効力を生ずる。

2 この議定書は、その後この議定書を批准し又はこれに加入する諸条約の締約国については、当該締約国による批准書又は加入書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第二十四条 改正

1 いずれの締約国も、この議定書の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に通知されるものとし、寄託者は、すべての締約国及び赤十字国際委員会と協議した後、当該改正案を検討するために会議を招集すべきかを決定する。

2 寄託者は、すべての締約国及び諸条約の締約国（この議定書の署名国であるか否かを問わない。）を1の会議に招請する。

第二十五条 廃棄

1 いずれかの締約国がこの議定書を廃棄する場合には、その廃棄は、廃棄書の受領の後六箇月で効力を生ずる。ただし、廃棄は、廃棄を行う締約国が当該六箇月の期間の満了の時に於いて第一条に規定する事態にある場合には、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。もつとも、武力紛争に関連する理由で自由を奪われ又は制限されている者は、最終的解放の時まで、この議定書の規定による利益を引き続き享受する。

2 廃棄は、書面により寄託者に通告するものとし、寄託者は、その通告をすべての締約国に通報する。

第二十六条 通報

寄託者は、締約国及び諸条約の締約国（この議定書の署名国であるか否かを問わない。）に対して次の事項を通報する。

- (a) この議定書への署名並びに第二十一条及び第二十二条の規定による批准書及び加入書の寄託
- (b) 第二十三条の規定によりこの議定書が効力を生ずる日
- (c) 第二十四条の規定によって受領した通知及び宣言

第二十七条 登録

1 寄託者は、この議定書の効力発生の後、国際連合憲章第二百二条の規定に従い、この議定書を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

2 寄託者は、また、この議定書に関して自己が受領するすべての批准書及び加入書について国際連合事務局に通報する。

第二十八条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、その認証謄本を諸条約のすべての締約国に送付する。

平成十六年六月一日印刷

平成十六年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B